

高砂	觀世山科	庄次郎	市右衛門吉
兼平	金春春藤	九郎兵衛藏	清左衛門
湯谷	七太夫	彈右衛門	庄兵衛
鶴	權兵衛	助三郎	長彦九郎藏
自然居士	七太夫	彈右衛門	庄兵衛
是界	七太夫	庄九郎	宗右衛門
熊阪	七太夫	清二郎	市右衛門
	春藤	植藏	長新藏助

御所望

祝言	觀世彌次郎	庄次郎	市右衛門吉
八幡	彌次郎	清二郎	

きやうげん

あそ	二右衛門丞	彌右衛門	二右衛門
	あくばう	彌太郎	權六

以上

將軍様御成之御相伴

駿河大納言様・藤堂和泉殿・立花飛驒殿。

前田左兵衛  
はこの頃對  
馬といへり

將軍様御成之時御目見之衆被指上候覺

御拾二十、御太刀馬代銀子一枚	本多安房守	横山山城守
御拾十、御太刀馬代銀子一枚	長九郎左衛門	前田左兵衛
御拾五、御太刀馬代銀子一枚	小幡宮内	三人年寄衆
	神谷丹波守	富田下總守
	津田勘兵衛	今枝民部
	生駒内膳	脇田帶刀

將軍様より被下物之覺

銀子二百枚、單物十	本多安房守	横山山城守
	長九郎左衛門	前田對馬守
	奥村河内守	奥村因幡守
	横山大膳	小幡宮内
	神谷丹波守	富田下總守
	津田勘兵衛	今枝民部
	生駒内膳	脇田帶刀
銀子三十枚、御小袖三ツ、御拾二ツ		



〔東武實録〕

數寄屋の道具

- 一、掛物 密 庵
- 一、茶入 小野村肩衝
- 一、香合 堆朱布袋
- 書院
- 一、古今 三筆俊成定家四行
- 一、釜 むきみかん
- 袋 棚
- 一、水指 かねの物
- 一、臺 朱
- 銅臺の間
- 一、釜 霰
- 一、茶碗 三 島
- 大 廣 間
- 一、釜 腰 霰
- 一、茶碗 割高臺
- 一、花入 柑子口古銅
- 一、硯 丸 石
- 一、筆 あまのぢやく
- 一、茶入 小茄子
- 一、茶杓 織部作
- 一、天目 黄
- 一、水指 信 樂
- 一、茶入 中 次
- 一、花瓶 花は池の坊立る
- 一、香爐 青磁獅子
- 一、骨吐 かねの物
- 一、砂の物
- 一、硯 石

廿二日は廿六日

- 一、三幅一對
- 白書院
- 一、掛物 洞庭秋月
- 左 小 棚
- 一、茶入 小鶴首
- 此外棚の飾物色々の道具是あり。
- 一、古今 定家筆
- 一、筆架 かねの物
- 〔三壺記〕
- 一、硯 石

加賀の御下屋敷に、小幡宮内惣奉行にて、御成御書院内々より御造營被成、此年漸出來して、家光公御痲瘡も御機嫌能相濟、翌年之夏中に御成と究りて、其御用意品々は御分國は不及申、京・長崎・出羽・奥州迄御調物共被遣相調ければ、四月廿二日に家光將軍様ならせたまひ、終日御機嫌能被爲成御成、還御をぞ被成ける。其時筑前守光高公四位の少將に御任官被仰出、家光の光の字を被進。其祝儀として御一門方數日御振舞、御家中にも御祝の御振舞被下けり。金澤には天徳院様之第七年忌として、大法事を被仰付執行せらる。江戸・金澤の御用とも



にかさなり、上下武家・町人・百姓迄御事多、晝夜の勤寸暇を得ざる有様推量して知るべし、記に不及。

四月廿九日。徳川秀忠亦前田利常の本郷邸に臨む。

〔徳川實紀〕

四月廿九日大御所加賀黄門利常卿の別墅に成らせ給ふ。水戸黄門頼房卿・藤堂和泉守高虎・立花飛騨守宗茂御相伴たり。直に茶室に渡らせられ、利常御膳を献す。茶事例の如し。御花・御炭御みづから遊ばされ、畢りて高樓に登らせ給ひ、俊成・定家・西行三筆の古今集を御覽あり。御感の餘り頼房卿めして見せさせ給ふ。次に猿樂加茂・敦盛・井筒・花月・船辨慶・谷行・祝言なり。花月は黄門みづから仕ふまつる。又御所望によて、觀世左近頂羽を仕ふまつる。この間饗宴をひらき、黄門御盃賜はる時、正恒の御刀・池田正宗の御脇差・銀二千枚・小袖五十・拾五十・八丈縞二百反賜はる。其御盃を返し奉り、再筑前守光高に賜はる時、一文字の御太刀・二字國俊の御刀・銀五百枚・拾五十賜はる。又別の盃もて千勝利次・宮松利治に給はり、各御刀下さる。家司本多安房守・横山山城守拾十づゝ献じ拜謁し、銀百枚・小袖十づゝたまはり、其外十二人の家司は時服五づゝ献じ拜し奉り、各銀・時服給はる。かさねて廣間へわたらせ給ふごきに、利常卿より行平の太刀・吉家の刀・戸川志津の脇差・金二百枚・拾百・綿千把、光

高より守家の太刀・長光の刀・景光の脇差・銀五百枚・小袖五十献す。還御の後利常卿父子並に御相伴の輩、兩城にのぼり謝し奉る。東武實錄

〔寛永御成之記録〕

廿九日之御成

相國様へ肥前様より

御太刀 行平。御腰物 吉家。御脇指 志津。御拾百。綿 千把。御馬 一疋鞍置。金子 二百枚。

相國様へ筑前様より

御太刀 守家。御小袖 五十。銀子 三百枚。御腰物 長光。御脇指 景光。

相國様へ千勝様より

御太刀 元重。御小袖 三十。銀子 二百枚。

相國様へ宮松様より

御太刀 秀光。御小袖 三十。銀子 二百枚。

相國様より肥前様へ

御太刀 正恒。御脇指 げんしん貞宗。八ぢやう 二百端。御小袖 五十。御拾 五十。



銀子二千枚。

相國様より筑前様へ

御太刀一文字。御腰物二字國俊。御給五十。銀子三百枚。

相國様より千勝様へ

御脇指來國光。御給三十。銀子二百枚。

相國様より宮松様へ

御脇指了戒。御給三十。銀子二百枚。

二十九日之御能

翁	千歳	八右衛門	三番三	彌右衛門
賀茂	今春	春藤	彈右衛門	宗右衛門
あつ盛	七太夫	高安	小左衛門	庄兵衛
井筒	觀世	山科	清次郎	清左衛門
花月	權兵衛	權右衛門	彈右衛門	市右衛門
舟辨慶	七太夫	權右衛門	小左衛門	庄兵衛
項羽	觀世	高安	九郎兵衛	市右衛門
	高安	六庄二藏	小左衛門	長清右衛門

谷行	□	山科	植二郎	新四郎助
祝言	今春	春藤	助三郎	彦九郎
養老	今春	春藤	五郎	長九郎

きやうげん

せんじゆ	彌右衛門	大はん	二右衛門	いくい	彌右衛門
いま參	彌太郎	清みつ	二右衛門		

かもの間	彌右衛門	花月の間	權丞	舟辨慶間	彌太郎
------	------	------	----	------	-----

相國様御成御相伴

水戸中納言・藤堂和泉殿・立花飛驒殿。

六月三日。神谷信濃守守孝卒す。

〔金澤古蹟志〕

信濃守守孝が父神谷太郎左衛門は龜田大隅の舅也。守孝は初め左近と稱し、利家卿の小姓立にて、追々に取立られ、采地九千石賜り、文祿四年三月奥村助右衛門家福と共に叙爵し、從五位下信濃守に叙任す。寛永五年永井信濃守尙政關東老中の列に加へられしにより、丹波守と成、翌六年六月三日卒せり。男子なく、横山山城守長知の三男式部長治をば婿養子となし、



神谷氏を繼しむるといへども、利常卿の命に依て本姓に復し、此後家系轉々して家祿減少し、血統遂に絶えたりけり。龜尾記に云、野田山入口大佛前の川に添ひ、一町ばかりにして右へ半町ばかりの所に一堆の塚あり。碑面に從五位朝散大夫神谷信濃守と彫刻し、國老神谷氏の墳墓なりしかど、他の塚の爲に墓地を削られ、今は地域も些少にて墳墓ばかり荒れ果たりと歎息せし由を記載す。按に神谷信濃守は利家卿の兒小姓より取立給ひたりし故、利家卿の在世には殊に親しく召仕はれけん。村井長明の陳善録に金澤御城西の丸に村井豊後城代にてありし時、大納言様上方より下向被成、御振舞仕候へよし、御意にて、豊後難有存じ、御成有之。豊後手前にて御茶を被召上、徳山五兵衛・寺西宗興・篠原出羽守など謹而罷在。二間次に神谷信濃と江守平左衛門とされ言の上にからかひ出、既に平左衛門思ひ切たる体なるを、岡田長右衛門・住善坊中へはいり取さへたり。大納言様早薄茶に成つた程に、菓子を出し候へと御挨拶被遊をしほに仕、豊後御前を罷立、兩人の大きに強く異見を申候へば、平左衛門は豊後が取次にて出、信濃は是非共豊後に引廻され候様に常々申候故、兩人共しづまり迷惑仕。其夜大納言様御寝被成、信濃を殊の外御かばひ被成と見ゆ。又慶長四年二月徳川内府と利家様御中直り、利家様伏見内府の館へ入らせられし時、御供には徳山五兵衛・齋藤刑部・富田下野・神谷信濃・小塚權太夫・村井勘十郎六人被召れたり。右世上騒ぎの時分、利家様には内談

住善坊は山  
崎種善坊

の事を、其が内府方へ聞え候由に付て、徳山五兵衛ぬしの手前申ぬけに、神谷信濃を御前さへ被申候。其故は家康内に神谷善左衛門と申者は、信濃いここにて有に付、右騒ぎの時分信濃をばさへ被申候。色々物語有之。さて三月八日に内府御禮返しに御越、有間法印許同道にて御越、御雑煮御吸物にて御振舞、本酌神谷信濃、加へ村井勘十郎致し、御吸物の時勘十郎酌仕、御刀御出し候。利家様閏三月三日の朝御遠行。御近所に居申者は我等顔を見度候はゞ、中の間まで來り水を上候様にと御遺言の由、上様・肥前様より被仰出。信濃・勘十郎兩人罷越、信濃は御抱へ申、勘十郎は貝にて水を奉りけり。明る四日御死骸御遺言の如く長持に入、加州へ御下し被成、御供神谷信濃・橋本宗右衛門也。其頃篠原出羽は、金澤より御見廻に被罷登、御供候て被罷下。卯月八日金澤にて御葬禮、御位牌は篠原出羽、ちんの柱に火を付候は竹田宮内、天がいは神谷信濃、皆々目録になり、肥前様へ上りたり。此天蓋の事に付、篠原出羽と神谷信濃と既に喧嘩あらんとする時、寶圓寺堂頭も御出、皆々腰にて濟たり。其故は天蓋重く候間、内の者二三人も爲持可申由、信濃被申に付ての事也。さて頭をそり候は出羽・信濃・勘十郎三人也。元結を切候は主水・左太夫・孫平次、其外にも有之候。御遺言の由にて肥前様被仰出は右之通也。以上陳善録に載たり。前件の趣共にても、神谷氏は藩祖利家卿御在世中親しく召仕はれし事の思ひやられ、薨逝の時および葬送の時などの事にて



も知られける。關屋政春古兵談に云、神谷信濃は利家卿の子小姓達にて、御取立なりけるが、無類の鹽らしき仁にて、茶の湯者なり。利家卿御若き時分、信濃をはじめ彼是四五人へ御茶下さる。信濃先立す。利常卿路次口まで出させられ、敷居を御拂ひ、何もへ御挨拶在て、各内へ入ける時、信濃敷居を戴きて入たりける。利常卿甚御感被成ける。其後江戸にて秀忠公の御茶の湯に、利常卿御上り被成候時、即ち右の首尾になされたり。秀忠公扱も肥前は珍敷事をせられける、尤なる事と大かたならず御感ありたり。後に此事を利常卿へ尋られ候方有けるに、利常卿神谷信濃と云家來に習ひたりと仰られたるよし、菊池大學語るとあり。三州志難囊餘考に云、神谷信濃守孝男子なき故に、横山長知の三男式部長治を女婿に命せられ、神谷式部と云。慶長十年横山因幡卒し、此時式部を因幡の養子に命せられ、因幡遺知の内五千石を賜り、再び横山とす。然るに寛永六年神谷守孝卒す。遺知九千石の内四百石は長治の室へ賜り、三千石は長治の子式部長昌へ賜り、命に依て神谷丹波と稱する處、同廿年長治卒し、遺知一萬石を長昌へ賜り、命に依て横山式部と稱す。此時長昌の弟大藏隆正へ、長昌是まで賜はりし三千石を賜り、神谷丹波の姓名を改められて、信濃守守孝の後とす。然る處丹波隆正に子なく家絶る故に、中川大隅の子治部守易は、丹波隆正の從弟たれば召出され、三千石賜り、改姓すべき旨命ありて、神谷治部と號す。是即ち今の治部が家系なりといへり。

神谷氏の子孫後に種々轉變して連綿すといへども、血統早く斷絶して家系存するのみ。  
十月廿二日。德川秀忠、前田利常等に茶を饗す。

〔徳川實紀〕

十月廿二日山里にて大御所御茶あそばさる。朝は加賀中納言利常卿・松平宮内少輔忠雄・松平越前守忠宗・森美作守忠政・細川越中守忠利、晝は京極若狭守忠高・松平新太郎光政・淺野但馬守長晟・加藤肥後守忠廣・佐竹修理大夫義隆召る。東武實錄

十二月廿三日。石川郡劔の蠟燭役に對して領收書を與ふ。

〔改作所舊記〕

寛永六年分劔町之内蠟燭銀子之事

合十五匁は今極印銀也

此外一匁一分五厘は極印歩入

右請取所如件。

寛永六年十二月廿三日

中少印  
若狭印

らうそく屋 彦右衛門かたへ

銀は後の鶴  
來なり

中少は胸井  
中務少輔  
若狭は寺西  
若狭守



寛永七年

二月二日。能登羽咋郡寶達金山に對する從來の規程を從業者に告ぐ。

〔國初遺文〕

寶達之御金山從先年御定之御様子御條數之事

寶達金山の規程の  
從前の五年程  
は報じたる  
は寛永五年  
崩壊したる  
は鋪永に  
鐵鋪を再興  
したるによ  
る

一、御金山之義、金づる次第、河筋は岡・ふち共に海ざわ迄之事。  
一、小屋木・炭木手寄次第に可仕事。  
一、御金山の從所々罷越走人之義、給人衆並百姓中町人に不限、御金山御横目奉行衆へ不能案内、卒爾に尋來改申義御停止之旨に候。但走人之依様子、御横目衆並御奉行相談之上を以申付様可有之事。

一、御金山從跡々有來候金掘、並町人・堀子・大工他所へ罷越義於在之者、有所承届可申理候。從前々御定之筋目、是又御横目衆相談の上を以、急度可召返事。

一、新見立之義、寶達近邊何方にも可申付事。

右何れも御金山取立申様に之儀に付而、如此之御法度に候間可成其意者也。

寛永七年二月二日

稻葉左近正福判

稻葉左近は  
御算用場奉  
行

吉田村 理右衛門

寶達 仁右衛門

同 與兵衛

野田 能右衛門

四月朔日。前田利常、國産の海苔を献じ徳川家光の内書を受く。

〔徳川實紀〕

四月朔日加賀中納言利常卿、封地の海苔を献じければ御内書を賜ふ。

四月廿八日。乗物に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

乗物御定

一、御一門衆。

一、五十已上御昵近衆。

一、十五歳以下人持分之子共。

一、出家衆。

一、檢校並勾當。

御昵近衆は  
御目見以上  
の家中をい  
ふ人持組の  
名稱



御赦免之事  
外は御赦免之  
外なるべし

一、醫師衆。

一、五十以下之侍分、雪國に付而打かけ乗物御赦免之事。

一、又侍並町人等之儀者、五十已上之ものたりといふとも、うちかけ乗物たるべき事。

一、本乗物御赦免之事、乘申仁於有之者、爲過錢銀子一枚宛可被指上候。見顯候ものに可被下候事。

右所被仰出如件。

寛永七年四月廿八日

五月二十日。前田利長の十七回忌法會を越中高岡瑞龍寺に行ふ。

〔政鄰記〕

寛永七庚午歲五月二十日瑞龍院殿十七回忌御作善、高岡於瑞龍寺百五十人江湖僧を被附。惣奉行安見隱岐・永原土佐、小奉行島田清右衛門・古江次右衛門・池田彌次兵衛等。

五月廿四日。山崎長門光式歿す。

〔山崎氏家譜〕

一、十代祖父

山崎二代長門光式

實者閑齋三男に御座候。若名市正と申候。慶長十六年山崎阿波病死仕候以後追付被召出、阿

長鏡阿波長郷  
光式は長郷  
の弟にして  
閑齋の後を  
受けたるも

波被下置候御知行一萬五千石被下、稱號長門被仰付候。實名長常と申候處、同十八年微妙院様二代長門方に被爲成候節御一字を被下、光式と改申候。大坂御陣兩度共御先手被仰付、笹島豊前・堀才之助、永田市兵衛・水越縫殿・安原隼人・藤田八郎兵衛・杉江兵助、其外岡島備中・同帶刀・小塚淡路・安見右近・津田和泉・高島左京暨村井飛驒家來等爲相備勤申候。元和元年御歸陣之以後閑齋二代長門家來戰功之者共、從微妙院御褒美被成下、數年御奉公相勤、寛永七年五月廿四日病死仕候。

六月十六日。近江國今津村の甚右衛門に加賀藩の米廩を設くべき準備を命ず。

〔國事雜抄〕

以上

急度申入候。

一、其地に御城米之御藏可被成御立由被仰出候條、藏屋敷見立相立候様に用意可仕候事。

一、御城米之藏屋敷等、餘所なみに仕尤候事。

一、其津より之運賃海津なみに仕候由、不届様に被思召候間、以來者海上道之つもりを以致算用、可然候様に可仕事。

加賀藩史料 第二編 寛永七年



此御返事待入候、恐々謹言。

七月六日

本 安房守政重 判

六月。前田直之等金澤に於いて鬪諍す。

〔三壺記〕

利常公家臣前田肥後喧嘩の事

此年六月下旬の事成に、前田孫四郎殿御子息肥後殿は利家公の御孫也、左右なく御一門中より崇敬被成、いまた若年の時分也。ちやんふ彦右衛門・高島又八は朝より罷越、晝時分に成て石黒權左衛門・神戸嘉助・幸嶋藤右衛門・兄の次右衛門方へ人を遣し呼寄せられ、夕飯を急ぎ濟し、何茂同道し才川へ出、中村の淵にて水をあび未の刻に歸らる。法船寺町は其時分川除にて、富田右衛門前なる橋迄出る間は侍町也。川除のきはに坂部次郎兵衛、其次に水野小兵衛、鬼川の際に村瀬九右衛門也。坂部次郎兵衛向ひに内藤助左衛門、其次に外科の不亂坊、村瀬九右衛門向ひに辻助右衛門と不亂坊間に横井清右衛門、鬼川越えて橋際に松江次郎兵衛、向ひは神戸藏人也。惣構の方へ横田孫五兵衛・山本治部、向ひは半田五郎左衛門、如斯有けるに、肥後殿鬼川の橋際へ何茂同道し行懸り給ふ所に、村瀬惣領四郎左衛門・坂部惣領市郎右衛門兩人連て鬼川の橋へ行懸り、坂部市郎右衛門橋の爪へ渡り懸り、肥後殿も渡り懸り、

此年とあるは前文明正天皇即位の事に係るが故に寛文七年なり  
孫四郎は利政、肥後は直之

明衣は浴衣なり

橋の真中にて刀の鞘と鞘とはつしと當る。肥後殿扇子を取直し、市郎右衛門肩をひしごうち給へば、市郎右衛門刀を抜き、心得たりと云所を、石黒權左衛門市郎右衛門を後よりかき抱き、橋より道へ押落す。肥後殿家來川へ飛入り、橋向ひ成村瀬四郎左衛門を取籠たり。四郎左衛門は刀を抜き、肥後殿橋を渡り道へおり給ふを待かまへたりしが、取りまはされてたゞき合ひ、大勢なれば四郎左衛門松江次郎兵衛前にて討留る。坂部は權左衛門にかへられ、刀を振るに付て、突放すを何茂寄合ひ討留る。其間に肥後殿は何茂引包み、半田五郎左衛門へ引入り、裏傳ひに富田右衛門方へ入給ひ、表門へ出給ひて、高岡町へぞ引取り給ふ。村瀬九郎右衛門は、其時湯殿に行水して有之所へ、四郎左衛門乳兄弟左太郎と云ふ者走り入て、四郎左衛門殿こそ喧嘩被成討れ給ふと申ければ、九右衛門開きて、明衣の上に手掛帯して、長刀追取りかけ出し、せがれを討て何方へかのがし可申とて追懸る。肥後殿家來共立歸り、追つまくつゝ戦ひけるが、肥後殿歩行者二人討れ、草履取跡にさがつて、後より九右衛門のよは腰を切る。九右衛門長刀取直しけるかと思れば、此草履取胸元より首筋半分かけ倒さるゝ。肥後殿歩行者市川六兵衛しばし戦ひ、真甲切られけれ共、九右衛門を討留たり。其時坂部次郎兵衛は宿に在合けれ共、程隔りて聞くや否や鍵取て出けれ共、早何茂引入て、見物人のみ多ければ、無是非妙慶寺へ引込、法躰して上方へぞ登りける。村瀬九右衛門二男忠藏十



六七歳の頃也、是非に出んと刀を追取り出けるを、母・乳母など引留る。其弟亂助は、いまだ若衆にて十三四歳也。村瀬四郎右衛門乳兄弟左太郎は、少手負けれ共軽くして別義なし。追付江戸へ言上有けれ共、肥後殿手前別條なし。去共敵討もあらんかと、一代氣遣油断はなかりけり。肥後殿後に三左衛門と云。保科肥後守殿出来しての事也。後には小幡宮内督に仰付らる。村瀬妻子共は江戸へ引取ける。森川出羽守殿姪なれば、江戸へ引越、二男忠藏は水野甲斐守殿へ在付き、弟亂助は旗本衆へ兒小姓に出けるに、若年の頃器量殊の外いみじく、見る者毎に執心し、引手数多に成ぬれば、申分出來し、亂助後に淺草にて討死す。此由兄忠藏聞付け、相手を打とらんとして、走り廻りて渡合ひ、桃町にて討死す。此事四郎左衛門乳兄弟の左次郎弟石松と云者、加州より被召連兄弟の果を見て、又金澤に來り語りけり。彼村瀬四郎左衛門は新藏と申、坂部市郎右衛門は權八と申て、長久寺にて手習し、十九廿才の頃前髪取る、其翌年の事也。惣構の河岸ばた、其時分迄町屋也。鞘師徳兵衛と云音頭とりの名人也。此者の所へ鞘を頼みに兩人參たる折節也。何茂若き者共と、おしまぬ人はなかりけり。

〔金澤古蹟志〕

三壺記に寛永七年六月前田肥後喧嘩の事を記載せし條に、法船寺町は其時分川除にて、其外には家もなく河原なりけり云々。又同八年火災の後、法船寺は犀川の下河原をば寺地に賜ふ

桃町は麴町

本文前田肥後喧嘩の事を引くを以てここに附載す

ともありて、寛永の頃までは法船寺町の通筋川原なりしを、法船寺移轉の後河原を築出し、更に川除の堤防出來す、之を下川除と呼べり。享保十二年に筆記せし咄隨筆に、東美源内吉田火矢射に、或夜四五人連にて犀川河原へ出けるに、むらくと蝶の如く成物いくらも飛行す。追懸飛上り弓にてたゞき落しけるに、寛永通寶の錢なりとの希事を載たり。右河原とあるも下川除の地邊なりし河原通りをいへるならんか。

七月。金澤城内に伴ひ得べき家中供廻の人数を定む。

〔國初遺文〕

御城出入之御定

- 一、御一門衆。 小姓二人、ざうり取二人、挾箱一人。
- 但、朔日・節句・十五日には小姓一人、ざうり取一人、はさみ箱持一人宛。
- 一、御城代衆・年寄衆。 小姓二人、右筆一人、ざうり取一人、はさみ箱持一人。
- 朔日・節句・十五日右同前。
- 一、人持衆。 小姓一人、ざうり取二人、はさみ箱一人。
- 朔日・節句・十五日には小姓一人、ざうり取一人宛。
- 一、御はなし衆・小々姓衆・夜詰衆・常番衆・亂舞衆。 小姓一人、ざうり取二人、はさみ箱共。





節句朔日十五日にはざうり取一人宛。

鐵炮頭衆・馬廻衆・小姓衆・與はづれ衆。小姓一人、ざうり取一人。

朔日・節句・十五日各同前。

歩侍之分。ざうり取一人。

御定之外人數召連候付而者、爲過錢御一門衆・御城代衆・年寄衆・人持衆之分は二百疋、此外之衆は五十疋宛可出候者也。

寛永七年七月 日

横山山城守

本多安房守

八月四日。前田利常の女龜鶴姫歿す。

〔前田家譜〕

龜鶴姫慶長十八年三月九日生。母天德院。寛永三年二月嫁森右近大夫忠廣。寛永七年八月四日歿。享年十八。號浩妙院。葬武藏本門寺。

〔壬子集錄〕

微妙院様御子様方

一、浩妙院様丑の御年御十八歳にて寛永七年八月四日に御死去。御生れの月日存不申候。

八月廿二日。三輪志摩長好歿す。

〔三輪氏家譜〕

一、十三世之祖父

三輪故志摩長好

高德院様尾州に被成御座候時分、八歳に而被召出、御取立被遊所々御供仕候處、瑞龍院様に被爲附、度々御加増知拜領仕、都合七千二百六十石被下置候。最前名作藏と申候處、主水と相改、其以後志摩と相改年寄相勤。元和五年從微妙院様隱居被仰付剃髮仕、名法受と申候。右之通被仰付候得共、御奉公相勤候由。嫡子主水儀、瑞龍院様御代志摩存生之内被召出、御知行千石被下置、志摩隱居被仰付砌、志摩に被下置候御知行之内五千石被下、先知合六千石拜領仕候。次男齋宮儀、瑞龍院様御代被召出御知行三百石被下置候處、三輪故藤兵衛孫娘の聲養子被仰付候。三男左門儀大坂御陣の刻御供仕、御歸陣被遊、新知五百石被下置、志摩隱居仕候節志摩に被下置候御知行之内二千石被下、先知合二千五百石拜領仕、元和五年病死仕。せがれ無御座候に付、右二千五百石之内新知五百石は指除、二千石は高德院様・瑞龍院様御代法受に被下置候御知行之儀に候間、被返下旨微妙院様被仰出、難有奉存候旨御請申候。然處迎之儀、右之御知行せがれ共は被下候様、法受奉願候處、被爲聞召上、右二千石之内千石嫡子主水に被下、殘千石は三輪齋宮二男右近に被下候。右近儀、志摩存生之内瑞龍院様に被召



出、知行三百石被下。然處志摩隱居被仰付候砌、志摩知行之内二百六十石御引足、先知合五百六十石被下、法受養子被仰付置候處、又候右之通法受被下置候御知行之内千石被下候に付、都合千五百石拜領仕候。後名彌市右衛門と相改申候。陽廣院様に被附、重而淡路守様に被爲附、慶安二年二月病死仕候。法受儀寛永七年八月廿二日病死仕候。

九月十四日。前田利常新鮭を献じ徳川家光の内書を受く。

〔徳川實紀〕

九月十四日加賀中納言利常卿より封地の新鮭を奉りければ御内書を賜ふ。東武實錄

十月六日。能登鹿島郡石動山大宮坊勸進するを以て周旋すべきを令す。

〔加州郡方舊記〕

急度申遣候。仍石動山大宮坊より、河北郡中勸進に被參候由に候條、宿借馳走可申候。先奉行千福縫殿助方よりも、例之由に候間書狀遣者也。

寛永七曆十月六日

大島甚兵衛 印判

高松村 新左衛門

木津村 十左衛門

荒屋村 新 助

右同様之文段大島甚兵衛紙面寫、寛永七年十月六日、宛所二又助右衛門と有一通、若松村次右衛門等十一人宛所一通寫あり、略之。

十月十五日。前田利常國産の白炭を献じ、徳川家光の内書を受く。

〔徳川實紀〕

十月十五日加賀中納言利常卿、封地より白炭二箱献じければ御内書を賜ふ。東武實錄

十二月七日。前田利常、徳川秀忠に物を献ず。

〔徳川實紀〕

十二月七日。大御所御狩の御けしき伺とて、加賀中納言利常卿より蒲團二並國製の鏡を献じ、御内書を賜ふ。東武實錄

十二月廿一日。諸士の衣服・家屋・饗宴等に關して規程を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、家中知行取侍分衣裳之事、唐物之外、染物並絹・紬・木綿たるべし。道服・肩衣・袴に至迄、唐物之類にて仕候義令停止候。併近習に相詰候小姓、此外人持分之子供之義は、應其身候は



どの衣裳たるべし。惣而分際に過たる仕立無用之事。但、他國へ供役之時は各別之事。

一、歩・若黨・弓鐵炮之もの衣裳之事、袖・布・木綿之分は不苦、其上之きる物停止之事。付、刀・脇刺分際に過たる拵無用之事。

一、小者さうり取きる物之事、布・本綿たるべき事。

一、百姓之きるもの事、布・木綿たるべし。但百姓の女は袖之着物迄は不苦、其上之衣裳可爲曲言事。

一、諸侍家屋敷作事等、不應其身分限、過分之働停止之事。

一、家中常之振舞可任法度候旨。妄之仕合有之付ては、如定候過錢可出候事。但、他國客人之時は各別之事。

一、家中人持知行取侍數之事、最前定置候通無相違様に嗜、公儀御役等無懈怠様に可仕事。

右定置所、若於違背は、人持分之輩は爲過怠銀子二枚宛、其下は銀子一枚宛可出候。小者さうり取等之義は、其主人手前より可出候。但法度を違候事及二ヶ所ば可處曲言者也。

寛永七年十二月廿一日

判

十二月廿三日。老臣等更に諸士の衣服・家屋等に關する前令を敷衍す。

〔慶長以來定書〕

爲御意申入候。

一、自今以後御家中諸侍衆下々迄衣裳之儀、其外諸職御定之御條目御判之物寫進候。此趣能々御組中に可被渡候。雖爲一事相背御法度候者、急度可被仰付旨御詮候間、可得其意候。年内之義は無餘日之條、來正月出仕之衣裳より、御定無相違様可被仰渡候事肝要候。

一、御家中女衣裳之事、二千石より本妻一人は薄繪之小袖たるべし。其外之妻子並奉公たる女房共、薄繪之小袖着候事堅御停止候。次よめ入道具之事、最前可爲如被仰出候。分際に過たる仕立彌御停止之事。

一、小身成衆、又は身躰不叶に、他國之植木以下高直に置候事、萬つゝへになり候事、不謂義と被思召候條、是又御組中に可被仰渡候、恐々謹言。

寛永七年十二月廿三日

横山山城守

本多安房守

人持與頭衆

御馬廻與頭衆

御小姓頭衆

御鐵炮頭衆

薄繪は箔繪なり



十二月廿五日。元日に出仕する衣裳に關して令す。

〔慶長以來定書〕

元日出仕之衣裳之事、假雖爲拜領、御定之外之小袖着候事無用之由、被仰出者也。

寛永七年十二月廿五日

横山山城守  
本多安房守

十二月廿九日。更に諸士の衣服に關する制限を追加す。

〔慶長以來定書〕

態申入候。御家中衆衣裳之儀、最前申觸候外、白小袖並紫裏、重而御停止之旨被仰出候條、右之趣御組中の堅可被仰觸候、恐々謹言。

寛永七年十二月廿九日

横山山城守  
本多安房守

人持與頭衆

御馬廻與頭衆

御小姓頭衆

御鐵炮頭衆

是歲。前田利常・光高父子、前田貞里の邸に臨む。

〔私用覺書〕

一、寛永七年中納言利常公・筑前守光高公、貞里方へ御成、此節出雲と稱號改之。此時住宅安江町也。

貞里は前田利常の子

是歲。九里覺右衛門歿す。

〔九里氏家譜〕

一、六世之祖父

九里故覺右衛門

覺右衛門義宗智嫡子に御座候處、瑞龍院様御代慶長五年被召出、御知行二百石被下之。大聖寺御陣之砌御供仕候。微妙院様小松御部屋住御附に被仰付、其以後微妙院様御家督之砌御加増二百石被下之。大坂兩度御陣御供仕、夏御陣之砌乘城塀被疵負申候。御歸陣之後京都御屋敷に被指置、黒坂先々吉左衛門と替御用相勤申候。元和六年七月九日御加増知六百石被下之都合千石に被仰付候。寛永七年病死仕候。

是歲。初めて別宮奉行を置き、前田知勝をこの職に任ず。

〔擢萃録〕

加賀藩史料 第二編 寛永七年



一、前田銀右衛門先祖刑部和勝、六百三石二斗餘知行賜はり、白山一卷に付、寛永七年越前境目爲御締、能美郡別宮に被遣、御役料二百石被下、弓十張、鐵炮二十挺御預、與力四人御附被遊候に付召抱。且御鷹野御出之節御立寄可被遊候間、御屋敷廣く受取可申旨被仰出。是別宮奉行之初也。

寛永八年

正月十八日。更に衣服の制限に關して令す。

〔國初遺文〕

重而申觸候

- 一、唐もめんは、小袖表又は道服・袴以下仕候事、御赦免之事。
  - 一、まへがみ有之者又小姓之小袖、絹羽二重之分は御赦免之事。
  - 一、跡々よりきふるし候小袖染直し候儀者、何色によらず御赦免之事。
- 右從御誼重而申入候條、此旨御與中へ可被仰觸候、恐々謹言。

寛永八年正月十八日

横山山城守

本多安房守

人持與頭衆

馬廻組頭衆

鐵炮頭衆

御小姓頭衆

三月三日。金澤寶圓寺に前田利家の三十三回忌法會を營む。

〔三壺記〕

高德院様三十三回忌之事

同年三月三日寶圓寺において大法會を御執行被仰付、三ヶ國之禪衆は不及申、諸宗の惣祿諷經の衆、上方諸宗諸門跡諷經の使僧おびたゞし。其頃迄寺にて膳部被仰付、夜日三度四度の御賄に、木具野菜品々郡中より持參す。壘の裏に數千串の豆腐をさし、回廊の庭に炭を置、數十疊立並べて焼之。かゝる大き成事共なれば、商賣人織るがごとくに參りつゞひ、人民御報謝の徳に依て豊に世を渡り、有難く奉存。尤施行牢拂ひ、閉門蟄居も開門し、尊靈の牌前に參詣仕り難有奉存。三月の十日に二の御丸において御能被仰付、御家中並に出家衆迄御振舞を被下けり。

〔肺肝鈔〕



結願の日とあるは三日にして法會はその前より行はれしなるべし  
方外は法外

一、微妙公御代、金澤寶圓寺にて高德公御遠忌御執行有之、年寄中始誰彼相詰。其日御結願之日也。然處石野讃岐初は八右衛門と云、此時御法事奉行黄色の頭巾を被り參詣するを、篠原織部見て、偕々推參成爲躰哉と腹立す。讃岐は玄關を上る時頭巾を取て、何も相詰る所へ來り挨拶す。織部其儘聲をいからし、扱々方外千萬推參の仕方と、散々に雜言す。讃岐以之外せきたる躰なれども、一言も不出候。御法事相濟たる後、年寄中始何もへ向ひて、先刻織部雜言御聞之通也、其當坐討果し可申と存候へども、御法會之内故堪忍仕たり、最早只今は遠慮仕事もなく候、去とて年の寄候得ば、打果すなど申義にても無之候、只今腹を切申候と云。何も立寄、成程神妙成被成方御尤なれども、我等共其通りには致しがたし、兎角忍びめされと、此趣言上仕、如何様とも御存分に可仕と取押ふ。織部立出、扱々各はいはれぬ世話を御やき候、讃岐如何で腹を切得る者に候哉、よし腹を切りたらば、其死骸に腰掛て我等も腹切申分なり、何の六ヶ敷事も無之候、其分に御捨置可被成と云。讃岐せき上りけれども、何れも兩方へ引分け宿迄歸す。讃岐兎角堪忍仕まじと云により、微妙公御聽に達す。被仰出は讃岐申分尤千萬也、織部義武功も有之者に候間、命御もらひ被成塾居可被仰付候、是にて堪忍仕候へ由御意也。讃岐御請に、老人之義兎角御意次第と奉存候、殊に結構に被仰出難有、如何様共御意に任可申と申上る。織部は御扶持被召放、能州とやらんへ御追込、三年立又被召

出如跡々奉仕す。右塾居中も、度々御茶・御菓子等被下、御働之御事ども有之とぞ。右讃岐悴の代に盜賊に切られて死す。大きに客齋成者にて女計召仕たると云。

讃岐は七千石領す。與力廿四人被付、身に當る知行は僅なり。右與力之内無理成事申懸成敗す。其外非義多有之候ゆゑ、相殘る與力共奥村河内迄、讃岐隱居被仰付、せがれ半左衛門御仕被下候様願ふ。此願不埒明内、二三年の内、手前が事訴へ申事不届とて、與力に知行も不渡。簡様之事共に付御改易也。

三月六日。前田利常の生母壽福院江戸邸にて歿す。

〔三壺記〕

東の丸様御遠行之事

同八年三月六日に壽福院様御遠行被成ければ、江戸にて御遺骸を寺町へ御うつし、日蓮寺にて納め奉り、池上に御墓御造立被爲成。加州へ早速御飛脚到來し、天徳院様之御例になぞらへ、御葬禮を小立野にて御執行、善盡し美盡せり。則經王寺導師にて規式相濟申けり。御法名を壽福院殿花岳日榮大姉と號し奉る。

〔壬子集錄〕 妙成寺書付

寛永八戊未曆三月六日

加賀藩史料 第二編 寛永八年



一、壽福院殿花岳日榮大姊尊台儀

閏六月九日

瀧谷妙成寺 日 俊判

永原左京殿

篠原織部殿

〔本化別頭佛祖統紀〕

壽福院華嶽日榮大夫人者。加能越三州太守菅原朝臣亞相利家卿側室。高岡亞相利長・小松黃門利常兩卿母也。父者上木氏。越前淺倉家臣主號圓乘院護岳永鎮云。天正十五年丁亥四月卒。日長云。寛永十一年甲戌卒。夫人性篤三寶。荷擔宗門。身延芬陀利峯伽藍五重大塔。洛龍華大殿鼎基一新。其功如許。又任國有瀧谷妙成寺。寺者像薩睡之舊址。夫人振力。佛殿僧坊鐘樓門廡。伽藍所有輪奐備矣。孝子利長卿爲頒封戶。又昔在越前。香花地呼經王寺、今曳加之金澤。兄有日淳上人。姪有日條上人。偕主妙成・經王兩寺。是時加州佛法繁盛乎哉。寛永八年辛未三月六日東都感疾而逝。壽六十二。池上火矣。瀧谷墳矣。

〔楓橋遺事鈔錄〕

中山惣門水戸侯寄附也。樓門紀州養珠夫人所寄進見梁牌。又賢公代欲造講堂。加州侯夫人喜捨其資所作也。

中山は下總法華經寺加州侯夫人の名を逸す

賢公字春甫。號寂靜院。(中略)。寛永二十一年九月廿四日寂于遠州本源寺。乃開基。

〔重輯雜談〕

壽福公御家

一、壽福院殿は微妙公の御母公也。世にいふ處は筑紫陣の時被下し人也と云々。此御父善根をせられし餘慶にて、微妙公を御子にもたれし事、又壽福公の御行狀御心操など種々の説有て、別録に記置品もあり、是をば此に略す。又壽福公の外戚方の御姪甥迄も記したる物あれども、其外戚の事迄は記して益なき儀と略して、同腹同種別種の御兄弟方の姪達迄の事を荒々と記す。先上木新兵衛と云人あり、法名圓乘院永鎮と云、壽福公の父公也。永鎮の前配は山崎肥前息女にて、法名花盛院壽榮と云。此腹に四男五女あり。一男は上木勘解由左衛門、二男は上木主殿助此主殿助に四子あり、一男上木藤太夫子孫あり。次子は日藤上人、三男は日藝上人、四男三女は尼崎藤左衛門妻、四女は平田六右衛門妻、各子孫あり。日淳上人、五女は青木氏室、六女は和田氏室子孫あり。七女は雨夜室子孫あり。八女は大木室子孫あり。九女は磯松室子孫あり。是は同種別腹、嫡母は御姑君にて有ゆる、九輩は御兄弟也。御從弟也。偕永鎮の後配も又山崎肥前女にて、壽命院久延日長と法名を云ふ。此腹に三女一男あり。一女栗田傳兵衛室子孫あり。二女本保次右衛門室子孫あり。三女は壽福君。三男某早世。是四人は御同種腹なり。此の後日長大姊小幡氏に嫁して小幡右京を生む。別種同腹の御兄弟也。其後又

加賀藩史料 第二編 寛永八年

然れども日賢示寂の年に併せ考ふる時は壽福院なるべし



輕き人に嫁して一男三女を生ず。是又別種同腹の御兄弟也。一男は右の小幡右京に苗字を遣ひ、同苗にせよとの儀にて、右京種替りの兄弟故同苗とし、小幡宮内と稱し、萬石已上に被成、執權の列城代を勤め、老後隱居法體して不入と云ふ是也。二女は堀三郎兵衛妻。三女は九里覺右衛門妻。四女は田邊助太夫妻。是も別種同腹の御兄弟なり。さるに因て上木藤太夫・日條上人・尾崎藤左衛門妻・平田六右衛門妻・和田所左衛門、並に此姉雨夜が子治左衛門・大木久兵衛・磯松六左衛門・丹羽平兵衛妻、其姉一人は同種腹替の甥也。栗田久右衛門・同四郎左衛門・同三郎右衛門・同權兵衛・黒田逸角妻・岡島忠右衛門妻・本保加右衛門・本保木工之助・同儀右衛門・大音藤藏妻・岡田隼人妻、合せて十一人は同種同腹の甥也。小幡下野・小幡右京・小幡内膳・小幡市正・小幡宮内・前田三左衛門室・中川意半室・寺西孫市・堀四郎三郎・石黒左近・堀三郎兵衛・同國松・丹羽織部妻・九里甚左衛門・九里覺右衛門・高島主膳・大橋市右衛門妻・田部六兵衛・同五左衛門・同孫七・同助六・横山左近妻、右二十人は別種同腹の甥達也。委細は此系圖にあり、仍以略志する處也。

〔又新齋日記〕

一、壽福院様御兄弟之事

國事昌披問答に、上木新兵衛とて朝倉義景に仕へて越前府中に居住す。此人妻に男女七人、

妾に女三人あり。妾の嫡女は栗田傳兵衛、次女は本保大藏妻、三女は壽福院様也。新兵衛死後御國へ來り、小幡九兵衛に仕而右京・宮内・女三人を産むと云ふ。

小幡家系紋三階祖は小幡九兵衛にて、實は越中椎名右衛門大夫泰種之家老神崎筑前之孫也。筑前之子を和泉と云ひ、泰種の甥にして塔也。其子を九兵衛と云。同家老小幡九助の養子と成り、姓を冒し、山崎右京の女を娶りて二男七女を生ず。其二男は右京・宮内、其七女は壽福院殿・堀三郎兵衛妻・九里覺右衛門妻・田邊助太夫妻・本保諸右衛門妻・黒田逸角妻・上木妻・栗田傳兵衛妻也と云。政己按ずるに是にては八女也。然れども上木は名なし、是は上木新兵衛妻とかの書損なるべし。然れば七女にて、政己家系由緒にも、田邊助太夫妻は壽福院様之御姉に付、二十人扶持被下と書傳ふ。

三月六日。徳川家光使を遣はして壽福院の逝去を弔す。

〔徳川實紀〕

三月六日加賀中納言利常卿が母壽福尼卒去せしにより、溝口伊豆守善勝御使して香銀五百枚賜ふ。日記

三月十三日。農政に關する法規五十八條を定む。

〔慶長以來定書〕

政己は田邊氏



定

一、御分國中諸百姓、御代官衆・給人衆へたいし申分有之ば、郡奉行衆に可申理旨被爲定置候處に、理不盡に走候百姓之義は、背御法度曲人之事候條、假如何様之申分雖有之、免合其外用捨有之間敷事。但他國へ相越、經年數罷歸候百姓之義は、有付成兼可申條、最前ひかへ來候田畠、裁許可仕程郡奉行衆として見計可被相渡候。其上御國役三ヶ年之内可爲御赦免事。

一、自今以後若逃散之百姓於有之者、彼是百姓之跡田畠之儀は、如御法度十村組として令耕作、年貢諸役等無滯沙汰可仕候。免合之義は其村相給人之内可爲中之並候。次金澤着米之儀は跡々つけ來候内半分、十村組として可相届候。但本百姓於令還住者可爲如前之事。

一、走百姓前年之未進米之事、是又十村組より可致納所候。但年々之爲古未進に付而は十村組人かけ申間敷事。

一、走跡御借米之義、連判之者として指上可申候事。

一、走百姓之跡、御代官給人衆無構者、其組中に而も他組よりもせがれ數を持候者、又は田地不持者として、其村如免合年貢諸役御國役等無滯沙汰可仕者請人相立、以來之田地主に望者於有之は、郡奉行衆より書付出し、永代之百姓に可被申付候。然ば右走百姓之有所並宿本之儀、聞出次第に如御法度死罪に可被申付事。

一、諸百姓作毛を取仕廻令逐電、或は極月或至春立歸、年貢一切納所不仕者有之者、給人より理次第、郡奉行手前にて遂穿鑿、後百姓之儀は不及沙汰、走候刻之宿本とらへ、如御法度死罪に被申付、彼田畠年貢諸役等之義は、十村へ可被申付候事。

一、給人より在々へ下代指越、年貢穿鑿之内に走候百姓之義、十村組より及裁許間敷旨理雖有之、背御法度走申者之事に付不能承引、走跡年貢諸役等之義、組中へ可被申付事。

一、諸百姓・同下人等、御國之金山へ走入於有之は、金山奉行衆に届置、其上に而此方へ可有理候。兩人かたより申遣可被召返事。付、走者尋に相越候使に、於金山に宿をかし、走もの見合相理候はゞ、則其組之頭並小屋組として預り置、兩人より書付遣次第、相返候様可被申付旨、金山奉行衆に可被申談事。

一、給人地隱田地就有之者、檢地衆・給人衆・郡奉行衆立合相改、先高之外に出分於有之は、可爲御公領地事。

一、御公領分本村・新村に不寄、免をまして可納所在々於有之者、檢地衆・郡奉行衆以相談、田地之有高を相改、立毛を見合、分米を積、先免之定米・諸役・御國役等致指引、餘米増免に可被相定事。

一、給人地免を増可納所在々有之付而は、其村給人と郡奉行衆相談之上を以被相究、増免分



給人致收納、御役に結候様可被申候事。

一、在々島直し致候儀、檢地見立之上を以、本田之免合に相當分、本村に田地相渡、引殘分出分に可被相究事。

一、隱田相論地之事、檢地衆被相改出分有之處に、其村百姓隱田少も無之候得者、御檢地違に而隱田に罷成、迷惑仕由達而就相理候者、別に檢地衆を遣し、代官衆・給人衆・郡奉行衆立合、重而檢地之上を以可被相究候。若右之隱田就無紛者、其村之百姓可及死罪事。

一、他村之山しをこしに申上儀御停止之事。

一、前々より有來萬事小成物之内、退轉分は被成御赦免候條、被遂吟味於無紛は、御算用場のま、しに相理引可被申候。新規に出來候役儀候はゞ相改可被申上事。

一、相給人有之在々、免相高下に付、高免之百姓相斷候とも、如前々皆納仕來候に付而は、如跡々可被申付候。次下免納所仕候百姓、前々事給人より理於有之は、郡奉行衆於手前穿鑿、百姓申所非分付而者、高免並に可被申付事。

一、御公領分・給人地によらず、跡々より高免之在所、或は給人替目付而百姓何かと申掠、或は水損日損たるよし無故及理、下免に仕來候もの於有之者、郡奉行衆として被遂穿鑿、有様に免相可相定事。

しをとし本のま、  
小成物は小物成なるべし

前々事は前々之なるべし

一、御公領分・給人地によらず、百姓別に申立も雖無之、年々過分に未進仕來、當年貢之穿鑿さへ難成百姓有之候者、秋初に御代官衆・給人衆より郡奉行衆に可有理候。然ば右徒百姓之田島立毛、十村組に被爲渡、其年之御借米年貢諸役等可相調旨可被申付候。後年田地采配之義も、十村肝煎に被申渡、出作可被申付候。不然は其村人に而も、他村之者にても、御代官衆・諸給人より無構百姓を仕居、有來免相のごとく沙汰可仕旨請人を立、以來之田地主に望もの於有之者、郡奉行衆より永代之書付を出し、百姓を入替、納所無滯様に可有裁許候。自然先百姓、當百姓にたいし意趣意恨に存、あながましき事申掛候者、急度可被申上候事。

一、御公領分並給人地、立毛刈上之地有之者、頭肝煎並近郷之村肝煎罷出、田地境目可相立候。若於後日、境目相違之旨訴人有之者、其村之肝煎・長百姓・田地主、近郷之肝煎・長百姓可爲曲言候。頭肝煎之儀は過怠可被申付、然ば右刈上分米之内、六分給人可致收納候。四分は其村百姓方へ被相渡、諸役・御借米・御國役等無滯様に可被申付事。付、後年免相之儀は、右六分之米を以遂算用、増下可被相究事。

一、出作人手前より田地主にかし懸を仕、當年貢米を以引取候儀有之間敷候。如何様之證文雖有之、當米之儀は作人より給人衆へ納所仕、借物之儀は百姓之間として、あひくりに沙汰可仕事。



一、諸給人小百姓相對に而、在々一作おろし免相相定候上、其年之風俗により百姓雖及理、證文面無相違様に可被申付事。

一、出作之地年規之事及三ヶ年者、作人雖有理可爲前々のごとく。但年を重候とも、一ヶ年切之證文有之付而は可及其沙汰事。

一、在々田地分之事最前相究候處に、かじけ百姓作荒、重而田地分可仕旨申分雖有之、不可及其沙汰。但、村中として重而田地分可致之旨證文於有之は可爲各別事。付、新給人衆之内として領地割符置有之者、新給人次第たるべし。先給人分之義は如有來たるべき事。

一、田島賣買仕候儀彌御停止候。若給人並下代等之證文を取、代米を渡申定候共、相背法度候條、毎年貢米之儀者、作人より納所可被申付候。田地買取候代物之義は、買主可爲損事。

一、御公領分定免之内納所不相調候在々、近年代官衆手前誓詞免に相究候。併自今以後は御算用場及及理、檢地見立候上を以、檢地衆と郡奉行衆立合途吟味、御免合可被相定候。但、相給人有之御公領分は、給人並之免合たるべき事。

一、百姓之せがれ並兄弟以下、未進方に召遣候共、百姓死絶無之付而は在所に相返、百姓退轉不仕候様に、郡奉行衆より給人中に可被申渡候。併右之田島請取申者於有之は、給人相談次第に可被相究候事。

一、御公領分・給人地によらず、百姓死絶作人無之田島之儀者、十村肝煎として致裁許、其村々免相並におろし付様に可被申付事。

一、在々田島川流之跡、至比年於令耕作者、本村に可相付候。免相之儀、本免並に難成付而は、給人衆・御見立衆相談之上を以、見計次第可被相定候事。

一、諸給人に被下候知行高に入候荒地分新開に仕候者、給人地に相付、御役高に結可被申事。

一、在々百姓等相背御法度もの於有之者、依科之輕重死罪に可被申付候。但、可及過怠に付而者、其身之應分際可被申付候。自然其身之罪科のがれ可申ため、公儀之御納所並給人年貢米を引取申候事有之間敷事。

一、自今以後御公領分並諸給人年貢米、宿々在々に預ケ米之儀請取に遣候處、預り人之手前にて相滞、預り狀の日限於相延は、爲過怠一ヶ月に付而一割宛之加利足可相渡旨可被申付事。

一、諸百姓は未進米之儀、自今以後六月晦日以前に、米に而可被請取旨、諸給人に可被申渡候。七月朔日以後は、跡々より年貢納來候宿々より、御算用場指上候。夏拂相場書之内高直拂にして、一ヶ月に付二分半宛之加利足、銀子に而相濟候か、不然ば四割にして相立候か、兩様之内百姓之任理、給人に可被申渡候。但、連々かじけ百姓之儀は、給人見計次第たるべき事。



一、諸給人年貢被及收納候以後、重而斗直させ、かけ米百姓之辨に被申付候儀有之間敷事。付、納置候八木銀子に拂候儀、百姓於被申付者、其村々之相場次第に可被遂算用旨、給人に可被申渡候事。

一、御分國中在々、諸役出銀之儀に付而、十村頭並小百姓中算用合之事、一年切に相定、其時々組中小百姓共立合、算用帳に致加判候様に可被申付候。若右之究無之、十村頭にたいし小百姓申分於有之者、十村頭可爲越度事。

一、諸給人衆並諸百姓、宿々町人にたいし出入有之處に、町人背道理非義之働於有之者、其者籠舍可被申付事。

一、諸給人百姓を召仕、理不盡成儀申懸、過怠被申付、百姓迷惑仕由就相理者、郡奉行衆遂吟味、給人衆に可被申理候。次御國之御普請に不參仕候者、一日に付銀子五分宛可出候事。

一、御代官衆並給人衆にたいし申分有之付、郡奉行衆に書付出候百姓、出入不相濟以前に、御代官・給人によらず、彼百姓召寄於被糺明者可爲越度候。但、致高未進百姓徒をたくみ、御代官衆・給人衆にたいし不謂難題申出、百姓申分不相立においては、最前如御法度、依科之輕重百姓可被處曲言事。

一、給人地日損・水損・風損・山崩・川崩・砂入之義、百姓理次第、則給人より見立檢地之上を

以、可被致免定旨可被申渡候。若相滯、百姓迷惑之由相理候はゞ、郡奉行手前に而早速被遂穿鑿、百姓申分於無紛者、重而給人に被相談可被相究候。自然其村相給人之内に、何か同心無之手前之儀は、らち明候衆之並たるべき旨可被申理事。

一、江戸・京都御上下、並御鷹野に被成御座候刻、傳馬・人足之儀、至其時々御奉行可被仰付候條、人馬之員數奉行入より兼日に切手を取、宿々在々に被申付候。切手之外猥申懸、町人百姓等打擲仕輩於有之は、彼者留置、則奉行所へ可相理旨可被申渡事。

一、宿々傳馬人足之儀、奉行所より切手次第に、手づかへ無之様に可被申付候。駄賃傳馬之儀、如御法度駄賃銀子を取切、則馬を可出旨可被申付候。自然駄賃を不出、無道を申懸もの於有之者、其宿にとらへ置、奉行所へ注進可仕由可被申付事。

一、道橋之儀、在々所々至迄、滯無之様に可被申付候事。

一、在々百姓等々類之内、諸事出入於有之者、郡奉行衆に可相理候處に、私として申事就仕出者、手前之方籠舍被申付、遂穿鑿、科之輕重にしたがひ、或は死罪、或は過怠に可被申付事。付、相手疵付候か、又は打擲にあひ於疵付は、被相改、應其躰日手間疵養生藥代として、以過怠銀宛行可被申付事。

一、御折檻衆並相果申衆の土地より、跡々年貢方、譜代又は年規に相究、男女によらず先給



人手前に召置候者之義、當御代官衆、當給人衆より可相返旨理有之就而は、御折檻衆は不及異儀可相返候。死去仕候衆之手前は、先如御法度、未進米之内員數相尋、有様之給米可出つても以算用相極、奉公之年數濟次第に可相返事。

一、郡奉行へ諸事小百姓可相理義、直々に可承届、下代並十村頭取次に不可及。併百姓申方により十村頭可同道事。

一、對百姓御代官・給人、非分之義申懸置於有之者、遂穿鑿、郡奉行衆より急度可被申上事。  
一、御代官・給人之下代、在々に指遣、百姓賄之儀、在合を以可爲一汁一菜也。酒肴調候義一切停止之事。

一、郡中用水並川よけ普請之儀、諸百姓手透時分を、十村頭・村肝煎・長百姓勘見計、郡奉行衆に相理可被申付事。

一、十村頭方へ、組中之人馬雇仕候事可爲曲言事。

一、十村頭合力すゝめ、たのもし組中へ申懸候儀於有之者、急度曲言に可被仰付事。

一、組頭自分之銀米、高利にかし付候儀仕間敷事。

一、組中申分に付而、金澤に相詰候十村頭賄銀子、與中に打掛候義、依其品郡奉行衆可被申付事。

一、組中小百姓手前より、十村頭方の禮義禮物、一切取申間敷事。

一、訴人地、先五ヶ年御停止之事。

一、新開先五ヶ年御停止之旨被仰出候。但、永荒高之外野山を、其者として開申儀は可爲各別事。

一、御公領地夫銀、物成百石に付四十目宛被爲定置候。此外に御用有之候て就被召仕者、給人地之夫銀御定之並に御下行可被成候條、郡奉行衆として人足奉行衆之切手を取、其時々會所之衆に相斷、從御土藏銀子請取、郡中に可被相渡候。若給人地之人足於被召遣者、右同前御下行可被下事。

一、御分國中宿々傳馬於被召遣者、至其時々御奉行衆より切手次第可出之。若無切手傳馬出候付而は、其所之肝煎並馬主可爲曲言候。此外在々より傳馬於召仕者、右同前。然ば金澤町中駄賃馬並に御下行可被下候事。

一、御分國中在々所々野開就有之者、作所に成候分野錢可被成御赦免候條、御見立を申請、郡奉行衆と立合致檢地、相錢野錢可相究事。

一、此以前京衆に被下來候酒役・もろ役・紺屋役、當年より御赦免事。

右條々無相違様に可被申付候。若猥之儀就有之者、郡奉行中可爲越度旨被仰出者也。



寛永八年三月十三日

横山山城守

本多安房守

三ヶ國郡奉行衆中

三月十三日。越中神通川に架する舟橋の舟を、國中屋別の出銀を以て造らしむ。

〔改作方舊記附録〕

富山神通川舟橋之船五十二艘、越中浦方中として相立申事、御理申上候。然者右五十二艘之船、越中國中在々所々屋別出銀を以、秋田に而新艘可相調旨被仰候條、右入用郡奉行衆として相積、出し銀能可被相調者也。

寛永八年三月十三日

横山山城守

本多安房守

郡 平 八殿

黒田 逸角殿

山田 縫殿殿

原五郎左衛門殿

追室本のま

三月。烏丸中納言光房壽福院の逝去を弔す。

〔政隣記〕

態令洛上候。抑御母公御逝去之由、誠苦聲失色候。仍而妙經追室候。和歌一篇寸志之至候。可得御意候、恐惶謹言。

三月 日

烏丸中納言光房

世の中にさらぬ別の歸やまもきかぬさぞなげくらん

四月十四日。金澤城焼失す。

〔三壺記〕

金澤御城火事之事

同年四月十四日壽福院様御葬送之灰塚も未納まらず、番人を付て置被成處に、大風吹て天氣よく、から風にて世間もさわがしくおもふ處に、巳の刻に至而、犀川橋爪法船寺の門前町、二軒の間に火をはさみやけ上りて、法船寺の薬師堂につき、それより客殿・くりに付きければ、河原町を一面に押來り、南風つよく、中河原の大橋をへぎおとし、本町より東をさして、惣構の外を立町より焼拂、惣構の外之火藪之内長九郎左衛門・山崎長門家に付く。大家の火なれば千石町・堂形一面に火と成て、けぶりくらうして中天までやみのごとく、御城御本丸の

同年は寛永八年

千石町は仙石町



上に人雲雀のごとく、むしろを以てかゝる火の粉をあふぐ事、見るに中々きも玉しひもきゆる計におもはれけり。後には黒けぶり有頂天にたなびき、城のかたちも見えざりけり。然るに奥村河内屋形に火懸りて、城を打こし見えければ、これはくこ云ふ内に、御城辰巳のやぐらに火懸りて御本丸を焼き、火の粉江戸町をやき拂、田井口悉くやけ通り、金屋町にて火はこまる。御城の火は明る四つまできえざりけり。肥前守様北之丸の飛驒様丸へ入らせ給ふ。御堂形米共うはこげしてけぶりのにほひし、御用に立がたきに付、御扶持人たるもの火事に逢たるものごも五石十石づつ被下、足輕小者に割符之外に惣町中へ被下けり。江戸へ此よし相聞えければ、爲上使徳山五兵衛・桑山左衛門に御夜着・蒲團・御小袖・御帷子爲持被遣。五月十一日に金澤着、御本丸へ上り、やけ屋敷見物申されけり。利常公御父子御同道にて御城を見物し、徳山五兵衛申さるゝは、扱々此御城は、昔佐久間玄蕃頭しばらく在城之後、利家公きづかせ給ふ御城なるが、あの茶うす山の目の下にて、殊に小立野も城のためによろしからず。上口より五千、下口より五千程有ならば、あまり手間も入まじきと申されしは、御あいさつご何も申ならしけり。その火事に南町の片町はやけざれば、かね屋忠左衛門處に近所二三軒の町家へ、柳田長三郎・佐藤伊折、安彦兵部其外五三人、かはりたくに被参けり。頓而御いとま申上、拜領有て江戸被罷歸けり。

## 〔可觀小説〕

一、寛永八年四月十四日金澤城災火。是は河原町より失火して也。本丸へ火移る時、微妙公・陽廣公光高公十七歳御同道にて、本丸之唐門石壇を御出之頃、御父子御辭讓有て御出難被成、火は頻に燒來る。御供中息をのむ。今枝民部進出、筑前様は御歳若被成御座候、只殿様御出被遊候様にと申。公にはいやたゞ筑前被出候へと御意也。奥村河内守いやく筑前守様は御若く御座候、殿様御出可然とて進出、公之御手を引て出し奉る。公莞爾と御笑被成、御退出被成候。佐々伊左衛門話此時或者わ公被仰付、鐵炮之藥藏は如何見て參れとあり。畏て走り行き、薪丸より車橋之坂を下る時、加藤圖書・津田勘兵衛其外四人同道し、扱殘念也と言來る。彼兩人は御藥藏はいかゞと云ふ。兩人云ふ、随分と防ぎぬれども何ともならず、不及是非といふ。彼人少もはやく申上度と思ひ走歸り、御藥藏へは火移り候と申す。御供中も興を醒す。其所へ又或者走來り、御藥藏は御別條無御座候と云ふ。前之人其方は何を申上候ぞ、只今津田勘兵衛・加藤圖書藥藏へは火移ると言上候と云ふ。其者勘兵衛・圖書は御藥藏之事は不可知之、我等は只今迄御藥藏に附而居、直に罷越候、少も御氣遣有間敷と云ふ。扱加藤・津田は堂形之御米藏に附て居、米藏に火移る故に、車橋を渡りて御城へ行き、其路にて引逢ふ。然れば間違に極る。其後終に彼人御前不宜。則其人話。



## 〔桑華字苑〕

一、寛永八年金澤御城焼る。火本犀川の河原町。折節大風つよく御本丸に吹懸る。するぶんけすといへども不叶、御本丸に火付く、利常公・光高公御同道にて御出。其時分はから門大手なり。門ぎはにて利常公筑前先に被出よと御意被成。光高様其時分御年十七歳、先殿様御出被成よとて御ひかへ給ふ。御父子御じぎになり御出不被成、火はしきりに焼來。多人數各つくばひ、息はづんで居たる時、今枝民部筑前様は御若く被成御座候、先殿様御出御尤と申上る。利常公御笑く、先筑前と被仰御出不被成。其時二代目奥村河内つゝと立て、利常様の御手を取て、筑前様は御若く御座候、先殿様御出御尤とて押出す。其時御出、光高公もつゞいて御出。御供衆大息ついて各出る。

## 〔微陽兩公御遺事〕

一、金澤御城炎上之時、從御本丸微妙院様・陽廣院様御同伴御退被成候。於御門下御逃に及御辭宜候。其内御長屋に火移危候。奥村河内御脇より罷出、誠以無勿躰御事に候、御年役に先微妙院様被爲出御尤奉存候由申上、御手を奉持候。微妙院様御咲被成候由御座候事。

## 〔新山田畔書〕

一、右之火後に露顯す。其首尾は法船寺の前住は妙慶寺へ隠居にて、後住權譽上人住職の時

にて、談義北國無双、寺繁昌して頓て新造に建立せんとして、夥布材木調積置て、大工の間ある時にと考て居る内に灰燼と成、其上に火本也とて籠舍被仰付。門前の町人二人御吟味の處に、自他の争ひになり、又此二人も籠舍す。火事の刻、御城下の御道具ども吟味有しに、取退たる人々持參して上之。末々の道具も火にて焼たるさへ其跡はあり。尤紛失もあり。類焼には不逢族の道具盜まれて損失の人多し。町中へ御觸有て、日頃不見馴器所持の者あらば、隣よりも早速に可申上、御褒美被下にてあらんと、日々に觸廻るに因て隠置事難成。于此或寺の門前の者、小人奉公して賤しき身上なるが、不時に近所の者どもへ酒を振廻ひ、諸事心に任せ、道具も不審なる物ある由訴に因て、頓て捕へて御吟味の處に、早々白狀す。大原次郎右衛門役人小者に候。不參銀に詰り難義仕候に付、火をつけ騒動の内何にても取んと存、火熾に成て河原町より米一俵背負來て宿に卸置、重て惣構の内へ走出、長九郎左衛門色代に長筒の鐵炮數多有之を一挺取て出、妙慶寺の下の坂へ登見て候へば、御城の櫓に火掛るを見てあつと存、腰抜け立つ事難成、漸竹垣に取付、竹一本求め宿へ歸着候。天罰是非に不及と申に付て、妻子ともに三人牛に載せ、四五日町中を引渡し、泉野にて火罪に被仰付。籠舍の法船寺御免出籠、火本の兩人は追放被仰付。犀川の下にて敷地渡り、暫は小屋掛にて在けるが、萬人講を取立、袋一つ宛米を入れて萬人分調へ、終に寺建立也。其頃寺へ出入する座頭の坊



に宗壽と云あり、座頭中間を被免、發心起して道心坊主に成り、晝夜定念佛鐘を鳴し不息勤けるに、與力する道心多成て、定がね定念佛し、頓而寺内に草庵を結び、念佛堂を建て、延寶の年中に萬日に當る日、萬日講と號して、江戸の新智恩寺、又御領中一宗の寺持ども、其外衆來して廻向を首尾能く濟しける。三十三年迄不懈怠務めて、如此首尾せんとは、努々人の不思議處に奇妙と可謂。又人心の傾敬する道筋、此を以萬に涉りて可考計。

四月二十日。德川家光書を遣はして前田利常を慰問す。

〔德川實紀〕

四月二十日。このほど加州金澤の城中及び市街火災の聞えあれば、中納言利常卿へ御弔書を賜ふ。日記

四月廿七日。德川家光使を金澤に遣はして物を前田利常に賜ふ。

〔德川實紀〕

四月廿七日。高木肥前守正成加賀國金澤へ御使命せられ、中納言利常卿へ蒲團二・蚊蠅二・衾二・給二百・雪舟筆屏風一双たまはる。日記

四月。金澤城災後の興造に着手す。

〔越登賀三州志雜考〕

此月より金城興造を命ず。此時諸士の第宅暨び街巷盡く改め作る。

〔三壺記〕

御城御造營之事

俄に御材木もあらざれば、其時分六條の末寺建立之爲に、數萬の材木末口物幾千本も、年々に宮のこしに積置けるを御借用あそばされ、京都車牛十疋言上有而被召下、彼末口物大材木を車にて取らせらる。宮のこしの馬借共、是をめいわくがりてせう申上る處に、此末口大材木、十四間も通りて、末口にて指渡二尺・三尺・四尺有をば、何共して馬にて着登すべしと被仰付候へば、還而御わび言申上る。北國七ヶ國之大工共あつまり、其とし・翌年兩年懸て御屋形出來す。次而を以侍屋敷町並、ことごとく立直り、屋敷替りども有之、いそがはしきばかりなり。

〔可觀小説〕

一、寛永年中我先君の時、金澤城築の爲に戸室山の石を切出す。石中に切穴あり、少しく水を含んで物有るが如し。石工に命じて割けるに、水満ちて馬刀具二つありて動出たり。人皆怪之、以致君所云。

此月は四月なり

本文金澤城興造の事に係る故にここに之を附載す



五月二日。風俗に關する法規十五條を公布す。

〔萬治已前定書〕

御法度

- 一、又若黨・小者・さうり取脇指寸尺、柄鞘かけて二尺五寸より内。付、色ざやの事。
- 一、辻立・辻うた・辻尺八之事。
- 一、下々ほうからげ並あみがさごちき申事。
- 一、下々つれだち、立ならび道をせばめ相通事。
- 一、下ひげ・大なでつけ、惣別かぶきたるていの事。
- 一、町屋並下屋敷何方によらず、諸勝負・をどり、其外みだりなるあそびの事。
- 一、花火・ねづみ火・りうせい・車火の事。
- 一、辻すまひの事。
- 一、火をともしさす夜行の事。
- 一、夜中女をかたらひありき、猥なる仕合之事。
- 一、さんをきの事。
- 一、出合屋の事。

一、町中屋敷によらず、人集高聲の事。

一、なが刀の事。

一、諸寺夜談義之事。

右之條數之外相改可然義者、以御相談之上可有裁許候。かぶきもの其外相背御法度者被相改候砌、對奉行衆非義働於有之者、當座に成敗候而茂不苦候條、可被得其意候者也。

寛永八年未五月二日

横山山城守

本多安房守

奉行衆

五月廿九日。徳川家光書を遣はして前田光高の病狀を問ふ。

〔徳川實紀〕

五月廿九日松平筑前守光高病臥により、中納言利常卿父子へ御書を賜ふ。日記

五月晦日。前田利常、岡田伊勢守等に火災に關する慰問を謝す。

〔國初遺文〕

今度就居城火事、爲御見廻御飛札喜悅之至存候。當春老母不慮之刻も、早々預御使者に、其以後以使者可申達と存候處、右之仕合付而、從是打絶延引所存之外に候。旁爲御禮令啓達候、

加賀藩史料 第二編 寛永八年

この月は大  
盡なり

老母は壽福  
院



恐々謹言。

五月晦日

松 肥前守利常 判

岡田伊勢守様 人々中

〔舊藩遺文〕

今度就居城火事、爲御見廻御音信忝存候。當春老母不慮之刻も、早々預御飛脚候。其以後使者可申達と存申候處、右之仕合付而、彼是打紛延引所存之外候。旁爲御禮令啓達候、恐々謹言。

五月晦日

加賀中納言利常 判

四辻少將殿 人々中

六月六日。閣老等先に前田利常が金澤城二二三の丸を併せて殿閣を起さんと請ひたるを將軍の許可したることを傳ふ。

〔國初遺文〕

今度御居城依火事、二三之丸ひとつに被成、御作事可在之付、芳春院丸西之堀被成御掘度之旨被仰上、如繪圖途披露候之處、早々可被申付旨上意候間、可被爲得其意候、恐々謹言。

寛永八年未六月六日

永井信濃守尙政 判

酒井讃岐守忠勝 判

土井大炊頭利勝 判

酒井雅樂頭忠世 判

加賀中納言殿

六月廿九日。閣老等前田利常の二一の丸に殿閣造營の許可を得たるを謝したるに復書す。

〔國初遺文〕

御札致拜見候。御居城二之丸御作事に付御普請有度所、以繪圖被仰上候處、則普請被有之候様にと上意之儀、御満足之旨被差遣使者候。右之趣具達上聞候之處、御念之入候段御機嫌に御座候、恐惶謹言。

六月廿九日

永井信濃守尙政 判

酒井讃岐守忠勝 判

土井大炊頭利勝 判

酒井雅樂頭忠世 判

加賀中納言殿 御報

加賀藩史料 第二編 寛永八年



七月二十日。徳川秀忠の病痾平癒を加賀石川郡白山社に祈らしむ。

〔徳川實紀〕

七月廿一日。大御所寸白のけにわたらせたまふ。金地院崇傳して御祈の事を五山に觸しめらる。また伊勢兩宮並に山城國八幡宮中略加賀國白山中略へ同じく御祈の事を命ぜらる。國師日記

九月十五日。能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。

〔國初遺文〕

當寺門前府中分島方七百八十二步之所、寺内一所被仰付候條、右之地永可有支配者也。仍如件。

寛永八年九月十五日

横山大膳亮判

奥村河内守判

奥村因幡守判

能州府中 靈泉寺

十月上旬。重ねて大阪に於ける戦功の士を賞す。

〔三壺記〕

元和二年は三年なり

加州之侍共大坂陣鍵之吟味之事

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名之もの共大形に聞届、加増を遣す。元和二年に家中又もの迄手柄之次第聞届、褒美を遣すといへども、唯今委細に可被聞召上之旨被仰出。古老之者共、御次にて覺候もの共召寄せ、證據を正し、其場之儀を申上るに付、鍵合に前後の諍有り。首にもぎ付・すくびの違有り。しばし口論に及ぶやからも有り。それづくに御吟味有て、恩賞嚴密に執行はせ給ひ、弓箭の本意末代の面目なり。

岡山表にて鍵合せる人々は、伴八矢・安見右近・野村左馬・篠原織部・津田外記・津田勘兵衛・横山大膳・宮城采女・山田覺左衛門・後藤木工左衛門・丹羽織部。

南條之辻にて鍵合たる人々。葛巻隼人・古屋所左衛門・梶川彌左衛門・山森吉兵衛・脇田九兵衛・猪子九郎左衛門・半田治兵衛・氏家久兵衛・山本久左衛門・野村七左衛門・江守覺左衛門・横地忠左衛門・大野甚丞・脇田帶刀・淺井八左衛門・葛岡平四郎・小川二郎九郎・澤田治左衛門・瀧與右衛門・佐藤久右衛門・寺西主馬・北川久兵衛・淺野將監・和田助右衛門・森權太夫・淺野與右衛門・河合宗三郎・金子與右衛門等なり。

御鐵炮大將には、石川茂平・同虎助・同宮内・長瀬主計・玉井市正・水野二郎左衛門・同勘兵衛・高島木工・野村小右衛門・渡部助二郎・富田彌五作・富田兵部・石黒覺左衛門・長田市兵衛・梶野



大學・岡田隼人・不破加兵衛・井上勘左衛門・同右京。

御馬廻には、高島左衛門・津田源三郎・中川久右衛門・湯原主水・大塚帶刀・山本主馬・板坂市右衛門・横山縫殿・長屋數馬・森伊右衛門・進藤監物・淺加出雲・堀内膳・同伊豆・高島善太夫・同彦太夫・渡部内匠・永井主馬・津田兵部・佐久間三右衛門・馬淵加右衛門・里村次兵衛・林彌二右衛門・村瀬九右衛門・森左近・本庄主馬・津田甚三郎・生駒左門・歸山助右衛門・加藤半兵衛・村山太左衛門・佐藤彌右衛門・後藤瀨兵衛・森島長三郎・富永權之助・丹羽平兵衛・富永甚十郎・原九郎兵衛・木村十兵衛・柴田柄漏・三輪二郎右衛門・岩田平藏・吉田六左衛門・今村勘太夫・平野源左衛門・村井間兵衛・佐分利權太夫・藁科助五郎・林助兵衛・佐藤武内・河合吉左衛門・鈴木權左衛門・横山藤左衛門・青山勘解由・林孫九郎・久津見善兵衛・小塚半右衛門・加藤内匠・三階善左衛門・佐久間彌右衛門・原傳左衛門・矢部孫右衛門・三田村少兵衛・半田八右衛門・長田少右衛門・小幡囚獄助・鶴見文内・大平左馬・山崎吉左衛門・富田與五郎・原田外記・島田勘右衛門・松田平太夫・羽多野三右衛門・横井五郎兵衛・齋藤三太夫・上田權之助・駒井民部・小林六左衛門・原五郎左衛門・豊島八兵衛・長澤左馬助・柘植數馬・松崎太兵衛・富田加右衛門・淺加隼人・平野主馬・小笹五左衛門・一村新丞・岡田八郎兵衛・吉田主馬・柳田半助、此人々首級二つ・三つ・四つの不同右之通りなり。

御小姓組には、齋藤中務・山崎采女・國府掃部・淺野次太夫・笹島監物・河原隼人・下澤小内膳・菊田逸角・大橋小隼人・奥村三右衛門・藤掛又太夫・本保大工助・笠間九郎三郎・堀田左兵衛・平澤采女・杉本民部・渡部隼人・福田左京・遠田勘右衛門・久田儀左衛門・大嶋左太夫・行山主馬・山田大學・村井左近・淺野將監・齋藤市右衛門・神部金太夫・千福權之介・田邊助太夫・寺西十藏・小塚源左衛門・瀧左源太・岡田傳左衛門・大井主馬・渡瀬彌三右衛門・石黒新十郎・大窪助進・井上權左衛門・土肥庄兵衛・小林少兵衛・小島八兵衛・河合傳次・笠間傳兵衛・窪田九郎兵衛・堀三郎兵衛・村田喜太郎・河口彌二右衛門・小幡民部・由比善右衛門・原治部・西村藏人・堀勘兵衛・吉田五郎兵衛・櫻井九右衛門・半井造酒・加須屋式部・小森内記・日夏三左衛門・橋爪半兵衛・中村彌五左衛門・吉田逸角・櫻井丹助・福尾太兵衛・茨木助右衛門・神戸次太夫・淺加權之助・吉田左近・松原内匠・吉田平兵衛・平野善左衛門・佐藤兵部、此人々右同斷。

御弓之衆には、久徳傳兵衛・井岡四郎右衛門・萩原助左衛門・山田少太夫・名村十左衛門・大野權太夫・林勘右衛門・布施勘兵衛・横田十右衛門・吉田甚丞・村田久左衛門・武藤加兵衛・大瀬左太夫、此人々右同斷。

本多安房守の手合にて手に逢たる者どもは、大津彌五左衛門・長井忠左衛門・舟木治部左衛門・森九兵衛・胸口三郎・瀧八郎左衛門・堺太左衛門・大町與三右衛門・北村七左衛門・大瀬長左



衛門・赤尾助左衛門・磯野權之助・木村五郎右衛門・立川次左衛門・野瀬彌兵衛・玉木作左衛門・森川五郎右衛門・木村丹右衛門・高柳儀左衛門・石橋久右衛門。  
 横山山城守手合には、本村權兵衛・伴太左衛門・伊藤左源太・松山助左衛門・岡本左門・長谷川五右衛門・廣瀬宇右衛門・長谷川吉右衛門・齋藤兵部・松浦武左衛門・塚本猪右衛門・森田源丞・荒屋松右衛門・長崎新右衛門・水澤清右衛門・吉田久右衛門・山本又助、此外鐵炮之もの共之内六人、何も首一つ宛討取。

富田下野手合には、西脇儀兵衛・又野六兵衛・藤村忠左衛門。

横山式部手合には、打田彌兵衛・加々井五兵衛。

寺西若狭手合には、神太郎左衛門・浦少兵衛。

津田和泉手合には、佐久間太左衛門・山下甚左衛門。

奥村周防手合には、中條又兵衛・石黒忠兵衛・川口加助・塚本文内。

山崎長門手合には、山崎久兵衛・大塚金左衛門・三島半右衛門・西村次郎右衛門・窪田民部・岩田

三左衛門・歸山外記・服部數馬・石原孫太夫。

村井飛驒手合には、寺尾主計・稻川瀨兵衛。

篠原出羽手合には、石黒明石・大窪助左衛門・不破權左衛門・平田金左衛門・五十嵐少兵衛。

神尾主殿手合には、山田縫殿・岸茂左衛門。

永原土佐手合には、澤崎惣右衛門・同猪右衛門・澤崎九兵衛。

中川宮内手合には、丹羽左太夫、鈴木十右衛門。

安見右近手合には、飯田内匠・佐山主水・松高大炊之助・平井兵庫。

前田備前手合には、森勘左衛門。

此外長九郎左衛門如庵法師は、如何存念や有けん、手前のも共、大坂にて似合の高名仕もの共有之けれども、此方吟味仕、忠賞それぐにあたへ候へば、御公儀へ指出を上るに不及とて出し申されず。是に依て此帳面に指除かる。

冬陣・春陣兩度之合戦に、加賀勢の内討死遂げたるものごもには、矢野所左衛門・長瀬小右衛門・古澤加兵衛・堀田平右衛門・堀久右衛門・藤田内藏允・山下勘兵衛・大島織部・諏訪八兵衛・齋田七左衛門・小寺甚右衛門・河勝次左衛門・細野雅樂助・大河原助右衛門・杉野善三郎・三吉左助・神子田五兵衛・澤庄兵衛・神戸藏人・服部左源太・中村安右衛門・森覺右衛門・神田左門・改田久兵衛・大原忠閑・稻垣掃部・大河原四郎兵衛・岡田助右衛門・眞田勘解由・多田大學・笹田助左衛門・富田甚十郎・富田市十郎・妻木左京・山川織部・前波助丞・青木權右衛門・桑原十兵衛・大橋外記・坂田權右衛門・鈴木忠兵衛合四十一人なり。誠に御用に立て果ぬる事、弓矢取る身の幸



哉。則寶圓寺に祠堂料を付置かせられ、御代々此ものども牌前に茶湯靈供怠る事なし。有が  
たかりける御事なり。

〔政隣記〕

一、十月上旬に先年大坂兩度之軍功御吟味、依其淺深に忠賞被行之。討死之者四十一人、寶  
圓寺に祠堂料を被爲寄附、年々牌前に茶湯靈供等不可慢怠旨被仰渡。

十一月廿五日。前田利常・光高相携へて江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動  
を疑ふとの風聞ありしを以てなり。

〔三壺記〕

利常公・光高公江戸御參勤之事

寛永八年十一月中旬に、江戸にて御一門方より御内書之飛脚到來す。其意趣は、加州金澤に  
は新參の侍共數多被召抱、其上に先年大坂の高名仕ものども吟味有て加増被進、人持に成も  
のども多し。其上に城の堀・石垣之普請も有、今程公方様も御不例なり、無心元次第なりと取  
さたも御座候間、早々御父子御參勤被成可然よし申來る。其時分迄は、毎年の替り時分の御  
參勤と云ふ事なし。何も不時の參勤にて有ければ、光高公の被仰上は、我等參勤仕べし、春  
に成て貴公様は御參勤被成候へと被仰上所に、いや／＼父子一度に參勤せば公儀も宜しかる

べし、一人残りては然べからずと被仰、御兩方ともに俄に御參勤を被成ける。十一月廿五日  
に御發足、下通りは叶間敷と上通に御參勤有。夜を日に繼ぎ御いそが被成ければ、彼御手廻  
に候御供のものども道をふみそこなひ、かたこし引て行も有、打またぎに馬に乗りてつゞく  
もあり、大橋市右衛門・神戸清四郎のみ相つゞき御供す。十二月十日に追付御着被成、御老  
中へ御案内有けれども、御目見えもなかりしかば、役人・足輕等に被仰付、江戸中の植木も被  
召上、或は石などを車にて御取寄、御露地御普請おびたゞ敷、きやりの聲本郷湯島の町をひ  
びかす。然る處に上使有て、屋敷の留守居のものを登城せらるべき旨申來る。奥村河内・今  
枝民部・横山大膳、何も御次に伺公し、誰を可被遣哉と御意を窺ひ奉る處に、利常公被仰出  
は、大膳參て聞いて參れと被仰。大膳畏て登城仕所に、土井大炊頭罷出られ、大膳を近付、  
肥前守殿國本にて牢人共を數多被召抱事、先年大坂にて高名致し、鍵を吟味被仰付、加増を  
宛行給ふ事、城中堀石垣の普請等被仰付事上聞に達し、大御所御不例之折ふしなれば御不審  
に思召之間、申わけも可有なりと有ければ、大膳畏て申上るは、奉達上聞條々、御不審偏に  
御尤之上意にて御座候。併大坂御陣之以後、肥前守その時分若輩なり。其後天下太平にして、  
軍法の吟味指置て、遊山慰のみに取紛れて、骨折たるものどもに忠賞を行ひ申事も無御座候  
處、何も年罷寄迄いたづらに日を送る事を、少し遺恨にも存る哉らん、何も申合せいとまを



もらひ可申旨内談いたすよし承及び候に付、若左様之場を存知たるもの共に、せんなくいと  
ま遣候ては、上様へ御奉公可申上様もなく、還而不忠之至也。依之其節の働に應じて、少し  
づゝ加増遣し申候事紛も無御座候。是併上様御爲と奉存所なり。又侍共召置候事、若年之時  
分より供廻りを勤めしもの、最早何も年罷寄候に付、若輩なる子供を歩行同事に召置、供廻  
いたさせ申候。是等は則親の名跡に成べきものごもにて御座候。扱城中の堀石垣之事、毛頭  
左様之儀候はず。去年火事に破損候所、少しづゝ繕ひふしんいたし候。此儀は御横目被遣候  
へば、實否は慥に知れ申候。何ぞ無御心元事の候べきと申上る。大炊頭申さるゝは、御所様  
御不例之時分、江戸中かくれなき屋敷之普請に事關敷跡あり。是は如何と申されければ、大  
膳承り申様は、仰のごとく遠慮もなく普請等にて、江戸中ひゞかせ申事、是上様の御爲を存  
じたてまつる所なり。いかんとなれば、此御不例とて諸人心肝を勞する節、肥前などが打し  
づまり有之候はゞ、江戸中にいろゝの風説有べし。それに虚説出來して、人の心もさたま  
らぬ物なれば、日用人足大工木引ども、數多屋敷之内へ出入いたさせ、露地の普請等をい  
なむ事、諸人のさばかりをやめんためなり、能々御思案被成、宜敷仰上候へとあらゝかに申  
ければ、大炊頭も尤之次第なりとて、早々大膳可被罷歸とて奥へ入給ふ。その後如何有つら  
ん、追付御目見えと御内書有之、登城被成、御念頃の御事なり。其後大膳返答の次第、殘所

なき申分哉と、殊之外御感被成、利常公御父子より御ほうみごも不大形、末代迄も面目也と  
ぞ申ける。

〔懷惠夜話〕

天徳院様御逝去以後又々此義起り、江戸より條々御不審之義申來候。其節微妙院様御在國に  
而、本多安房守・横山山城守兩人御前に被召候而、江戸に御出候て被仰分可被遊哉、又金澤城  
に御引籠、江戸よりの人數御引受可被遊哉、兩條の御相談也。是御參勤の時節に向ひたる成べし。私と  
房州は有無に當城にて如何様にも被爲成可然由、強而被申上。房州は本關東の産にて、一家多江戸に  
被申上成。城州は江戸へ御出被遊、不成迄も被仰分被成候て可然由也。微妙院様にも御參府被成  
候御分別に御決定被成、老木をば捨よこの御意也。陽廣院様の事  
を被思召也。其時房州、御前にも城州にも左  
様に思召事に候へば、いか様にも可被遊候。犬千代様御事は、御心易被思召候様被申上候。  
扱江戸へ御出、被仰分に御出被成候者誰か可然と在之時、城州私忤之義に御座候得共、大膳  
可然由被申上。此時宮城小兵衛と云者御前に在合、右御相談承候由。小  
兵衛は六百石にて出頭なり。二代目亂心に而斷絶す。追付金澤御發駕、越後路に御入被  
遊候へば、雜説有之不穩候。信州榊其頃越後守殿領分に候。御止宿被成候處、以之外物騒に  
而、越後殿人數取懸申由沙汰仕候。微妙院様には聊御氣遣の御様子も無之、山崎半左衛門を  
召候て、鐵炮の樂爲御持被遊候間、自然の事有之候はゞ、火を懸候様に被仰渡、御休被遊



候。敵取懸候はゞ、御自害可被遊思召と相聞候。半左衛門は御次に直宿仕罷在候に、常の如く御高躰を被遊、御熟睡被成候。誠に萬人に勝れたる御勇氣とて、半左衛門後々迄涙を流し咄申候。夫より江戸へ御出、右の被仰分相濟不申内、外の事御貪着なく御普請被仰付候。其後横山大膳を被出候て、御老中の前にて御不審之條々申開仕候。御家中の子供小扶持にて被召出候事、他國にて船御抱置候事、寛永六年に重而大坂高名御穿鑿之事等、申譯成申義二三ヶ條申披仕、今一二ヶ條申譯難成難問之處に至り、兎角か様に色々難題被仰懸候は、肥前守身代御潰可被成思召と被存候。左候得ば一々申譯仕に不及事、檢使一人被遣候へば、肥前守切腹仕迄の事と申披被罷歸候。其後ひそくと成、御不審之儀相止み候。清泰院様御入與は、此世なはし可被成様無之に付而の事と申傳候。

〔懷惠夜話〕

一、右之節横山大膳御老中方の前にて申分の趣、家中の子供手廻に召抱候事、普代舊功之者共の忤に候へば、呼出小扶持を與へ候。他國之浪人等數多召抱候はゞ、御不審も可有之候へ、家中の者の忤は、假令扶持不與候共、自然の時の人數高に候。又大坂にて戦功之者共吟味褒美仕候事、天下太平に屬し候て、最早干戈動可申様無之。然ば先年武功をも勤候者共、美名をも子孫に傳へさせ可申爲に候。船抱置候事、何とか存立子細候はゞ、領分にごそ船をも用

六年は八年

意可仕事に候。他國に抱置候は、自然の時御用にも相立申度心懸申故に候。忠義の志却而不忠に罷成候旨、右の如く段々被申述候由。此三ヶ條の申分け語り傳へ候。

〔松梅語園〕

一、或時從大猷院様御不審之事有之、江戸へ中納言様被召事有。御一世之御大事此時成とて人々驚く。安房・山城被申上は、別而於御身御覺無之と云ふとも、數ヶ條之御不審也。先横山大膳被遣、御條數之被仰分被成可然とて、大膳被遣被仰分と云へども、猶も疑敷被思召て江戸へ御召なり。安房・山城被申上は、御申披は大膳被申上外無候。此時卒爾に御參勤有て後悔無益。兩人罷越、申分於不叶は、兩人共に罷歸申間敷也。其上を以御籠城之外は御思案無他と被申處、暫御思案被成御意に、とかく御參勤可被成と也。兩人達而と申上時、御意に、老臣とも不覺、我乍居返答申上るならば、迎御不審晴る事有間敷、其上老臣共捨殺しては本望達する事も有まじ。是非參勤すべし。惣而犬千代有上は、捨殺申す分別なし、其心得尤也とて、押而御參勤と被仰出と也。兩人御前退出して、御次に而、扱も勇成御意哉とて、とかく無詞して兩人指向、聲を出て落涙也。一座の人々、何とは不知泪をながすと也。然共殿様思召之通御參勤被成て、御分に無誤とて仰分立也、去共六ヶ敷御事は、三年御歸國なし。此通新七郎・左衛門、御次に有合せ見申とて度々物語。

本文横山大膳辯明の後に後利常出府と前掲のものと異なり



十一月廿八日。火災に處する法規を公布す。

〔慶長以來定書〕

定

- 一、下々火事就有之者、御城之番衆當番・非番によらず、何も御城御番所へ可被罷出事。
  - 一、御小姓衆之分は、何も御本丸へ可被罷出事。
  - 一、火本へは、最前より被仰付候人持衆並御馬廻一與宛、替々罷出可有裁許事。
  - 一、火本近所之者は、手前之家屋敷火をふせぎ可有事。
  - 一、火事之刻火本ね、惣町中より水を持寄可申候。然ば一町切に町じるしを持せ、肝煎共可被出事。付、町下代何も罷出、町々之人數可相改事。
  - 一、侍衆・町人によらず、家々に天水を置可申候事。
- 右條々所被仰出者也。

寛永八年十一月廿八日

横山山城守  
本多安房守

十二月四日。金澤城下の火災消防に當るべき諸士の組を定む。

〔萬治已前定書〕

- 一與 姉崎勘右衛門・藤懸源太郎・岡田八郎兵衛。
  - 一與 瀧五郎右衛門・高山勘兵衛・橋爪五兵衛。
- 一、當地下々火事出來に付而者、當番之衆火本へ被罷出、火消番之人持衆並御馬廻衆被申談可有裁許事。
- 右條々、猥無之様に可被申付候。其外被相改、可然義候はゞ、各相談の上を以可有裁許候。かぶきもの以下、相背御法度候者被相改候刻、對御奉行衆非分之働於在之者、當座に成敗候而も不苦候條、可被得其意候、仍如件。

未十二月四日

津田源右衛門殿  
梶川彌左衛門殿  
生駒監物殿  
松平采女殿

十二月十六日。明年以降刻煙草を營業とすることを禁ずるの令を公布す。  
〔慶長以來定書〕

定



一、御分國中において刻たばこ商賣、來正月朔日以後被成御停止候。自然猥に刻たばこ商賣仕もの有之付ては、見合次第、其もの手前に有之たばこ、有之まゝ取可申候事。

一、彼もの宿主相改、爲過錢銀子一枚宛可召置事。

一、葉たばこ商賣之義は不及穿鑿事。

右條々急度可相改候。然ば相背御法度候もの、手前より取申候たばこ、並過錢之義は、相改候者に可被下旨被仰出候。向後若猥之義有之ば、御横目之もの共可爲越度者也。

寛永八年十二月十六日

本多安房守

横山山城守

御歩横目

御小人頭

十二月廿七日。前田利次侍從に任ぜられ、松平氏を冒すことを許さる。

〔徳川實紀〕

十二月廿七日前田千勝利次從四位下侍從に叙任し、かつ御家號を賜はる。江城年録、東武實錄是歲。加賀石川郡鶴來村に一閑院を營みて、金澤寶圓寺の隠居とす。

〔河合覺書〕

泰山名は雲

一、寛永八年寶圓寺隠居、鶴來村に御隠居被成候由。開基泰山和尚。則山之儀、右泰山和尚中納言様より御拜領之由。右一閑院屋敷、貞享元年鶴來村御檢地之節、高四石相詰申候。右覺書、享保十九寅五月山廻中覺書也。

是歲。加賀の山地子の米納なりしを改めて銀納とす。

〔司農典〕

覺

一、加州山地子、先年は錢之御定に御座候。何時より米被召上候哉。錢一貫文に付米三石宛に而寛永七年迄米被召上候。同八年より右之朱封銀に而慶安四年迄被召上候。直段は高下御座候。

一、承應元年二年、右之米に而被召上候。

一、同三年米直段一石に付三十二匁四分に御極、銀子被召上候。

右之通古き覺書御座候に付書上申候以上。

寶永四年四月十二日

田井村次郎吉

御所村源兵衛

御改作御奉行所

加賀藩史料 第二編 寛永八年



是歲。前田利常家中の子弟を拔擢して供廻となす。

〔三壺記〕

加州利常公御手廻の者被召抱事

寛永八年中納言利常公は北の丸に被成御座、筑前守光高公は本多安房守屋形にましくて、御本丸の御作事を被仰付。然るに大橋市右衛門をめされ被仰出けるやうは、供廻りの小姓ども年寄て若きものまれなり。子供兄弟甥たるもの、無足にて有之もの三十人計見立、由緒を取りて見せ申べし、召抱へ供廻り勤めさせんよし御意に付、御家中へふれば、由緒一門付を調べ、大橋市右衛門に持参す。一々に奉入御披見處に、利常公御らん有て御点を被成、早々目見え可申付旨にて、何も難有奉存、日限相究り、禮錢にて御目見え仕。則御一行被相調置、於御前頂戴す。人持・物頭・小姓・馬廻・組外の御かまひなく被召出けるゆゑに、御知行もひこしからず。被召出人々は、不破七兵衛・野村四郎左衛門・中尾惣兵衛・中村喜左衛門・矢野所左衛門・今村久兵衛・武藤長左衛門・脇田三郎四郎・湯原太左衛門・橋爪新兵衛・同宗右衛門・佃次兵衛・湯原又助・谷與右衛門・島田又八・丹羽二郎兵衛・神戸清四郎・宇野五左衛門・河内山半助・加藤九郎右衛門・田邊五左衛門・中村長右衛門・原三郎左衛門・青木新右衛門・岡田彌五郎・横地三郎右衛門・稻垣彌三郎・笠間新助・嶺喜右衛門・古江猪右衛門・同五兵衛、此衆江戸御

無足とは俸  
祿を受けざ  
る子弟をい  
ふ

かんぢやう  
は岩乗

供の用意とて、親一門兄弟よりそれぐに用意いたし、かんぢやうのためして小松へ往來、俱利伽羅へ行歸り、石動・高岡・富山迄も行歸り、道の稽古を勤めけり。大橋市右衛門に被仰出けるやうは、随分の大男と聞きけれども、皆子小姓上りのやうなる若輩ものと見えける由御意之處に、市右衛門畏て申上る。御意之通相違無御座奉存候、併初而御前へ上下を着し罷出候へば、すくみて見え申候。旅立など仕候ては、よき器量どもに御座候由被申上。其時分御家に大橋市右衛門・佃源太左衛門程なる、申度儘の出頭人又ともなかりけり。其年の暮に、上通御参勤候節は、三十人のものども旅の出立は、きる物もめんにて、うすねすみ又は空色に染めてきるまゝに、二尺一二三寸の大脇指一腰づゝにて、こしにちいさき馬びしやく、小ひやうたんを帯にはさみ、手ぬぐひを繩になひてこしにはさみ、御乗物の御先にすゝみければ、いづれも背絨に金鏝、又はすきくの太刀こしらへ、誠にはなく敷見えければ、中納言様被仰出は、市右衛門申通り、よき器量の者共なりと御意候へば、市右衛門左様に御座候由申上、面目をほごせり。東海道に到て御晝に成たる御觸有て、大橋市右衛門早速御本陣に被出。弓手妻手に御供之衆、ざうり取に髪をゆはせ居たりけるを、市右衛門急度見て、さてさて其方達少分の進退にて、人に髪をゆはする沙汰の限なる事共なり、夜中にも自鬢にゆひて御點に逢ふ事第一なり。向後自びんにて無之ば、急度申上候はんと高聲にいからければ、

絨は背かい  
しぎなるべし



それより何も自びんにこそは成にけれ。さて道中御いそぎの事なれば、有時御辨當所へつかせ給ひ、御本陣へ御乗物をかき入れければ、直にとほせと仰出され、御かごの底をたゝかせ給ふに付、直に御かごを通しけるに、大橋市右衛門御乗物の棒のはなをおつとつて、跡へ押やり申されけるは、御供廻のもの共つかれて見え候へば、他國路にては叶まじ、御乗物をかきいれとて、御宿の式臺迄無理に押やり、式臺へ御乗物をおしむけゝれども、利常公はものも仰出されず、御かごの内より御出なく、御びんのかみをさかさまに、御眼色替りて御座被成けれども、其間に御供廻に、早々したくして罷出よとて、何も下宿へ参り辨當被下、早速罷出で御乗物を出せと市右衛門下司して、御泊りまでひといきにぞ御着なり。其節の市右衛門氣色は、はんくわい・張良・安祿山と申すとも、是ほどは有まじとぞ申ける。

是歲。金澤犀川の河原を屋敷地とす。

〔三壺記〕

加州金澤に遊女並あやとり御法度の事。

數年所々に遊君有て、色にふけるもの金銀を盡す。此金銀の出るところに事欠いて勝負どもはやり、天狗だのもしと云事を下々のもの仕出し、おびたゞ敷利徳のものもあり、又身体をやぶるも有、盜賊人も出來す。富山藤繩と云御相撲のもの大將にて、大形金澤にて若物だて

本文は寛永初年の風俗に關し、犀川に八年、河原を屋敷地とすをいふとせり

いもかゝは痕痕

する若黨ども、あなたこなたにて土藏を破る。筒様之ものもあらはれて御成敗被仰付。是皆傾城あるゆゑなりとて、町奉行へ被仰渡堅御制禁之處に、犀川惣構の風呂屋に女を抱置、ゆなど名付て人々は是に群集す。又中村刑部預りの足輕病死して、其後家いもかゝと云もの、さちと云娘を持、其弟男子有。此かゝ娘子をうるのみならず、あなたこなたにかこひ置て、御用のかたへまゐらせけり。此事御目付より御兩殿に書上る。本多房州・横山城州のはからひにて、彼風呂屋親子三人、いもかゝ親子三人を張付に泉野に懸らるゝ。それよりばくち傾城と云事なし。さてあやとりかぶきの座に、御歩行・相撲のもの、いづれの芝居にても札錢なしに見物す。それに似せて、家中又若黨見物せんと云ふを、御歩行をねすみ戸に頼置て、目明にて、正身なれば入るゝ、似せなれば追出す。是に付鼠戸にて耻をかくもの唯出る事なし。刀脇指をぬきてふりまはり、さうごうさせて立退くこと幾度も有之、手負も出來す。國家の費喧嘩のたねなればとて、堅御禁制に被仰出。河原町に茶屋の作右衛門と云もの、河原ものゝ芝居を立てかしかければ、筒様のものゝ棟梁人なり。何れの座にても初日一日ははうらくとて、所のもの唯見物す。二日目は茶屋の作右衛門もらひなり。其外は五節句の日見物の札錢、又作右衛門もらひなり。如此なりければ、作右衛門にも町奉行より申渡、随分見物事も留りけり。然るに中一年過て、犀川の河原に芝居立てあやとりを初めけり。御目付是を見てごが



めければ、茶屋の作右衛門申けるは、御兩殿に御断申上、御ゆるしを蒙り仕る由申ければ、其通りを兩殿に申上る。兩殿にも終に其さたまなかりし處に、作右衛門大成偽申す事押領至極せりとて、捕へて泉野において火罪に被仰付。それより芝居見物の品々は留りけり。その間三年程間きれて、又彌天下御静謐なり。光高公御任官、其後英賢様の御法事旁に、縁引を以御詫事申上、薩摩の磯之助・金太夫一類あつまり、犀川に上るりあやとり初めけり。一兩年も仕る内に、四月十四日御城火事に町中も立替りて、犀川の河原寸地もなく屋敷に相渡る。芝居の有内に龍圓寺へ二千歩屋敷相渡り、金太夫は龍圓寺借屋してまします所へ禮に参りて、又三十日もあやとり仕り、其後追付退散し、いづちともなく成て、金澤にあやとりの場は止にけり。

光高の任官は寛永六年は利長の法事は同七年御城火事は寛永八年

寛永九年

正月廿七日。前田利常、徳川家光に召されて登城し、その面命を受く。是日前將軍秀忠の柩を増上寺に移す。

〔徳川實紀〕

正月廿七日大御所の柩を増上寺に移す。是日加賀中納言利常卿・仙臺中納言政宗卿・薩摩中納

言家久卿・松平伊豫守忠昌・松平宮内少輔忠雄・松平新太郎光政・加藤肥後守忠廣・松平阿波守忠英・淺野但馬守長晟・森美作守忠政・堀尾山城守忠晴・生駒壹岐守高俊・上杉彈正大弼定勝・佐竹右京大夫義宣・京極若狹守忠高・京極丹波守高廣・毛利甲斐守秀元・立花飛騨守宗茂・有馬玄蕃頭豊氏・丹羽宰相長重・寺澤志摩守廣高・松平中務大輔忠知、召によりまう登り、面命の旨あり。東武實錄、國師日記、紀年録

二月五日。徳川家光諸侯に前將軍遺物の金銀を頒つ。前田利常亦之に與かる。

〔天寛日記〕

二月五日

一、御本丸に諸大名被爲召、相國様御遺物之金銀彼下候衆之覺。

一、銀一萬枚

松平肥前守

(其他略)

右是は將軍様より被下。今度御讓の金銀御すそわけの由被仰出。國師日記

三月廿八日。前田利孝の子利豊初て徳川家光に謁す。

〔天寛日記〕



利豊は後に  
七日市藩第  
二世の主た

三月廿八日

一、前田右近利豊始て將軍家を拜したてまつる。時に八歳。寛永系圖

三月下旬。前田利常の子小姓等江戸にて決闘せんとす。後歸國を命じ處罰せらる。

〔三壺記〕

寛永九年三月下旬之頃なるに、子小姓の中間に申分出來し、すでに討果すべきの所に、御目付より早速申上ければ、老中に被仰渡、御吟味を被成けり。此申分の根本は柳田長三郎よりおこれり。長三郎は齋藤中務二男にて有けるを、柳田九郎右衛門七百石の跡へ賀養子被仰付、柳田の家を繼ぐに、小姓にて有けれども、其時分は三十の内外迄前髪を置かせ給ひて被召仕。長三郎にはや男子二人有けるが、久々江戸に相詰ける中間の内青木主膳にかたりけるは、吉田左門と茨木小隼人は入魂也、大窪伊折と青木主膳には別心有、常に心をゆるす事なかれと語る。兩人は誠と思へり。又有時柳田長三郎、茨木小隼人と吉田左門に語りけるは、大窪・青木兩人は入魂也、各には隔心す、常に心をゆるすべからずとかたる。各は誠とおもひ、口には出さざりけれども、色外にあらはれて、はや別隔に成り、柳田をば兩方ともに一味と互におもへり。其どしの前どしより、金澤才川に若衆の座有。其狂言にはやし物有。はんまちど

中間は仲間  
伊折は伊織

法齋は方齋

機部前書に  
伊織とあり

りの友よぶこゑはちり／＼やちり／＼。如此はやす事有ければ、上下老若聞き習ひて口ずさむ。後子小姓ども出ぬれば、一方よりちり／＼やちり／＼と言ふほどに、互に心に有て口にはいはず、ちり／＼やちり／＼といひあひて、其まゝ申分に成り、たがひに堪忍成りがたく、柴口淺草口の野邊へ出、討はたすべきと約談す。御目付衆ひそかに内聞して注進に及ぶ。柳田兩舌に究り、早々五人ながら加州へかへし、やすませ可申由被仰出。何も歸國いたしければ、柳田長三郎は極樂寺にて切腹被仰付、男子二人殺害す。大窪伊折・茨木小隼人・青木主膳・吉田左門牢人いたし、終に其まゝ朽果ぬ。茨木小刑部・吉田覺右衛門・大窪覺兵衛・青木法齋の惣領どもにてぞありける。

〔士林談叢附録〕

覺

一、寛永七年之暮於江戸陽廣院様御子小將申分仕候刻、柳田長三郎金澤に御返切腹被仰付候。右申分仕御子小將茨木小隼人・青木主膳・大窪織部今一人は假名失念仕候。右四人者親々の御預置被成候。具成義久數儀失念仕候。

八月十七日

齋藤 中務

横山 筑後様

加賀藩史料 第二編 寛永九年



本文は前掲の異傳なり

出逢は出會なるべし

〔士林談叢附録〕

一、微妙院様御代、陽廣院様の御子小將柳田勘兵衛、從微妙院様切腹被仰付意趣者、御子小將仲間之内、寺西藏人と板津兵助申分仕候所、藏人兵助に申しかれ、藏人仕形散々惡候と勘兵衛物語仕候を、御子小將仲間之内吉田半十郎承、藏人に申聞せ候に付、藏人兵助に相尋候處、左様之義少も無之、尤勘兵衛に物語仕候義も無御座由兵助申候に付而、藏人方より勘兵衛手前吟味仕候處、左様之義は半十郎に物語不仕候と虚言申候。右之趣互に口論出入に罷成、立微妙院様御聽、御子小將頭荒木六兵衛を以御穿鑿被仰付候。右之濫觴に付、微妙院様御子小將青木主膳・大窪織部・吉田七兵衛・茨木小隼人、右何も出逢ひ作法惡敷様子共、具に立御聽、半十郎・勘兵衛・主膳・織部・七兵衛・小隼人、從江戸御國に御返被成、何も被放御扶持。勘兵衛義は虚言を申段不届之旨、微妙院様被成御意、於御國切腹被仰付候。然處に藏人申候は、半十郎蒙御勘氣候義者、藏人に勘兵衛わる口之段申聞候故に而御座候間、御奉公不能成旨申候而、於江戸御暇申上候。

一、柳田勘兵衛先祖、舊好之者に而候之旨被成御意、微妙院様御櫛役御徒之者四郎三郎氏は致失柳田氏に被成、御知行二百石從微妙院様被下之、柳田之家相續被仰付候。  
一、右之被放御扶持候者共、親々手前に罷在候處、五六年以後主膳・七兵衛兩人は江戸に罷

越、住所に在付候旨承及申候。相殘面々親共手前にて病死仕候由御座候。

八月十八日

九里夕庵印

四月十日。前田利常、徳川家光より米二千俵の贈與を受く。

〔古文章大全〕

米二千俵松平肥前守に被遣候間、内衆手形を取可被相渡候、以上。

寛永九年四月十日

大藏 伊賀 丹後  
讃岐 大炊 雅樂

淺草御藏衆

從將軍様米二千俵致拜領候儀、誠以忝仕合御座候。御次御前可然様被仰上可被下候、恐々謹言。

寛永九年四月十日

松平肥前守

右六人様人々御中

四月上旬。今枝民部の臣山本九郎右衛門江戸にて人を害し失踪す。後縛に就きて刑せらる。

〔三壺記〕

加賀藩史料 第二編 寛永九年



寛永九年卯月上旬の事なるに、於江戸今枝民部歩行山本九郎右衛門と申者、本郷の内にて上様の同心衆之内に借屋して有けるに、宿の女と密通致すに及んで、互に色外に顯れ、亭主耳に立て、近日討取て公儀に斷り、加州の御家老衆にも案内可申入とすき間をねらふ由、彼男に妻女より密かに聞せければ、ある夜忍び入て同心のものを打殺し、何地ともなく落去ける。同心頭は聞届、はや評定場の沙汰に成て、肥前守利常公・筑前守光高公へ御一門衆より御案内有ければ、大に驚かせ給ひ、先づ國の人を遣し、請人・一門を縮に被仰付。先以可成程本人相尋ね可被申旨、御老中より内書有之、彼男を見知りたる者共撰び出し、都鄙遠國の嫌ひなく人を廻し尋けれ共行方なし。別而横山家又は前田對馬殿には、何も今枝家の事は遁れ給はぬ中なれば、民部爲を大事にせられ、如何はせんと談合評定油斷なし。請人は小松前田對馬殿内飯田次郎右衛門也。是人の母も小松に有、先捕へて召籠めらる。其頃小松玉龍寺八代の住持徳岩叟文堯和尚は、惠學和尚に玉龍寺を被相渡、金澤に隠居せらる。才川の河原薩摩金太夫芝居の有内に、屋敷二千歩拜領せられ、龍淵寺を建立せられ、利齋様・源峯・源古・源心御一門中の位牌など立られければ、前田黨・岡島黨・今枝彌平次・同九藏・安見隠州、其外の人々、源峯・利齋御夫婦の御命日には參詣あらずと云事なし。東堂は納所坊主春長をめしつれられ、下男共に下司して、河原屋敷の石を取のけ、花鳥の用意杯してまします。寺の留守には

利齋は利原の誤にして前田利家の長女、前田長室後源峰の

小田傳兵衛と云ふもの、いまだ左吉とて幼少也。磯野六兵衛とて前田丹後殿家禮の子千太郎、山田九郎右衛門を虎之助と申すとき、三人寄合ひ物讀などして有之處に、三十餘りの大男綱笠深くかぶり小さくして、旅裝束にて寺の玄關を覗き廻る。小田の左吉、あれ恐しや盗人こそ來りけれ、門前の者を呼ばんと云。千太郎・虎之助申様は、此白晝に何の盗人來るべき、誰にて渡り候哉と申ければ、男申様、東堂様に逢申度由申ける。早々左吉參て同心す。男笠をぬぎ、わらんち脱ぎ式臺へ上る。東堂如何なる御人ぞ、何の用ぞこのたまへば、彼男畏りて、我は今枝民部家來山本九郎右衛門也。江戸にて人をあやまり立退候へ共、請人と母など召籠めらるゝと承り、替り可申爲に罷越す。御公儀の事、東堂に頼み奉ると申けり。和尚は横手を打て、扱もく侍は角てぞ有べき事也、義勇の致す所也きとくくと被仰、納所をはや横山城州に被遣。山城殿是を聞給ひ、手を打つて悦び給ひて、はや御割場へ被仰遣。寺には彼男に盃出し、冷めしなごすゝめられ、小松表のはなしに成る。其間に虎之助、男の耳にさし寄て、先刀脇刺を東堂に預けられ可然旨、ひそかに申ければ、目まじ致し、刀脇刺を抜きて東堂様に指上る。見苦候得共、相果候はゞ茶湯被成、御廻向被成可被下よし申しける所へ、御小人頭中村喜兵衛・風間次兵衛兩人に、御先番の小者二十人、龍圓寺へ來りける。御城中御普請いたす御小人百人、ひたくと龍圓寺の屋敷惣構を取巻く。喜兵衛・次兵衛彼男と近付に成

龍圓寺前にあるをよしとす



り、奇特成御越哉と感し申ければ、男申しけるは、此上には繩を御赦免被成被下候者、難有可奉存旨申けり。兩人申様は、是迄御來駕の上何のあやしき事あらん。併御公儀の御事也。民部殿爲と乍申、且は殿様の御爲にも、如何にも大事に懸申様に聞えの爲にて候間、そと人目ばかりに可仕、心易かれとて、取て繩付にして大勢引包、籠へ入れ、追付江戸へ被遣、御斷被仰上、御成敗相濟ける。

七月十二日。青木新兵衛正玄歿す。

〔金澤名蹟志〕

青木芳齋傳

可觀小説に云、青木新兵衛正玄、幼名勘七郎と云。佐々木高綱の末裔なり。世々江州甲賀郡に住し、熊谷を以て氏とす。父を出兵衛正照と稱す。正玄は其第三子也。越前にて原彦四郎に仕へ、數々戦功あり。天正十八年越前を去て、蒲生氏郷に仕へ、氏郷卒して後上杉景勝に仕ふ。景勝削國以後中納言秀康に仕へ、足輕七十人の頭たり。寅卯大阪兩役に一伯忠直卿に従軍し、嫡子正次と共に首級を獲たり。其後正次早世に依て、正玄其天死を悼み、祿を辭し祝髮して京都に住し、自から阿房齋と稱す。微妙公其驍勇を聞召し、西尾軍人を御使にて、白玉といふ名馬一疋・黄金十枚を賜り給ひ招かせられ、祿五千石を賜ひ、足輕五十人預けられ、

一伯は松平  
忠直  
平次は森田  
柿園

寛永九年七月十二日賀州にて歿す、享年七十二とあり。駿臺雜話に云、徳川秀康卿越前に封せられし後、阿閉掃部とて武功の譽ある者を厚祿にて抱へられけり。秀康卿の老臣伯伊勢が嫡子に、鎧の着初させける時、掃部を招待し、愚息に武功の物語聞かせ給へと乞ひけるに、某一生の内に、武者振の見事なる士を一人見たりとて、志津嶽の戦に青木新兵衛と鎗を合したる始末を語りけるに、其頃伯伊勢がもとへ、心安く出入する青木方齋と云ふ浪士あり。其日勝手に居たりしが、此物語を聞きて勝手ににじり出、掃部に向ひ、鎧のおごし馬の毛色を一々云ひければ、掃部驚きつゝ、盃を方齋にさし、是を驗しにとて、腰の脇刺を引きける。それより方齋が名國中に高く成り、秀康卿の耳へも達せしかば、掃部と同じ祿にて召出され、一伯殿筑紫へ左遷の時、掃部はいかゞなりけん、方齋は先祿にて加賀へ招かれ、夫より直に仕へて、子孫相續して今にありといへり。平次按に、天正十八年北條責の時も戦功あり。太閤紀卷十二北條征伐山中城責の段に、右の谷を見れば大母衣かけたる武者二騎走せ行きしが、それにおしつゞき、あまた搦手へ乗入、二人はやがて首捕て、御本陣へ持參し御目にかかけ候へば、物はじめよしとて金錢の貫首をといて被下けり。其姓名を尋ねれば青木新兵衛とかや云々と有。又關屋政春古兵談に、奥州福島にて正宗と景勝衆攻合ひ、能き働衆岡左内・青木新兵衛・才伊豆・永井近江・渡部右衛門・北川傳兵衛・同土佐守・鈴木彦九郎、上下五十騎許に



て、福島之城より一里許出ての事なり。岡左内正宗と太刀打す。才伊豆馬より切て落さるゝといへども、青木新兵衛助合ひ討死一人もなし。後景勝より左内を越後守に任じ、錦の羽織と團扇を被下とあり。右働衆の内なる才伊豆も、後に吾藩士と成たり。三州志鞆囊餘考にも、才伊豆は初め上杉家の士にて、小田切庄左衛門と云ひ、松川合戦に青木新兵衛など、武功の士なりといへり。又混見摘寫に云、青木方齋はもと景勝にて青木新兵衛といふ。後浪人して越前に居たり。語て曰、浪人もの武具多く持けるは何の役にも不立。其居たる所をかへ候時分も、俄に拂ふとて捨拂ふなり。又跡に残し置くも如何なるもの也といへり。御宿越前は以前は勘兵衛といひし。大坂に秀頼公へ召出され越前と改稱す。是は焼捨てたりといへり。東都山鹿甚五左衛門曰、軍法の残りたるは加賀の御家なり。行軍等に木賃でなければ成間敷、旅籠にては中々ならぬもの也とて、みづから食を携或は腰に付けてなければならぬ、尤の事也と感せしとなり。

八月廿五日。前田利常・光高その用所として小判千兩を借る。

〔國事雜鈔〕

加賀肥前守・同筑前守爲用所、小判金千兩借用申候、但利足之義は、本金千兩に付一ヶ月に付而小判金十兩充相定候。來極月切に本利共に急度相濟せ可申候。若於延引者利足之金子をも

本金に直、一割三之利足を以、何時成共其方用所次第に、本利共に可相濟候。但天下德政其外何様之義候共、於此金子義者、少も無相違返辨可申候。依如件。

寛永九年八月廿五日

- 横山 大膳 印
- 今枝 民部 印
- 生駒 内膳 印
- 脇田 帶刀 印

長藏殿參る 使阿形宗波

〔國事雜鈔〕

以上

一筆令申候。仍從此以前、其方以肝煎借金相調候事令祝着候。於以來奥村河内・横山大膳・今枝民部・生駒内膳、此者之内兩人にても借狀致連判候は、無氣遣可有馳走候。右手形通相違有之間敷候、謹言。

二月三日

阿形 宗波

肥前 利常 判

九月朔日。徳川家光老中を遣して前田利常の病を問ふ。



〔徳川實紀〕

九月朔日加賀黃門病臥せしかば、松平伊豆守信綱もてとほせ給ふ。日記

九月二日。前田利常登城して昨日徳川家光の病を問はれたるを謝す。

〔天寛日記〕

九月二日

一、午刻御黒書院北之間出御、松平肥前守御目見、有暫退出。昨日爲御使松平伊豆守被遣御禮也。次宮松丸御目見。寛永日記

〔徳川實紀〕

九月二日。加賀中納言病快しとてまうのぼり、きのふ尋給ひしを謝し奉る。日記

十二月五日。能登羽咋郡大念寺村の内に若狹の漁民等新村を創立するを許す。

〔能登古文書〕

若狹釣舟之者共、羽咋郡大念寺村定之内、御檢地御高之外砂濱、但川尻村渡舟之近邊に新村を相立令居住、於以來他國獵船をつけ、御役銀取立可指上之旨尤に候。則居屋敷之義者、望

宮松丸は利常の子利治

次第可相渡候。御國役諸役等御免許之義は、自餘之新村可爲並候。彌家數出來候様に可申付者也。

寛永九年極月五日

武 右馬允正亥 印

十村頭 福野村 助太夫

わかさ 介左衛門

同 助五郎

福野村 長三郎

〔能登古文書〕

當村之先祖は若州小濱之人にして、御當國に毎年釣獵に罷越申候處、御國之御仕方を奉慕、川得手を見立、大念寺村定之御高之外砂濱に居住奉願上度、御國十村頭福野村助太夫を以奉言上候處、早速御承届被爲下、難有も御地子並諸役銀御免許被爲成下、冥加至極も無之御事に候。然上は已來獵船彌出來仕候様、並渡海舟商賣望人候者、合力致而成共多分爲致出來、御役銀指上可申様相心得可申事。

一、先祖發端之願に、他國獵船を岸に着、御役銀差上可申義御願申上候處御免被下候上者、他國自國之船者勿論之事、商賣入情仕、何品に不寄御定御口錢物取立差上可申候。元來他國



獵船と申内に自國相籠り、獵船とは四十物を可申上義、四十物は御國最上之御口錢物。最上の御口錢申上候へば、其内其外御定之御口錢物、おのづから相籠申事に候へば、以來隨分商船を岸に着、少分之事成共御上之御益を重じ相心得可申事。

一、先祖他國より來候事に候へ者、別而御國御法度專一に相慎、御上之御難題に相成不申様相心得可申候。萬一心得違候者、先祖に對し不忠千萬に候、晝夜無油斷相心得可申候。  
一、大念寺村之義、本村之義に候へば、親に孝を盡す道理に候。大切に致、手前より申分等仕懸申間敷事。

一、川尻村之義一村同様之事に候へば、是又手前より申分仕懸申間敷事。  
右事老年に及、不圖思付候儘、爲以來書殘申候。末々肝煎相續之面に、無違背相心得可被申候、千秋萬歲。

明曆二年三月

大念寺新村肝煎 八兵衛

末々肝煎中

十二月十三日。前田光高、徳川家光の養女大姫と婚を定む。

〔徳川實紀〕

五月十日水戸中納言頼房卿の息女大姫の方を御嫡子とし給ふ旨仰出さる。紀伊記、水戸記

〔桑華雜記〕

五月一日寶永戊子之春林祭酒語云。清泰院殿の初の御名はお爲と云、後大猷公御養子被稱大姫君。

〔徳川實紀〕

十二月十三日加賀中納言利常卿の長子筑前守光高に、御養女大姫君降嫁水戸中納言頼房御女の事仰出さる。日記

十二月十九日。前田利常・光高登城して成婚を謝す。

〔徳川實紀〕

十二月十九日。松平筑前守光高姫君降嫁の謝とて、時服五十・銀五百枚献じ、父中納言利常卿も時服三十・銀三百枚さぐぐ。共に太刀目録そひたり。御三献ありて、光高へ貞宗の御刀、黄門へ貞宗の御脇差たまはり、一門の輩も拜謁す。日記

〔前田家雜録〕

一、寛永九年十二月十三日松平肥前守被爲召之、於御座間水戸黄門息女日來御養子被成候を、筑前守縁組被仰付。同十九日巳刻筑前守祝言之御禮、御席御座間、時服五十・白銀五百枚・太刀目録献之。酒井阿波守披露之。次父肥前守御禮、時服三十・銀三百枚・太刀目録献上。披露酒井阿波守。御禮過、御下段向方着座。



初 献

御盃御拾土器御引渡御盃御前わ上、筑前守頂戴、其盃被召上、肥前守頂戴、御盃納之。

二 献

御盃出、御雜煮出、御盃御前わ上、肥前守頂戴、其盃御前わ上、筑前守頂戴納之。

三 献

御盃御吸物出る。御肴出る。御前わ上、筑前守頂戴、御肴被下、御腰物貞宗拜領、御盃御前わ上、肥前守頂戴、御肴被下、御脇差貞宗拜領、御盃御前わ上納る。御加有。退去之後、松平淡路守・同宮松丸御目見也。何も長袴也。同十年御興入也。

〔微妙公御夜話〕

一、天徳院様御逝去被遊候時分、微妙院様御不行儀故、御局の業に而天徳院様御逝去の様に大猷院様御聞に立、夫故三年江戸に御詰被遊候。然共御如在無御座に付、御國々の御暇被仰出候。其節只一通の御暇に而は成申間敷旨、殿中にて御詮義在之候得共、一決不仕候處に、井伊掃部頭殿被申候者、公方様御爲に御大事の儀者、大名の恨に候。五・三萬石の御加増と申にても在之間敷候。所詮水戸黃門様の御息女を御養子に被成、筑前守に御興入御座候者、肥前守爲には不過之大慶可仕旨被申上候。尤成儀と是に相極、其上に而春日の局殿御取持被

淡路守は光高の弟利次、宮松丸は同利治

利政は利正とも書けり

松筑前は光高

申分に而、夫より御興入に相極申候。井上清右衛門母など、初め春日局の働き様に申候得共、實者右之御内談にて決申事に候。生駒内膳委く存、不破覺丞様の毎度爲申聞候。

十二月廿五日。前田利政、光高成婚の報を得て賀辭を篠原織部正に致す。

〔篠原家文書〕

尙以於加州何も無事之由大慶存候、以上。

芳札令披見候。仍而十三日中納言殿御城へ被爲召、御姫様筑前殿へ御縁邊之儀被仰出之旨、誠御外聞旁以目出度不可過之候。中納言殿御機嫌之由、左様に可有之と奉察候。被入御念爰許迄被仰聞、忝次第に候。則御請申上候間、可然様に可預御取成候。尙期後慶候、恐々謹言。

極月廿五日

宗悦 利 正 判

篠原織部正殿 御返報

十二月廿九日。江戸辰口の上屋敷類焼の難に罹る。

〔本光國師日記〕

十二月卅日。過夜亥之刻松平新太郎殿屋敷出火、松中將殿・松筑前殿・藤大學殿・生壹岐殿、右之衆之屋敷類火、其外町屋共類火、今辰之刻火留る。

〔天寛日記〕

加賀藩史料 第二編 寛永九年



本文前書と時刻を異にする

この月は大盡なるが故に前書と日附を異にし誤なるべし

本文廿七日とするは非なり

十二月廿九日

一、寅刻松平新太郎光政之亭出火。因此餘煙松平中務大輔忠知・竹中采正重次・細川越中守忠利・前田大和守利高・裏河岸三町・山名主殿頭茂熙・松平筑前守光高・松平周防守光重・松平五郎憲重・加々爪民部少輔忠隆・藤堂大學頭高次・生駒壹岐守高俊・伊奈半十郎・中川半左衛門・米津内藏介田盛・今大路道三・林永喜等舍屋、及大橋御門悉災矣。東武編年要録 東府外記

一、此度出火類火之面々御前へ召し、或は上使にて銀を被下。

銀三百貫目

松平肥前守

同二百貫目

細川越中守（下略）

〔徳川實紀〕

十二月晦日。この夜松平新太郎光政がもとより失火し、頗る大火におよべり。日記

寛永十年正月十一日。去年火災に逢し輩に、造作の費用を賜はる。松平筑前守光高銀五百貫目、細川越中守忠利・松平中務大輔忠知は三百貫目づゝ。（下略）日記、國師日記

〔三壺記〕

寛永九年十二月廿七日宵之間の事成に、江戸にて松平新太郎殿屋形より火事出来し、近所之大名屋形ども悉類火に及ぶ。肥前守利常公は神田の御屋形に御座被成、御出馬被成とて、御

供中もそろひければ、はやしづまり申由聞えければ、目出たしとて夜詰も過て、供衆小屋々々へ歸り休息す。然る處に又やけ出たるよし注進に及ぶ。俄に御馬を出させ給へば、山田與左衛門は御長刀持て御供す。神戸清四郎・湯原太右衛門・武藤長右衛門・矢野所左衛門・中村喜右衛門・丹羽二郎兵衛、いそぎあわて、御供に出けるが、御持柄一筋も見えざれば、御歩の青木平兵衛鍵を持て御供す。さき／＼へ人をふれさせ、本郷湯島の町家にある侍共髪をくさたばねにして出るも有。みだれ髪にはちまきして出るもあり。筋違橋へ御座之處に、多羅尾六兵衛はせ來り、御姫様達を御供仕罷越候由申上る。利常公御覽有て、火はいかにと御尋有ければ、御門につきてやけ申を見て參候由申上る。葛卷隼人をめして、六兵衛一所に子共をつれて、神田へ送届可申旨被仰渡。鷹匠町へ御懸り候所に、御鐵炮之者牧野又兵衛走來り、御廣間より御臺所へ火の懸り候を見て參候旨申上る。利常公御意被成者、古家なれば幸なり、よいは／＼と被仰、直に御城下馬の竹橋へ御座被成ければ、筑前守光高公輪乗被成ておはします。利常公へ被仰上るやうは、私是に罷在候間、御馬入させられ候へと被仰上候處に、今少有て可罷歸旨御意之所に、國々の大名衆御見舞として登城を心懸て被參。筑前守是に罷有候、其通慥に言上可仕、早々御歸可有とて、板津左兵衛・脇田九兵衛・河合數馬などに着帳被仰付。然る所に松平伊豆守私宅より罷出られ、利常公御父子に御挨拶被成、はや／＼御歸可



被成旨申され、御城中へ引入申さる。次に阿部對馬守・酒井讚岐罷出られ、利常公御父子へ、類火にあはせ給ふ事、苦々敷御仕合之由申されければ、利常公被仰けるやうは、古家にて候へば筑前はくるしからず候へども、残る衆迷惑たるべき由被仰。さて御老中は御城中へ入給ふ。利常公も光高公も曉方に成て、最早火はしづまりけり、いざ神田へ歸り申べしとて、頓而御下屋敷へいらせ給ふ。正月二日より御大工中島甚左衛門に指圖被仰付、はや手鉦初有て、佃源太郎は御材木を年内より八丁堀・れいがん島をかけ走て、毎日五十輛・百輛づゝ車にて運びけり。惣奉行は古屋所右衛門・宮城采女、小奉行數百人、役人は數しらず、請取くゝの役義を勤む。加州は不及申、上方方々よりも、大工・木引夜日いそぎ到着し、三千六七百人づゝ毎日入れていそぎける。近代稀成大作事とぞ申ける。内々より御内談にて、水戸中納言殿の姫君を、當將軍家光公の御養子に被成置、加賀の光高公へ結納の御祝儀も濟ければ、御一門並國々の大名小名より、鶴・白鳥・雁・鴨・鹽引山のごとくに參つごひ、積置きけるに、火事に逢ひて毛やきして有けるを、下々へ取よせ、御家中・足輕・小者迄取來りて、神田の御屋敷中下々は、正月より二三日迄も料理いたし給べにけり。

是歲。金澤城内へ犀川の水を引く。辰巳用水といふもの是なり。

〔螢廻光〕

八年とするは誤なり  
兵次郎は兵四郎なるべし

一、寛永八辛未夏金澤町中水不自由に付、水道を取事、小松町人板屋兵次郎巧に仍て、犀川之辰巳と云所より水を掘上、町中へ水道を引。

〔金城深秘録〕

一、辰巳上水起本。寛永九年長九郎左衛門殿内毛利半右衛門と申者、昔伏見川せきし時分、工の上手なる事隠なし、此者に可被仰付處致病死候に付、小松之町人板屋兵四郎と言者算勘之上手に而、左様之曲尺を見る事上手成と御聞被爲成、被召寄被仰付候處、則上へ參り、曲尺下墨を以て考へ罷歸り、何の造作もなく小立野の水を登せ可申よし申上る。則仰付、夏中役人一日に四度充賄を被下。此時より四度めしといふ事初る也。川上に辰巳といふ在所有之、夫より山の根を掘廻して小立野の水を上る。辰巳上水是也。此水町の内を通じ、越前福井のごとく有けれ共、後には埋樋に成て、所々水を取。小立野並下段之荒地、其時分より田地と成。栗之木林・七ッ屋村・上笠舞村之田地是也。是より初而、其後正保三年田中覺之丞と云浪人、小松の言上仕、寺津村之石島と云所より別に川を掘上て、土清水之山之腰を廻し、牛坂之上野村と土清水と田地になる。又寛文十一年内川之割れ岩といふ所より、大桑村之腰を掘廻し、野田山之麓泉野・長坂之下六塔林、悉く田地に成。在々の倒れし者を新百姓に被仰付、農具・家財・作食等御渡、野田之麓に在所を定させ給ふ。

小松は利常

六塔林は六斗林



板屋兵四郎  
等入牢殺害  
なるべし

右板屋兵四郎頭取、其以下都合九人に而、忽ち其功成る、希代之者也。御成就之上九人共牢  
舎被仰付置候處、一人不思議之事有之、逃出候咄承る。年古き事に候處、上方に而右之咄さ  
まゝ仕るよしなれ共、餘り怪き事故略之。其儘に被指置候而は、若他國に罷越相洩可申哉  
之旨に而、右之通被仰付候歟。八人之者袋村之神に祝籠られ候由、夫故開帳有之節は、果而  
變事有之と申事。寛政十一年大地震も右故歟と人之咄仕候共、不詳事に候。右上水町中用心  
水之願を以、公邊御届之由。上水溝屈曲被附置候儀、御様子有之義と奉存候。

〔板屋氏由緒〕

乍恐申上候 由緒書

一、元祖

板屋兵四郎

此者生國小松之者に御座候處、微妙院様小松に被爲在御座候節、算勘之工夫宜者被遊御尋、  
御夜話に被召出、御改作方被仰付、辰巳御用水其外、兵四郎工夫を以て御田地新開等仕候。則  
御普請會所舊記にも御座候様申傳候。其後越中御改作方被仰付、稻葉左近殿下役人に被仰渡  
候處、其内病死仕、年號相知不申候、其以後兵四郎せがれ有之哉と被爲遊御尋に付、せがれ  
治左衛門と申者罷在候段申上候處、杉谷治左衛門と相改候様被仰出、新知七十石被下、御印  
物頂戴仕、御算用場附仰付候。右治左衛門せがれ御座候得共、病身にも御座候哉、諸式相續

次左衛門前  
に治左衛門  
とあり

不奉願由。此せがれ其後町人に罷成、傳馬町居住仕候。古來之由緒傳書之物所持仕候由に御  
座候得共、享保十七年類焼に逢、土藏へも火入、不殘焼失仕候由に御座候。御印物之儀は奉  
敬、藏の内置候故、早速駆付尋見申處、不思議に燒殘、今以取揃仕候。右之趣に付御印紙に  
燒跡候由申傳候。則上之申候、以上。

天明五年十月

傳馬町 木屋治左衛門 印

町御奉行所

以分國之内七十石之所令扶持畢。右全可收納狀如件。

慶安元十二月十三日

利 常 印

杉谷次左衛門どのへ

〔板屋兵四郎るんぎ書〕

一、問言、金澤小立野に用水流る。何比初り候哉。答言、寛永九年石川郡辰巳村より才川之  
水を揚る。小松之町人板屋兵四郎と云有、曲尺を見只今之通流れ來る。是起本也。近年加州  
河北郡高松村邊に長柄野と云有、高松村竹村平兵衛新開に相願田地とす。此所夏粟川より高  
き事百間餘也。然を一里半餘川上に而水を上げ、長柄野用水を設、新田成就す。是板屋兵四  
郎曲尺を取也。



寛永十三年十月九日命日 板屋兵四郎

寛永十年

正月二日。江戸辰口の上屋敷興造に着手す。

〔政隣記〕

寛永十癸酉歲舊冬之依火事、今年正月二日より御上邸御作事始、追付出来。

正月十一日。徳川家光、前田光高に銀子を贈る。去年辰口邸類焼に罹りしを以てなり。

〔天寛日記〕

正月十一日

一、去年十二月廿九日夜火事之節類焼之輩。

一、銀子五百貫目

前田筑前守

右者去年十二月廿九日之夜依類焼被下云々。寛永日記

正月廿七日。前田利常、先に光高の東照宮勸請を幕府に請ひたるにその

許可せられたるを謝す。

〔又新齋日録〕

舊冬筑前守致御目見之刻、權現様御宮於國本勸請被仰付候御禮申上候處、忝上意之趣申聞、誠以難有仕合御座候。彌以御序可然様被仰上可被下候。將又拙者儀御取成之由、每度過分之至存候。爲御禮令啓達候、恐惶謹言。

寛永十 正月廿七日

松平肥前守

酒井讚岐守様 人々御中

二月十三日。徳川家光、前田利常の邸地に連續する町屋敷を與ふ。

〔天寛日記〕

二月十三日

一、今午後刻尾州・紀州兩亞相・水戸黃門於御座間御目見、御鷹場被爲進。退出以後、御黒書院北之間出御。松平肥前守父子御前に被爲召出、肥前守屋敷並之町屋敷拜領之。寛永日記

二月廿三日。前田利常海中より得たる刀劍を徳川家光に献ず。

〔天寛日記〕

加賀藩史料 第二編 寛永十年



二月廿三日

一、今度於北海漁父嬰網引上之太刀、國主中納言利常献之。依爲奇物則大僧正天海之許に在之處、可爲日光東照大權現御神寶の由御請申之、賢慮に相協云々。寛永日記

〔徳川實紀〕

二月廿三日。こたび北海にて漁網にかゝりたる太刀一振を、加賀中納言利常卿より奉りければ、大僧正天海にしめされしに、是神徳のいたす所、希代の天瑞なれば、永く東照宮の神寶たるべしと申けるが、盛慮に應じ、その言にまかざる。日記

四月十二日。來月朔日より領内一般に新極印銀の通用を命ず。

〔慶長以來定書〕

御定

御分國中取込候銀子善惡不同について、三ヶ國一般に被仰出候條、來月朔日以後は新極印銀子を以商賣可仕候。若當月已後、跡々取込候銀子取あつかひ候もの於有之は、可被處曲言旨被仰出者也。依如件。

寛永十年四月十二日

横山山城守

本多安房守

取込銀とは藩外より輸入したものをいふ

四月十七日。新極印銀の鑄造を算用場奉行に令す。

〔慶長以來定書〕

覺

一、御分國中取込候銀子、善惡不同に付而、此度被成御改、取込候銀子、朱染紙封に二步下之積りに被仰付候間、跡々より遣來候取込候銀子上中下を見合、一統にふきなをさせ、新極印打遣可被申候。向後丁銀とつり合候様に可被申付候事。

一、金澤町中におゐて、慥成もの二人致吟味、吹所に可被定候。然ば此以前之取込銀ふき直候刻、少も私曲無之様に堅爲致誓紙、其上横目を出、有様に致裁許候様に可被申付事。

一、當町天秤座之者共令極印、朱染紙封之銀子ふき來候條、今度取込候銀子も、右御定之通ふかせ可被申事。

一、新極印之儀、四ヶ所之ふきや一様にいたし可申候。其外に面々添極印を打、銀子不同に無之様に、吹所中爲四人互吟味可仕旨可申付事。

一、越中之義は、所々金山より銀子出申候條、富山町中にふき所二ヶ所被相定可然存候。右御國廻御上使衆、近日可爲御廻候條、急度相極候之様可被申付事肝要候、以上。

寛永十年卯月十七日

横山山城守

朱染紙は修善寺紙の偽なり



本多安房守

稻葉左近

堀 三郎兵衛

石川茂平

四月。駄荷・駄賃及び馬方に對する法規を定む。

〔國初遺文〕

定

- 一、一駄荷四十貫目、乗かけ荷二十二貫目之事。
- 一、駄ちん金澤より野々市迄一駄に付二十四文、津幡迄五十二文、宮腰迄二十四文之事。
- 一、馬つぎに馬無之時は、さきの宿迄可通事。
- 一、往還人夜中たりといふとも、御定之だちんにて可通事。
- 一、傳馬・人足之義者、兩人切手を以出之、若切手無之みだりの族においては、おさへ置可申越事。
- 一、宿賃は主人八文、下人四文、馬八文之事。
- 一、大かけ錢。

同行事本の  
ま、

- 一、かたなし。
- 一、ころ錢。
- 一、われ錢。
- 一、新 錢。
- 一、なまり錢。

此六錢之外ゑらぶべからざる之事。

右條々於相背者、同行事義可爲曲事、肝煎者爲過錢鳥目二貫文、並馬かた中より家一間に二貫文宛可出之。則申あらはす者に可被下旨被仰出所也。仍如件。

寛永十年四月 日

稻葉左近判  
中村刑部判

四月。能登羽咋郡大念寺新村に移住したる若狹の漁民等その宗旨を届出づ。

〔能登古文書〕

一、私共生國は若狹國小濱高濱之者共に御座候。寛永八年・九年・十年に罷越居住仕罷在候。則私共宗旨は禪・眞言・一向・法華、此宗旨に而御座候條、連判を以申上候、以上。

加賀藩史料 第二編 寛永十年



寛永十年四月

- 禪宗 彌左衛門
- 同宗 次郎右衛門
- 同宗 次郎九郎
- 同宗 五郎太夫
- 同宗 又兵衛
- 同宗 助五郎
- 同宗 助左衛門
- 一向宗 藤右衛門
- 同宗 三右衛門
- 真言宗 四郎右衛門
- 同宗 庄五郎
- 法華宗 又右衛門

武部右馬允殿

右之趣同國同所之者共に御座候間、一所に宗門帳いたし指上申所相違無御座候。若偽申上候と訴人於御座候は、私共急度曲事に可被仰付候、以上。

六月六日。新極印銀及び錢遣に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

覺

- 一、今度吹直候新極印之銀子不及改、替步入之算用を以可召遣事。
  - 一、此已前に取屢仕候取込候銀子吹直候事、自今以後は朱封之銀子五步下に吹立、新極印儘に打可申事。
  - 一、代物賣買之事、貫錢之分者可爲如御定候。小遣上錢者一貫文に付、新極印之銀子を以二十目之内外、相對次第候事。
  - 一、小賣之酒肴並青物・菓物・炭薪等、來七月十日以後銀子に而商賣仕候事有之間敷候。何も可爲錢遣事。
  - 一、諸商賣物不寄何、銀子一匁よりうちの物は可爲錢遣事、但一匁より上之買物たりといふとも、相對次第錢遣に可仕事。
- 右之分無相違様に、當町中々堅可被申付者也。

寛永十年六月六日

横山山城守  
本多安房守



稻葉左近  
石川茂平  
堀三郎兵衛

六月。九里甚左衛門正貞歿す。

〔九里氏家譜〕

一、七世之祖父

本國越前、姓源 九里故甚左衛門正貞

信長公に罷在、其以後高德院様御代越前於府中被召出。天正八年能州初而御入國之刻、御供仕罷越、御知行二百石被下置。せがれ兩人所持仕候内嫡子覺右衛門儀被召出、御知行二百石拜領仕、段々御加増仕、二男五郎兵衛儀被召出、御知行百石拜領仕候處、元和元年隱居被仰付、名宗智と相改申候。右宗智御知行二百石、二男九里故五郎兵衛に被下之、都合三百石拜領仕候。宗智儀寛永十年六月病死仕候。

七月十四日。前田利政卒す。

〔壬子集錄〕

宗悅誕生死去之年月日被成御尋候間、書付可上之旨奉得其意候。死去仕候年月日者、寛永十年七月十四日五十六歳に而相果申候。死去仕候年より當年迄四十年に罷成申候。誕生月日之

宗悅は前田利政の法名

三左衛門は利政の子直之

儀者、曾覺無御座候。

閏六月廿三日

前田三左衛門 判

奥村伊豫様 御報

〔前田土佐守家覺書〕

相公は前田綱紀なるべし

一、能州御拜領之節、從太閤様之御判物は、利政公京都に御退居之節、村井豊後守に御預け御上京。其後藤堂邸後出雲、豊後守に改之方より相公様に被上之候由之事。

一、太閤様爲御遺物、御脇指貞宗利政公御拜領被遊候。太閤記に、貞宗能登侍從と在之は、則利政公之御義に御座候事。

一、大納言利家卿御逝去之節、御遺言に而判金千枚・御刀國光・國後各二腰宛・御脇指吉光、此通利政公御拜領被遊候事。御大小已上五腰御拜領之御事。

一、慶長五年關ヶ原御陣之節、石田治部少輔三成味方加州爲押、同國小松に丹羽五郎左衛門長秀、大正持に山口玄蕃、越前に大谷刑部少輔在城。此時權現様爲御味方、利長卿・利政公御出馬被遊、小松爲押岡島備中守三堂山に被指置候。御兩方様金澤表より御出馬之節、小松懸橋川之上仙代・荒木田之渡りより山之手を御通、利政公御先懸にて大正持之城御乗取り、山口玄蕃父子御打取り被遊。此節利政公御内丹羽織部、なます橋に而鍵を合候。此時織部家來矢

加賀藩史料 第二編 寛永十年

大正持は大聖寺

懸橋川は梯川代は千代



田勘五郎心差之働在之候。大正持表落着、直に越前細呂木邊御出馬之處、中川宗伴謀書在之に付、金澤の御歸陣、於金城御詮議之處、關ヶ原表の御出陣御延引如何に付、利政公は御病氣分に被仰立、金澤に御残り被遊候。御人數は利長卿に被爲付候。利長卿重而御出馬、關ヶ原の御着陣被遊候處、御合戦相濟候に付、從權現様御出馬延引之段不審在之に付、丹羽五郎左衛門及異議候に付、領國之仕置申付、利政は病氣故旁見合申内延引に罷成候段被仰上候處、利政公御出馬無之義甚以御不審に而、畢竟能州は利長可爲領國旨被仰出。依之御牢人に被爲成、京都の御退居、二條地獄之辻に御居住。其後御法躰被遊、御名宗西に被改候。寛永十年七月十四日御卒去。御戒名福昌院殿前羽林怡伯宗悦大居士、葬紫野芳春院。此砌之住寺は玉舟和尚之事。

一、大坂初之御陣之節、從權現様土井大炊頭ごのを以、利政公の御出馬在之様にと被仰下候處、御承知被成候。先年關ヶ原御合戦之節病氣故、私義出馬不仕候得ども、人數は利長の附出之申候。最前召仕候家來共、只今は利長召仕候付、人數に不足無御座候間、御先手被仰付候者、出馬可仕旨御請被仰上候處、重而被仰下候は、御先手は藤堂和泉守・井伊兵部大輔と被仰付置候に付、唯今に至被差替候儀難被成候間、御本陣の御出馬可在之旨被仰下候處、御先手被仰付候者出馬可仕候、無左候者出馬御用捨可被下旨御請候而、御出陣不被遊候由之事。

一、大坂御陣落着後、從權現様利政公の被仰下候は、淀之城御預け可有之候間、御出候様にと被仰下候處、忝思召候、併只今迄國主に付、何方にても國主之席に罷在候。淀之城御預に而は城主に付、國主之次に罷成候義致迷惑候。何方にても國主に被仰付候者、出勤可仕旨御請被仰上、御出不被遊御卒去之御事。

一、利政公御室蒲生飛騨守氏郷御娘、六女一男御出生。氏郷公は奥州會津之城主之御事。  
一、利政公御嫡女様角倉の御婚禮相濟候義、利長卿被爲聞召、御氣前に相應不申、相殘御子様方不殘御引取被遊候様にと、芳春院様の利長卿より被仰上、則御引取被遊候而、金澤の御引越、芳春院様御養育被遊候御事。

御女子 角倉與右衛門室

但角倉與右衛門は町人也。去共公方御代官相勤之、住宅嵯峨に在之、京都にも居屋敷在之。

御女子 四辻大納言公理卿御室

御女子 竹屋中納言光久卿御室

御女子 岡島備中守孝次御室

御女子 神谷治部長治御室

御女子 奥野主馬御室



御男子 三左衛門直之公

右之御女子様方利常卿御仕立、御婚禮在之候。御化粧田三百石宛被遣之候事。

一、利政公御子様方不殘妾腹。妾之氏不相知候事。

但直之公御實母寛永三年十二月二日死去、位牌時宗玉泉寺に在之。

嶺雲院殿太房永薰大姉 戒名如此。

〔陳善録〕

一、孫四郎様をみなく感申候。第一は江守平左衛門子細候而、大納言様御折檻被成候。さて村井豊後を御使にて、御内證に孫四郎様へ、平左衛門よそへ可遣者になく候間、其上早年も寄候間、法度づくに折檻候事不便に思召候間、孫四郎咄者に抱おかれ候様にと御意候。就夫金澤知行は六百石平左衛門取申候へ共、能登にて千石被下被召仕候。其後丹羽權助・小泉彌市郎・井口茂兵衛・九里九郎兵衛・半井・大道寺新四郎、みなく殿様より御折檻又は御知行不足にて身上かへ申候者を、今程よそよりよび申候よりは、まへかごより利家様に數年有之者抱置候は、なじみ彼是よく候はんこ、みなく加増少づ、被下召被置候事を、年寄衆又はわたり奉公仕衆も、殊外利政様をほめかんじ申候。不斷御行儀はあしく候へども、武道は能可有御座候とかんじ申候事に候。

八月。金澤の兩大橋上の荷物運搬に關する法規を定む。

〔國事雜鈔〕

金澤兩橋制札

兩橋は厚川  
淺野川

此橋之上ころ木引通事有之間敷候。若不能承引もの於有之は、町人として押置、町奉行中に可及斷者也。

寛永十年八月 日

横山山城守判

本多安房守判

十月四日。加賀能美・江沼二郡に、能登鹿島郡石動山より出でたる勸進僧に宿泊せしむべきを命ず。

〔加州郡方舊記〕

態申遣候。能州石動山に從四郡少宛御初尾指上候得共、此二十ヶ年以來退轉之由。就夫郡中爲勸進、彼表より使僧遣被申由に候。勸進之儀者、此方より差圖に不及候。御宿之義馳走申候様、何も組中ね可申渡候、以上。

寛永十年十月四日

太田伊織印



牛村は牛島  
村なるべし  
近江村は誤  
なり

七二〇

粟生村	左	助。	長野村	九郎左衛門。	大野村	六郎右衛門。
寺井村	八兵衛。	河内村	八郎兵衛。	波佐谷村	猪右衛門。	
湯谷村	宗左衛門。	犬丸村	惣右衛門。	粟津村	喜内。	
宮竹村	源右衛門。	牛村	茂右衛門。	吉谷村	彌十郎。	
近江村	徳右衛門。	上野村	勘十郎。	大杉村	彦右衛門。	

江 沼 郡

大正寺村	市右衛門。	南江村	傳兵衛。	菅波村	又市。
片山津村	長右衛門。	月津村	權右衛門。	山中村	四右衛門。
高堂村	次兵衛。				

十一月十二日。加賀河北郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを令す。

〔加州郡方舊記〕

一筆申遣候。仍石動山大宮坊より、河北郡勸進被參之由、宿借し可被申候。先奉行千福縫殿助方より、任例書狀遣候者也。

寛永十曆十一月十二日

大島甚兵衛判

輿は組なり

御所村	源兵衛どのへ	福久村	次右衛門どのへ
竹又村	次兵衛どのへ	寺田村	少右衛門どのへ
観法寺村	孫助どのへ	下又村	三右衛門どのへ
七黒村	七右衛門どのへ	大熊村	兵右衛門どのへ
領家 輿			
松寺村	猪右衛門どのへ	若松村	次右衛門どのへ

猶以勸進之儀は此方より差圖には不及候。

十二月五日。徳川家光の養女大姫前田光高に入輿す。

〔徳川實紀〕

十二月四日。明日大姫君加賀の邸に御輿入あるをもて、御調度を搬送せらる。日記五日。大姫君加賀邸に御入輿あり。御輿渡は酒井雅樂頭忠世、御貝桶は酒井讃岐守忠勝役し、松平伊豆守信勝・高力攝津守忠房・青山大藏少輔幸成・秋元但馬守泰朝・板倉内膳正重昌・大目付柳生但馬守宗矩・井上筑後守政重・留守居松平大隅守重隆・牧野内匠頭信成・酒井和泉守忠吉、その外目付・使番等供奉し、かしこにては中納言利常卿みづから御輿を請取、庶子宮松丸利治御貝桶を請とる。此日婚禮の儀注は、兼て儒役林道春信勝勸進するところを用ひらる。



又納戸役星合伊左衛門具枚かしこにまかり、金銀時服渡の役を勤む。本城にては譜第の輩並物頭等に盛饌をたまふ。日記、寛永系圖、家譜

〔天寛日記〕

十二月四日

一、明日姫君様御祝言に付、今日御道具被差遣。寛永日記

五日

一、姫君と松平筑前守光高嫁娶、酒井忠世雅樂頭乘輿從焉。酒井忠勝貝桶之役、其餘松平信綱青山幸成等扈從。東武編年要錄

一、將軍家の姫君、松平筑前守光高加賀守綱利父入輿なり。老中並旗本の健士御輿に従ふ。供奉の

規式嚴重なり。此姫君は水戸中納言頼房の息女、將軍家御養女となりて此儀に及べり。元寛日記

一、松平前田筑前守光高大姫君の御輿光高館に入婚禮あり。酒井雅樂頭御輿を渡す、利常是を請取。酒井讚岐守御貝桶相渡す。飛驒守利治時に宮松丸と稱す是を請取。既にして利常・光高登城して御前に出、和歌山正宗の御脇差を利常に賜はり、太郎作正宗の御腰物並信濃藤四郎の御脇差を光高に賜ふ。この日利常、行平の御太刀・馬代黄金百枚・五月雨郷の御腰物・八幡正宗の御脇差・御服五十領・綿五百把を献す。光高一文字の御太刀・馬代銀子千枚・御服百領・絹二百疋を献じて賀儀をのぶ。寛永系圖

一、星合伊左衛門尉具枚、大姫君の御輿加賀の筑前守光高の室に入。此時具枚、彼亭において金銀吳服の渡役相つとむ。寛永系圖

〔三壺記〕

寛永十年十二月五日に將軍家光公の御姫君様光高公へ御嫁娶の御こし入とぞ聞えける。松平伊豆・酒井讚岐・阿部對馬・酒井雅樂頭御供にて、其規式憚不及申、千秋萬歳の御祝天下へも聞え渡りて見えにけり。此時光高公十八歳にておはします。姫君は七歳にならせ給ふ。未御幼少之御事なれば、折々は入らせられ、有時は御登城にて、御城と加賀の御屋布の其間、上下男女乗物の往來は、織る糸筋よりもしげかりけり、牛籠に數千歩の御屋敷相渡り、長屋をたて、御姫君様之御用人數百人居住す。加州より御廣敷番其外役人數百人江戸へ被召寄、牛籠の屋敷へ引越、御前様御用相勤む。御前様御家老には、塚原治左衛門を公方様よりつけ置かせられ、諸事御用上聞に達し調上げ奉る。有時中納言利常公御一門光高公にて御振舞を被進、淡路守殿・飛驒守殿・安藝守殿・前田右近大夫殿何も御一門よらせられ、御咄等之折節、御姫君様俄に御登城被成とて、御供中ひしめく。御つばねは、中納言様へ御いとまごひなされ、御登城あそばし候やうにと申上げれば、御姫様、さらば表へいで、御いとま申さんとして出させられ、つぎぐの御もり女中子・小姓めしつれられ、御表の御座敷へ出させ給ひ、たゞいま

牛籠は牛込



御城へ上り申候よし仰上られければ、利常公、今少し御あそびなされ候はん哉と御意なされければ、御ひめ様仰有けるは、これにゆるくと居まらせ候ても、筑前様の御用もうけたまはり候はねば、まづ登城つかまつり、ちかき内にまゐり候はんぞ仰られければ、若殿たちは立てわきへ入らせ給ふ。御客も御供の女中も興をもよほし、何も御機嫌よかりしとかや。御家の御威光天下にあまねく、光高公の御登城の折ふしは、所々御番所下座いたしうやまひ奉る事、將軍家の御成同事に見えさせ給ふ。めでたかりける御事なり。

## 〔殘囊拾玉集〕

一、水戸頼房公の御家來牧野與三右衛門と云侍、江戸引越にて、御貸長屋は御露地口より出候小口の外に在たるに、或朝東雲の比に、頼房公御露地口より御露地下駄を召候て御出、與三右衛門くと御呼候故、罷出候へば、妻は此比産仕たる由ちやが、息災にて肥立候やと御意。成ほど無事に罷成候と申上ぐれば、夫婦づれにて参り候へ、急用が有と御意。奉畏とて夫婦とも罷出候へば、是れくと被仰に付、御跡より御露地の参り候へば、ひたとは被爲入候て、或御亭に御入、是れ参れと有之。入候へば、十七八計りの美敷女中一人、産の催し有之躰にて、少被相滞様子也。是を頼むと御意。奉畏とは申上候へども、御隠密の御様子なれば、他にも不被申、一日一夜難行苦行致され、其夜産有之。御姫様御誕生にて、右の母儀

の女中は被死たり。頼房公も、ひたと御居間より御往來にて、兎角夫婦の者に頼むと御意故奉畏、母儀の死骸を我寺に頼み片付候て、御姫様は與三右衛門妻が乳を上候て、御成長被遊候。跡に承候へば、家光公未御部屋住の時分被召仕候女中懐胎、可被成様無之御見合の所、産月に成申候故、頼房公に潜に御頼み、何分にも頼申候と被仰。其翌夜水戸様屋敷へ乗物一丁昇來る。急なれば先御亭に御入被成候處、早催しの躰なる故、頼房公御取込にて右の通也と云々。扨姫君様御成長の後、家光公の御養姫様に被成候。大姫君様と奉申、加賀の光高公へ御輿入被遊候。實は家光公の御實子たる事は、天下に人の不知事也とぞ。此由緒に依て綱紀公御代に成て、牧與三右衛門がせがれの牧與左衛門を、三百石にて被召出しと也。此咄牧與三右衛門と田中左源太心安くて承之、又は牧與左衛門にも永貞聞たる咄也。箇様の事は、後に成ては不知者也、能覺は居候者也、永貞も常に咄、田中式如も咄たるを覺えて武貞爰に記之。

永貞武貞共に有澤氏

## 〔竹園雜記〕

寛永十年子十二月五日午の刻、御前様御輿入相濟候。前四日には御長持、梨子地蒔繪・黒塗蒔繪・葵の御紋付、惣數五百八十持也。五日及御案内は土井大炊頭殿也。御上屋敷御輿入之次第、一番御召替之御輿、次御厨子棚一對、御袋棚、御衣掛一對、御手拭懸一對、御行器一荷



也。次に上輿等也。こし添八人、輿昇十二人也。四番に春日局、五番に永昌院様、六番に大上臈の方也。何茂輿に而、次に貝桶一對、酒井讚岐守殿被相渡、宮松丸様御請取被成候。御供には加藤石見守御脇指持也。宮城采女御腰物持也。次御長刀中川市右衛門相渡す。此人終迄御前様御奉公仕被申候。中川爲代塚原次左衛門被相勤也。次に御輿左は酒井雅樂頭殿、右は酒井讚岐守殿也。御輿中納言様御請被遊也。御供には横山大膳御脇指持也。奥村河内御腰物持也。光高様御内々御出、御輿に御手を爲懸給ひ被爲入。御供には横山山城守は御脇指持、本多安房守御腰物持。御輿の臺二頭、御からかさ一本、御供輿十四丁、輿添六人、輿昇十人宛、釣輿三十五挺、輿添四人、輿昇八人宛、駕輿四十五丁、輿添二人、輿昇六人宛也。惣而御供輿・乗物共に百挺也。五日之晩、奥方御膳部七五三二十人前也。表方御饗應、井伊掃部頭殿・土井大炊殿・酒井雅樂頭殿・酒井讚岐守殿、其外御横目衆以上十四人衆へ御腰物一腰充被進。御酌者本酌神谷式部、加富田越後此兩人迄也。御輿方御屋舖之床に蓬萊山の御飾、御表方御座敷の床に三幅對御かざり。此御祝義に衣類之御定、上様方の御衆中は、下着むく裏紅、上着熨斗目かちんの上下、かば色足袋、但革。辻警固は上様衆被相勤。御自分之面々は上着茶色の熨斗目、かちんに子持筋上下、黒骨の扇子、小刀下緒紅色也。柄卷糸濃かば色の革卷也。附、足袋濃かば色の革也。御土産物。

御萬様は満  
姫後に廣島  
候夫人とな  
りたるもの

御小袖	五十	銀五百枚	中納言様
同	五十	銀千枚	筑前守様
同	二十	銀二百枚	淡路守様
同	二十	銀百枚	宮松丸様
同	二十	銀二百枚	<small>得上三浦氏島御前様也</small> 御萬様
同	二十	銀百枚	御富様

御家來に被下物。

御小袖	十	銀百枚	本多安房守
同斷			横山山城守
同斷			前田三左衛門
同斷			前田志摩
同斷			今枝民部
同斷			三輪主水
同斷			長九郎左衛門
御小袖	五	銀五十枚	奥村河内



同斷	横山大膳
同斷	小幡右京
同斷	小幡宮内
同斷	村井兵部
同斷	成瀬内藏
同斷	富田越後
同斷	神尾主殿
同斷	神谷式部 <small>後改横山</small>
御小袖 三	銀三十枚
	組頭・鐵炮頭
御小袖 二十枚	番頭・出頭物頭
	大中御小將
御小袖 三	銀十枚
	小頭使番
	子小姓大中小姓中

三ツ目の御祝義御振舞。

上様の御年寄衆・御横目、其外御出頭衆以上七十人除御招請。朝は式掌の御料理、晝よりふ

くさの御振舞御料理也。御能番組、高砂・田村・芭蕉・是界・猩々。四座立替り御能過て、役者共に御廣間に而御小袖二つ宛、御前様より被下候也。

御加増二千石

今枝民部へ被下

御腰物一腰

御守三輪主水へ被下

筑前守様に安房守・山城守兩人を此時被進。但是は公方様へ利光様より被得御内意、上意にて如此也。公方様より國取衆へも、御旗本衆へも、筑前守様へも禮を可仕と上意にて、何も御禮に御越也。中納言様より御婚禮前、江戸に相詰候御家來中、千石より以下の人々へ御小袖一つ宛、侍分いづれも拜領被仰付、頂戴仕なり。

〔竹園雜記〕

一、表御響應井伊掃部頭殿・土井大炊頭殿・酒井雅樂頭殿・酒井讃岐守殿、其外御横目衆、以上十二人、御腰物一腰充被遣。御酌本酌神谷式部、加富田越後、此兩人迄。中納言利光卿・少將光高卿御杯相濟、御家老の面々へ右掃部殿初、土井・兩酒井の御面々杯有之。御勝手は細川・淺野の御一門初、御出入衆溝口・小堀數輩なり。御家老へ杯可被遣と有之處に、溝口等の衆、掃部頭殿初御大老の御杯可被下と被仰候、各早速御前へ被罷出可然と三四度催促也。其間少し興さむる程成に付て、御目付衆も見兼、御勝手へ立出らる。彌溝口、伯州に急ぎ被罷出候



へと有之時、奥村河内靜に溝口等へ申さく、各は先刻より御前へ罷出御杯可被下と御申候故、將軍家は出御不被遊、誰の事哉覽各一圓合點不仕候。但井伊殿・土井殿・兩酒井殿より、今般之御祝詞祝候而杯を被進申事に候哉。少將老臣に本多安房守は將軍家隨一の忠臣佐渡守正信息に而、今日の客衆に肩をならべていやしからぬ男也。其上今日光高は、忝も將軍家の御聲なれば、常の國大名とは各別の義ならん。又大坂・伏見などにおいては、私祖父等今日の客衆は皆同座同列し、いそがしきはげしき場などにては、前後を争ひたる事もありと傳承る。御杯と云ふのは、主人又は主人同官位の方より被下、御盃を頂戴する事と、何も心得居申候故、早速罷出不申。但箇様にては無御座哉と申されければ、其様に右之御面々も御察、今日は互に御祝言首尾能御調被成、千秋萬歲之至也。祝申候而此方の杯をも各々へ進候。又何もの御盃をも被遺候様にこの事也。溝口等は御勝手衆、客衆は御申無之儀、勝手取持の面々申あやまつたり、河内の利口にこまりたりと笑はる。本多安房守初、早く能所を取申たる河州とわらひく出て杯相濟。客衆退出の跡、御祝の御料理御配被下、中納言利常卿の御前へ被召出、今日は御大慶不過之、各も祝ひ被申、緩々酒給られ候やうにこの御事也。其とき房州・城州御前にて河内手を取、此利口ものに、今日の御客方・御勝手の面々も答につまりと云直し、別て千秋萬歲と被申上、御父子様御笑ひ被成ける也。

十二月五日。徳川家光等、前田光高夫人附の用人中川市右衛門にその心得書を與ふ。

〔甲子聞書〕

條々

- 一、萬事奥方の義、ちくせんの守家の法度にまかせ、あひそむくべからざる事。
- 一、女上下共に一切不可出、用所あるときは、其用のしなをあらため、つぼね手判に、ちくせんの守より附置候者ごものうら判にて可出。暮六つ過候は、たとひ手判あるとも、とをすべからず。但急の用ある時は各別の事。
- 一、走込の女ちやうじの事。
- 一、火のよふじんかたく申付べき事。
- 一、おくがたいろりの事、ゆるしのほか一切あるべからざる事。

右此旨をあいまもるべき者也。

寛永十年十二月五日

〔家老〕

印

中川市右衛門ごのへ

〔甲子聞書〕

加賀藩史料 第二編 寛永十年



條々

- 一、筑前守殿姫君様御ため、おろそかに不存、御奉公油断仕まじき事。
  - 一、表方の衆と申事など有間鋪事。付、表方へむづかしき義一切申間敷事。
  - 一、姫君様へ頼候とて、肥前守殿・筑前守殿に人のわびごと仕間敷事。
  - 一、臺所方へむざと用を申出間敷事。
  - 一、女房上下共に、一年二度之外宿へ出候事有べからず。其上先も不慥所へ參まじき也。わかき衆之事は、上らふ式部・つぼね、此三人ねんを可被入事。
  - 一、萬事三人之衆者、中川市右衛門相談候て可被申付事。
  - 一、奥方ちかき所にて、高聲物あらがひいたすまじき事。
  - 一、上下共にふはつとの輩くせ事たるべき事。
- 右此旨を相まもるべき者也。

寛永十年十二月五日

讚岐守  
大炊頭  
雅樂頭

中川市右衛門殿

〔甲子開書〕

せんぶの事

上之衆

- 一、しる二 此内にしやうじんあるべし。
- 一、さい三 此内にしやうじんあるべし。

中之衆

- 一、しる二 此内にしやうじんあるべし。
- 一、さい二 此内にしやうじんあるべし。

此外なにもつけ物。

御はした又女ぼうたちまで

一、しる一

一、さい一

此外なにもつけ物

以上

一、ぎやうすいの事、三日に一とたるべし。

ぎやうすいは行水

加賀藩史料 第二編 寛永十年



右のむねをあいまもるべき者也。

寛永十年十二月五日

讃岐守  
大炊頭  
雅樂頭

中川市右衛門殿

十二月七日。前田光高夫人入輿第三日の祝儀を行ふ。

〔徳川實紀〕

十二月七日。姫君三日の御祝なれば、本城より宮城甚右衛門和甫をして、五百八十の餅・肴二十種・酒五十荷をつかはされ、加賀邸より家士横山大膳亮もて、五百八十餅・肴二十種・樽二十荷献る。日記

〔天寛日記〕

十二月七日

一、宮城甚右衛門和甫、加賀筑前守光高婚禮三ヶ日の御祝儀に上使として、五百八十の餅、御樽五十荷、御肴二十種を送りたまふ。時に利常懇意尤あつし。且備前一文字の刀、法城寺の脇差を和甫にあたふ。寛永系圖

一、姫君様三つ目爲御祝儀、從肥前守五百八十之餅、御肴二十種、御樽二十荷進献之。使者横山大膳亮に吳服十被下之。寛永日記

十二月廿五日。前田利常・光高等登城して婚儀の終れるを謝す。

〔天寛日記〕

十二月廿五日

祝言御禮 太刀一文字一振、銀子十枚、小袖百、絹二百疋献之。

加賀少將

右畢而

太刀行平、黄金百枚、小袖五十、綿五百把献之。

加賀少將

太刀目錄、小袖十。

松平淡路守

同斷

松平宮松丸

右同様御禮進物之。配近之衆長袴に而役之、御座之間御上段御着座。

加賀中納言

同少將

初献

御盃出る。御引渡御銚子御前も召上、少將頂戴、御肴被下、正宗御腰物・吉光御脇差被下之。

加賀藩史料 第二編 寛永十年



其盃御前の上、御盃中納言頂戴之、御銚子入。御盃何も三方也。御加有。

二 献

御盃出。御難煮御銚子御前に被召上、中納言頂戴、御肴被下、御脇差正宗拜領。其盃御前に被召上時、御腰物五月雨郷・脇差正宗進上之、其盃少將頂戴、御銚子入三方にすはる。御加有。

三 献

御盃出。御吸物御銚子御前に被召上、中納言頂戴。其盃御前へ上、御盃少將頂戴納。次數之土器出、御前に召上、淡路守頂戴之時、御脇差來國光拜領之。次宮松丸御盃被下、御脇差行光拜領之。

右過而本多安房守・横山山城守御禮申上、終而何も退去。獻廟日記

是歲。越中礪波郡植生八幡宮の本殿を再興す。

〔寺社來歴〕 植生八幡由來

寛永十年御寶殿從微妙院様御再興被爲成、並矢柄之繕被仰付候。且又願書之寫千岳に被仰付候。正保年中微妙院様御社參被爲成、西尾隼人殿に被仰渡、拜殿御建立。今以御宮御修理等毎度被仰付、遷宮之刻入用銀並御幕白布等致拜領、正遷宮仕候。中略

願書は八幡社に傳へて木曾願書といふもの

陽廣院様初而江戸に御發駕被爲成候刻、御社參被爲成。其後御入國之砌も御社參被遊。木曾義仲卿願書、矢柄之義、西尾隼人殿に御尋被爲成候。

寛永十一年

二月朔日。加賀藩の老臣等徳川家光に謁す。

〔天寛日記〕

二月朔日

一、加賀中納言陪臣等御目見。舊冬姫君様御祝言之刻、御目見不仕に依而、今日初而罷出云々。

三月九日。徳川家光、前田利常等に茶を饗す。

〔天寛日記〕

三月九日

一、早朝御茶湯。

松平肥前守

松平大隅守

肥前守は前田利常



一、晝御茶湯。

- 森 美作守
- 松平長門守
- 細川越中守
- 松平越前守
- 松平伊豫守
- 松平新太郎
- 松平安藝守
- 立花飛驒守
- 鍋島信濃守
- 佐竹修理大夫

一、右終而退出、即刻爲御禮登營。雅樂・大炊・讃岐を謁而退出。獻廟日記  
 春。金澤東本願寺末寺を移築す。

〔三壺記〕

寛永十一年の春より、六條の末寺造營として、三ヶ國郡中町中寄進勸進相調、屋敷ならしお

奥野紀伊守  
 氏清元和四  
 年七月四日  
 歿す

びたゞし。先年は御城西北に當りて後町と云所に有、火事以後侍屋敷に成、奥野紀伊守屋敷へ家を買すゑにして渡りけり。一向一心の信心者共、金銀米錢絲綿山の如く持湊ひ、請取々々に石場の石或は板角釘金物幾百人宛持積て、異形異類の出立にて、三階やぐらの石かちの臺を拵へ、二三ヶ所にて地形を百日計もつきにけり。其後石すゑに成て、老若男女あつまり普請等を急ぎければ、誠に不可稱不可思議不可説の大きくどくに因て、奉行人もなく催促もせざれども、此御普請にもれぬれば、此度成佛成り難きとて、八九十計のおほちうば、孫や子どもにかつがれて、石かちの繩に手を掛、いたゞきまつりて急ぎければ、墓行事かぎりなし。北國無双の大がらんこそ出来ければ、諸人見物市をなす。近所の者ども此本願の利益にひかれて、頓て富家とぞ成にける。

〔菅家見聞集〕

寛永十一年金澤六條之東末寺造營、先年は御城の乾後町と云所に有之、今の屋敷は奥野紀伊守屋敷買取て作事有、則今の東末寺也。

〔寺社來歴〕

一、金澤東末寺開闢者、本願寺十二世教如上人慶長二年金澤後町に末寺致建立、至當歳九十年罷成候。



一、寛永八年四月金澤大火事に付、金澤町立替候時分、右後町末寺屋敷被召上、代地之義奥野主馬上地に而、從微妙院様屋敷致拜領候。御門跡より以書狀御禮被申候處、御返札御座候而所持仕候。並本多安房・横山山城添狀も所持仕候。其後第十三世宣如上人寺被致再興候。

〔國事昌披問答〕

問云、本願寺末寺金澤に建立は如何に候哉。答、寛永十一年奥野紀伊守屋敷を買取て寺を建る。七年にして成就、萬治元年三月廿八日移徙。本堂表三十七間二尺五寸、裏行二十七間二尺七寸也。柱數九十六本、瓦數二十萬也。

四月三日。徳川家光、前田光高に南蠻犬を贈る。

〔天寛日記〕

四月三日

一、松平筑前守に南蠻犬被下之。人見私記

四月下旬。前田利常江戸より金澤に下り、尋いで上洛す。

〔三壺記〕

加州利常公御歸國之事

寛永十一年には將軍家光公御上洛之御事なれば、諸國の大名何も御供之用意可有旨にて、皆

利常の上洛は六月二十九日あること本年五月二十日の條に載せし見ゆ

々歸國せられ、直に國本より上洛也。中納言利常公は寛永八年の十二月江戸へ御參勤にて、中年二年御在江戸の事なれば、國本には久々の御留守にて、上下待兼たりけるに、當四月初には御歸國と相聞え、掃拭以下まで善盡し、卯月下旬に御城着被爲成、御分國之諸奉行日夜登城仕、申上るも有、被仰出を承るもあり、御夜詰迄は下馬に市をぞなしにける。扱御城中へ出させられ、玉泉院殿御屋形之跡を御露地に可被仰付とて、大橋又兵衛・瀧長兵衛などに被仰渡。先地形の土をならさせて、泉水などに可被成所の土を、町中へ可被下旨御ふれにて、町中より毎日掘て取り行ほごに、頓て谷峯と成りにけり。其間に御用意出來し、御供中も用意いたし、五月下旬に金澤御發足被成、海津より御舟にめして、大津の御旅屋へ入らせ給ひけり。

〔前田家譜〕

豪姫寛永十一年五月廿二日歿す、享年六十一歳、樹正院殿と號す。

〔壬子集録〕 日妙文

さやうに御座候へば、御一もんさま御女中さまがたの御たんじやうの御事、御せいきよねん



がう月日おぼへ申候はゞ、申上候やうにと御るのよし仰下され候。久しき御事、そのうへわたくし物覺御ざなく候ゆへ、ごなたさまのも覺不申候。うきた中なごんさまの御内さまは、御とし又御せいきよはおぼへ申候まゝ、たゞ今かきつけ上申候。そのほかさまはおぼへ申さず候。

七月十五日

日めうか

よこ山しまの助さま 御返事人々

〔壬子集録〕 日妙文

うきた中なごん様の御内様

- 一、ぢゆしやう院でんめいしつしゆかうだいぜんじやうに。
- くわんゑい十一ねんきのえいぬのとし。
- とうねん三十九年。

五月廿三日。前田光高江戸を出發して上洛す。

〔□歳紀聞〕

一、陽廣院様二十之御歳、江戸より御上洛。

但大猷院様六月二十日江戸御立。陽廣院様同廿三日御發足。

陽廣院は前田光高將軍の江戸を發したるは五月二十日なり

〔徳川實紀〕

五月二十日。御出城。未刻神奈川御殿にやごらせ給ふ。

廿三日。加賀黃門利常卿府を發す。

六月廿五日。奥村易英命を承けて前田孝成に負債整理に關する實行方法を示す。

御出城は家光黃門利常とあるは筑前守光高の誤なるべし

〔金澤文書〕

- 一、鷹と小鷹共に五つに可被相定之事。
- 一、金澤などへ被越候刻、子小姓之外のりかけに乗せ被申義停止之事。
- 一、臺所奉行に桑原源左衛門・堀江三郎右衛門兩人を申付、年々のかひ物さん用承、直段以下せんさく可仕候。臺所廻諸事法度等、きと申付之様に可被申付候。然ばおもて詰より臺所へ立入候もの被致吟味、五人か三人被相定、人さし外むざと立入不申様に可被申付事。
- 一、臺所へ立入候もの之内たりといふ共、定飯之ものゝ外飯など給候義、一切に停止に可被申付候。酒肴等之事不及申事。
- 一、振舞は汁二つさい三つ、其外木具など一切無用に可被仕候。朝夕之儀者不及申事。
- 一、身廻仕立之儀、借錢相濟候まで、たとひ被仕立候共、地絹を以可被仕事。

加賀藩史料 第二編 寛永十一年



候内は候迄なるべし

志摩は前田直知三男孝成  
源峰は前田長種、内記は其子長知、數馬は直知の長子直正

一、鷹野又は遊山等に被罷出候刻、下々のもの焼飯之外無用に候。手前之辨當も、さだめ之仕立にて、五人前か三人前可被仕事。

一、此借錢相濟候内、四人年寄共萬事立入、算用以下法度等にせいを出し可申候。急度せしを可被申付候。借錢ぬけ不申内は、賄方諸事年寄共次第に可被仕事。

一、知行内高二千五百石別に代官を付おかれ、此物成を以借錢のかたへ沙汰可被仕候事。

一、家中知行高百石取りより應高、則百石に付て高二十石宛、借錢相濟候まで可致合力事。

一、鹽・味噌・肴以下、其々に奉行可被申付候事。

一、志摩守借錢、長次郎・八兵衛へも、高千石に金子十枚宛懸候様に可仕事。

一、源峯・内記・對馬知行押込、千石割にいたし圖取に可仕候事。

右條々以御内意就相究候、被爲加御印候間、少も無相違様に尤存候、以上。

寛永十一年六月廿五日

奥村因幡守易英 判

前田志摩守殿

〔金澤文書〕

以上

寺尾又兵衛是へ被下候御内々之御帳、夜前御印被爲押被下候。何とか様に御定被成候も、貴

殿様御心持惡敷候者成申間敷候。急度御つゝしみ被成、御借錢ぬけ申候様可被成旨御内意に御座候。折々は御横目なども被遣義可有候間、御氣遣可被成候。又先度申上候年寄共、家より被召仕候子どもへ、御扶持をお放被成と申候へば、迷惑可仕候。御手前御借銀ぬけ申迄は、親共之はごくみに而被召仕候様に可被成候。萬事年寄共御談合可被成候。年寄共にも誓紙をさせ可申旨御意に御座候。中納言様明日は御上洛に候條、其元御障明候者、年寄共此方へ可被下候。猶追而面上之節可申述候、恐惶謹言。

六月廿八日

奥 因幡守易英 判

前 志摩守様

人々中

七月十一日。徳川家光入洛し、前田利常之を大津に迎ふ。

〔徳川實紀〕

七月十一日御入洛により、殊に行装をかいつくろひ、供奉上下の威儀嚴肅たり。これを拜せんとて、都鄙近國の男女、膳所より京まで立錫の地もなく群集せり。大津へ入らせ給ふとき、加賀中納言利常卿拜し奉る。まかで、後、太田備中守資宗を御使として慰勞せらる。

七月十八日。徳川家光參内し、前田利常之を四脚門に迎ふ。

加賀藩史料 第二編 寛永十一年



〔金澤市中文書〕

奉書之趣謹而致頂戴候。來十八日就被爲成御參内、如此跡衣冠に而四足之御門迄可能出旨、奉得其意候、恐惶謹言。

七月

松平肥前守

酒井讃岐守殿

〔徳川實紀〕

十八日快晴なり。辰刻御直垂にて御輿にめされ、二條城を出御なり。(中略)。仙臺中納言政宗・加賀中納言利常卿以下、外様四品以下の諸大名は小路に待奉る。四足門にて御輿をかきおろせば、日野大納言資勝卿御簾をまき、飛鳥井中納言雅宣卿阿部豊後守忠秋より御沓をとりて奉る。又資勝卿御輿のうちより御太刀をとりて、井伊勲負佐直滋にわたし、御刀をば吉良上野介義彌にわたす。此時月卿雲客は、庭上に群居して拜し奉る。

閏七月。前田利常領内の草高及び租額を上申す。

〔袂草〕

一、加賀國四郡總高四十四萬二千五百石四斗五升六合、内四百六十一石七斗四升寺社領。惣田方二萬二千三百廿九町六段二畝十五步、惣畑方五千七百十八町五畝二步、内四萬八十七石

五斗一升六合荒川成。惣物成合十七萬四千三百七十四石七斗六合、内二百石二斗七升七合寺社領、以上。寛永十一年甲戌閏七月吉日松平肥前守

一、能登國四郡惣高合二十一萬六千八百九十一石三斗五升四合、内千八百七十三石七斗七升五合寺社領。惣田方一萬千五百五十一町三段三畝十七步、惣畑方三千三百八町八畝廿三步、四萬三千三十七石一斗四升四合荒川成。惣物成合六萬六千七百七斗三升七合内七百三十三斗四升寺社領、以上。年號月日御名 右同斷

一、越中國四郡惣高五十三萬三千三百六十一石一斗九升、内百五十石寺社領。惣田方三萬千六百三十町四段四畝十五步、惣畑方三千九百二十六町九段六畝二十三步、内九萬二百五十七石三斗荒川成。惣物成合十四萬七千五百九十五石四斗六升三合五勺五才、内四十九石九斗九升四合八勺五才寺社領、以上。年號月日御名 右同斷

八月四日。徳川家光、前田利常の所領を安堵せしむ。

〔舊藩遺文〕

加賀・越中・能登三箇國百十九萬二千七百六十石目録在別紙事、任去慶長十九年九月十六日・同廿三日兩先判之旨、全爲領知之狀如件。

寛永十一年八月四日

家光判



加賀中納言殿

〔天寛日記〕

八月四日

一、今日諸大名領知御直判被下之。

加賀中納言

加賀・越中・能登三ヶ國 合百十九萬二千七百六十石

八月。前田利常京師より金澤に歸る。

〔三壺記〕

將軍家光公御上洛之事

寛永十一年閏七月將軍家光公御上着被遊、二條の御城へ入御せられ、此時内大臣に御任官有、二條へ還御被爲成。町中へ大小の家にかぎらず、一軒に銀子百三十五匁づゝ、都合五十貫目被下候。大坂の町中は先年より諸役等を勤けるを、此時永代諸役御赦免可被爲成旨、町御奉行へ御朱印を被遣。其餘慶にひかれて、五畿内近國賑々敷、上下萬民大悦仕、延喜天曆の御代とても是には過じと、千秋萬歳のことぶき日夜止事なかりけり。頓而將軍家は御下向を被成ければ、利常公も御歸國被成けり。利常公の大津に御逗留之間に、御旅屋のうしろ湖水中

家光の京都  
出發は八月  
五日なり

宮の腰は加  
賀石川郡

に石垣をつみ上、島を被仰付、上に亭を建させられ、子小姓ども水をあび、御亭へ上り御遊興をもよほし、御機嫌もよかりしとかや。大津にて御材木之御目録相調、大工一人に御奉行付て大坂へ被遣候。何程は江戸へ廻し、何程は宮のこしへと被仰付。是は江戸にて御成候御用意と、玉泉院様丸にて御露地、又は二の丸の御殿御作事之御支度と、後にぞおもひ知られる。先年御幸の御時分、本國寺に御入候へども、此度は大津に御座被成、毎日京へ御通ひなされけるが、早速御歸國有て、御休息の間も御座なく、玉泉院様丸へ御出被爲成、御普請被仰付けり。

八月。金澤城玉泉院丸の庭園を經營す。

〔三壺記〕

玉泉院様丸御普請之事

利常公は金澤へ御着の翌日より、御普請所へ毎日御出被爲成、京都より召寄たる劍左衛門と申山作りに被仰付、つき山・泉水・御亭等の品々、前代未聞成御事なり。能州より宮腰へ大石ども着岸す。五百人千人づゝしゆらにのせてとらせらる。其石一つ、宮のこし道の半途にて角欠ければ、其まゝ于今捨置きぬ。御家中より植木共指上る。鶴來山・二俣山・能州より在々所々尋さぐつて、かゝりのよき植木・石等を取寄らるゝ。御前において御直に被成御普請なれ

御着は京都  
より歸著の  
意なり、故  
に假に八月  
に係く



ば、其日くの奉りを以諸奉行動ける程に、惣御奉行は殿様なり、人足は御相撲のもの五十人、百人ものご名付て、御鐵炮のものごもなり、御目通の外は役人御小人なり。此百人ものご申は、去寛永七年に御本丸の御露地に御數寄屋被仰付。其時御鐵炮のもの、内を、器量のよき若者ごも百人すぐり、諸の足輕役御赦免被成、佃源太郎を頭に被仰付、御前にて御直に被召仕、何も出頭つかまつり、有たきまゝのだてをいたし、餘り御念比之ゆゑに大橋與右衛門に被仰付、一人に朱銀二百目宛御式臺にて被相渡、利なしに被仰付ぬ。是を式臺のなげかしの二百目銀と申けり。江戸詰いたし候へば、中飯扶持とて一人半の御扶持方被下、出銀之心持に七俵米迄被下。然るに佃源太郎、餘りに難有被成やうなり、御供中に一人半扶持のもの又ごもなしとて、一分にいたし、半扶持取上げれば、目安にて御なげき可申上旨、百人ものごもせんぎいたしけれごも、うちわより佃へかへり忠のもの有て、それも叶はずなりにけり。然るに此百人ものご、御すもふ取五十人、かるゝしき出立にて、御意に隨而働ければ、頓而御露地出來す。其内に御指圖も相究りて、御二の九千疊敷の御殿を建直させられ給ひ、御いそぎ被成ければ、古今無双の御屋形今において、御材木等を見るに付ても類有べきごはおもはざりけり。

〔金澤古蹟志〕

## 百人組者傳話

三壺記に云々。此百人者と申者は、去る寛永七年に御本丸の御露地に御數寄屋被仰付。其時鐵炮之者の内を、器量能き若者共百人すぐり出し、諸の足輕役御赦免被成、佃源太郎を頭に被仰付。御前にて御直に被召仕ゆる何も出頭仕、有度儘に伊達を致し、餘り御念比に候故、大橋市右衛門に被仰付、一人に朱銀二百目宛御式臺に而被仰渡、利なしに被仰付、是を式臺のなげかしの二百目銀とぞ申ける。江戸詰致し候へば、中飯扶持とて一人半の扶持方被下、出銀の心持に七俵米を被下。然に佃源太郎餘りに難有被成様也、御供中に一人半扶持の者又ごもなしとて、一人扶持に致し半扶持上げれば、目安にて御なげき可申上旨、百人共詮議致しけれごも、内輪より佃へかへり忠の者有て、それも不叶成にけりと云々。按に今櫻木神社の邊なる百人組の組地跡といひ傳るものは、右佃源太郎が裁許せし百人の者の組地なるべく覺ゆ。今此地をば百人町と呼べりとぞ。

九月十九日。加賀能美郡小松町の皮多に邸地を與ふ。

〔加賀古文書〕

能美郡小松三日市之内、播磨皮多居屋敷七百六十六歩之所、右御會所御指圖を以相渡す所如件。



寛永十一年九月十九日

中村新左衛門 判

吉田伊織

播磨皮多 次郎左衛門

善右衛門

九月廿七日。前田利常幕府より正月十五日以前發程參觀すべからずとの命を受く。

〔古文章〕

急度申入候。就江戸參上之義、早々國許被相立之様被聞召候。然者正月十五日以前國許被罷立事、堅無用之由被仰出候條、可被得其意候、恐々謹言。

寛永十一年九月廿七日

堀田加賀守

阿部豊後守

松平伊豆守

土井大學

加賀中納言殿 人々御中

十一月。京都紫野大徳寺の塔頭興臨院に修理料銀百枚を贈る。

〔寺院來歴〕 興臨院由來書

一、寛永十一戌年霜月使僧秀首座を差下、賀州へ修理之儀申上、銀子百枚拜領仕候事。

十二月八日。能登鹿島郡和倉温泉に湯税の領收書を與ふ。

〔政新録〕

寛永十一年分能州和倉村湯賃運上銀子之事。

合四十四匁

但朱封銀也

右之銀子受取所如件。

寛文十一年十二月八日

駒井主膳 印判

寺西若狭守 印判

卯辰木町之内 孫十郎かたへ

十二月十三日。加賀江沼郡山中温泉の湯税の額を定む。

〔加賀古文書〕

其村湯賃運上之事、當夏金子三枚に御請申上候得共、此内一枚被爲成御赦免候間、如跡々毎年金子二枚充指上御皆濟可仕者也。

寛永十一年十二月十三日

寺西若狭守秀信 判



駒井宗膳重勝 判

加州江沼郡之内山中村 湯番頭並惣

十二月十五日。前田利治從四位下飛驒守に叙任せらる。

〔天寛日記〕

十二月十五日

一、前田飛驒守利治は中納言利常の三男、十七歳にて御家號を賜り、從四位下の飛驒守に任す。藩翰譜、寛永系圖

〔徳川實紀〕

十二月十五日。この日加賀中納言利常卿庶子宮松丸利治、從四位下に叙し、飛驒守と稱し、御家號をゆるさる。

十二月廿六日。津田遠江守重久卒す。

〔津田氏由緒〕

一、九世之祖父

津田故遠江守重久

生國城州伏見城、幼名牧之助、若名與三郎重久、平内大臣重盛廿二代孫山城伏見城主津田新太夫高重二男に御座候。曾祖父肥後守道秀入道、祖父佐渡守元重以來、代々管領細川家に屬

し、執權職相勤申候。遠江守儀は永祿・元龜より天正初迄、細川晴元・三好家三州大和守藤英推舉を以、足利將軍義昭公等幕下に屬し、戦功に因り山城國三室戸・大鳳寺・櫃川三ヶ庄を領し、天正五年より兄津田兵庫頭遺知七千石兼領仕、明智光秀に隨身仕。同十年夏光秀より暫近江一國給り候節、遠江守と改名仕、手勢二千餘人所持仕候。山崎合戦後、紀州高野山千手院谷定光院に參籠仕候處、太閤秀吉公より蒙御召、伏見に登城仕、御目見之上地方三千石給り、秀吉公甥尾藤左衛門佐知宣殿後見御頼被成、筑紫に陣仕候。其後關白秀次公に爲附、御馬廻頭相勤叙爵被仰付。文祿二年高麗陣御用意被仰渡砌、遠江守一組五百廿人、せがれ共平藏・四郎兵衛等手勢合八百五十人有之由に御座候。其節知行高傳承不仕候。同四年秀次公御歿後、京都に一兩年罷在候内、仙臺正宗殿・福島左衛門大夫正則より、並に一萬石を以被招候得共辭退仕候。於京都奥村伊豫守快心・横山山城守長知を以御召に付、金澤に罷下申候。高德院様御代慶長元年八月十二日、瑞龍院様に被召出、越中繩打之内を以、先四千俵之領地被下置。其後御知行五千五百石御引直被下、大聖寺御陣御供仕、首一級討取申候。御先備に被遣候砌、乘廻候節城中烈敷鐵炮打掛候内、佐久間新五左衛門膝臺に而、遠江守太股打貫候得共落馬不仕、勇々敷御使相勤。家來戀塚作左衛門・野原勘兵衛首二級取申候。慶長八年遠江守新參に御座候得共、御心安被思召之旨御意に而、大聖寺二の御丸御預け、御鐵炮足輕三十



四人被爲附、御城番相勤、鐘ヶ丸に罷在申候。同十四年隠居奉願候處、同十五年御懇之御意を以、願之通隠居被仰付、御知行無相違五千五百石二男勤兵衛に被下、直に大聖寺御城番相勤申候。先達而勤兵衛に被下置候新知五百五十石、遠江守隠居料拜領仕、同御城二の御丸下黒門に被爲置候。大坂冬御陣、奥村河内守・奥村攝津守より、十月十日連名御陣觸到來仕、遠江守御本陣被召連候。せがれ勤兵衛・源右衛門兩人に手勢相添へ、眞田丸に攻寄高名仕候。同夏御陣勤兵衛其節和泉守と申候、御先手被仰付。遠江守は近藤甲斐と、大聖寺御城番相勤申候。其頃隠居名道供と相改申候。二男勤兵衛・三男源右衛門共、大坂岡山小返に一番に鍵合、大坂勢追崩、千貫堤の下迄乗込申に付、家來共首數十級討取申候。右勤功に付和泉守兩度三千五百石御加増に而、後一萬石拜領仕、御家老相勤申候。三男源右衛門二千石御加増被仰付、人持組に被指加候。元和元年一國一城天下御制法被仰渡、大聖寺御城引け申に付、同二年金澤に被召寄候。前年安土城寶藏より分取仕候備前海老背長光刀、黄金二百枚代付有之品、微妙院様に指上候處、黄金十六枚拜領被仰付候。其後陽廣院様御咄衆被仰付置。寛永八年頃乘輿御免被仰付候。同十一年十二月廿六日病死仕候。病中にも奥村河内守爲上使、御懇之御意を以御小袖二つ拜領仕候。其外働之義、隊將六人二階堂駿河守・軍家日向守・戸松左京・播州中津村城主梶原十右衛門入道々安・泉州家原城主寺町仙助・松永足輕大將芳賀某等、甲首合二十

二討取、一番に槍を合候儀三度に及申候。三好細川よりも感狀二通給り候。尙委細之儀は首級覺帳・先祖由來帳等三冊所持仕、享保七年三月十五日奉入御覽候。續本朝通鑑・將軍家譜・太閤記・御年表等に相見え申候。

## 寛永十二年

正月七日。町人百姓の領外に出づる者に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、御分國中町人・百姓によらず、或奉公人、或爲日用取、他國に相越候事堅御停止候。自今以後他方に罷出候輩於有之者、其者類親被處曲言、在所中より過料可被召上事。

一、諸給人知行所之内、田畠無構者相改、如相並給銀宛、當給人かたへ可召仕事。

一、御國のものごも、あきなひ又は爲奉公他國に罷越候者、其年切に可罷歸旨、最前より被爲定置候。自然他方に年をかさぬるにおいては、諸親類共に可爲曲言旨重而被仰出候條、急度可相返事。

右條々被仰出所如件。



寛永十二年正月七日

横山山城守  
本多安房守

小津は魚津

金澤町 小松町 大正寺町  
今石動町 富山町 小津町  
境町 所之口町 輪島町  
高岡町

正月十五日。前田利常去年その子利治の叙爵せられたるを謝す。

〔天寛日記〕

正月十五日

一、松平飛騨守元服、官位四品に被仰付に依而、爲御禮加賀染五十端、中納言より進上、使者御目見。

正月廿九日。前田利常江戸に参観す。

〔富永文書〕

加賀中納言様寛永十二年亥正月十八日關ヶ原に御旅宿被爲成候節御禮申上。

江州醒井御本陣 松井新助

飛騨守は利治

御供横山大膳様・西尾隼人様・御賄青山又右衛門様。

〔天寛日記〕

正月廿九日

一、松平肥前守當地參府に付、内藤伊賀守御使被遣之。寛永日記

〔天寛日記〕

二月朔日

一、入御之刻於御黒書院。

銀五百枚、小袖五十。

加賀中納言

右當地參勤に付御目見、松平出雲守披露之。御日記

二月九日。侍屋敷並に町方の火災に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、侍屋敷火事之砌、親子兄弟・聳しうと以下一類之者、並家來者之外、火本の懸集るべからず候。若無由緒者相交、道具以下取散候者、火之番御奉行衆として相改可有成敗事。

一、町中火事之砌、町奉行之外一切火之本は罷出間敷候。自然徒者町人に紛有之付而者、見



合次第に御奉行衆として可有成敗事。

一、火事之場は、爲見廻使遣儀御停止候事。

一、晝夜に不寄、常々火之用心堅可被申付候。若致無沙汰火事出来候者、火本より過料可被召上事。

一、侍屋敷・町方に不寄、火事出来付而者、手前之町中より早速水を持より、火之番御奉行衆任下知、類火無之様に可仕候。若町人於致油断者、肝煎被處曲言、其町中は過怠可被仰付事。

右條々被仰出處不可有相違者也。

寛永十二年二月九日

横山山城守

本多安房守

四月十日。能登羽咋・鹿島兩郡の十村肝煎を命ず。

〔真館氏覺書〕

定十村肝煎之覺

押水之内	上田村	加兵衛
今濱村	七兵衛	

十村肝煎は後單に十村といひ他藩の庄屋に當る

羽喰七十五村	菅原村	行永
	土橋村	新兵衛
	中川村	太郎右衛門
同 四ヶ内	大念寺村	竹内
	堀松村	喜兵衛
	相神村	彌六
同 七ヶ之内	尊坊村	源兵衛
	府中村	室や兵衛
鹿島郡之内	澤野村	喜兵衛
	有江村	藤右衛門
同 熊木	中島村	田右衛門
同 島	鰻目村	太間

右十四人之者共、十村肝煎被仰付候條、成其意公儀御用等無滯様に可相勤、與之村わけ之義は可爲如帳面者也。

寛永十二年卯月十日

因 幡判

加賀藩史料 第二編 寛永十二年



河内判  
勘兵衛判  
隼人判  
左近判

能州羽喰・鹿島兩郡在々百姓中

五月九日。金澤町大に火く。

〔政隣記〕

寛永十二乙亥歲五月九日之晚、金澤河原町之後より出火、犀川口河原町・立町筋・石浦町・南町・堤町・尾張町・新町・中町・寺町・おがや町より田井口へ押廻し、淺野川人持下屋敷悉焼失。此時町中を惣構之外は屋敷替被仰付、町割等相調、文化五年之頃之如くに相成候事。但三三年之内如元家造。

五月廿六日。越中礪波郡隱尾村と湯山村との山論を裁決す。

〔越中古文書〕

越中利波郡隱尾村里山郷と北峠相論之儀、遂穿鑿候所に、右出入之儀は、落村大助匠徒を不謂儀引催、里山之郷中を書付指上申由、湯山村文助白狀仕に付而、則落村大助籠舎申付候。然

葛木は葛巻なるべし

上は彼北峠之儀者、隱尾村持山に相究候。如前々隱尾村より支配可仕者也。

寛永十二年五月廿六日

葛木隼人判

稻葉左近判

越中利波郡隱尾村 源右衛門

甚五郎

六月晦日。徳川家光、前田利常に封國に就くべきを命す。

〔徳川實紀〕

六月晦日。先に在府の諸大名交替の事仰出されしにより、今日加賀中納言初め廿六人を召して、就封すべき旨傳へらる。これ大名四月交替の始なり。薩摩中納言はじめ五十五人は在府たるべき旨傳へられ、岩城但馬守宣隆・戸澤右京亮政盛も暇賜ふ。日記、紀年録、寛永系圖

〔徳川實紀〕

そのかみ諸大名の就封・在府ともに、しかと定まれる事はなかりしが、寛永十二年六月に加賀黄門利常はじめ廿六人をめして就封すべしと命ぜられ、薩摩黄門家久はじめ五十五人は在府たるべしと仰傳へられぬ。これぞ諸大名交替の定期仰出されし起本なりとぞ。日記

七月八日。能登鳳至郡輪島索麴の請取書を與ふ。

加賀藩史料 第二編 寛永十二年



〔能登古文書〕

請取申輪島素麵之事

合二十表は

右は御城様爲御用、請取申所如件。

寛永十二年七月八日

福田平左衛門 判印

稻葉左近殿

七月二十日。越中礪波郡隱尾村の山論に關し公事場より指令を與ふ。

〔越中古文書〕

八臥深峠より北者北峠分、先規より隱尾村支配仕來之旨、相手湯山村文介書付之上者、隱尾村之山に相究候之條、如前々支配可仕者也。

寛永十二年七月二十日

御公事場 印

八月廿六日。伊豆及び江戸に遣はす奉公人に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、當年伊豆山・江戸に遣候一年切之奉公人、侍・小者に不寄、來年江戸御普請中は不相替可

來年江戸御普請中は不相替可  
江戸城外郭は  
石疊築造の  
工事ないふ

一記は一季  
なるべし

召仕候。然上は請入手前、如當請狀可令裁許事。

一、來年一記居之役人、侍・小者によらず、當年十月中に金澤に罷出、奉公之年月可相究候。然ば十二ヶ月之給銀、上之小者一人に付百二十目、中之小者百十目、下之小者百九目宛たるべし。至來春者、一年切之奉公人不可及取沙汰事。

一、月切に相究候小者は、一ヶ月に付而給銀十三匁宛可遣事。

一、諸給人知行所之百姓、不構田畠者相改、來年江戸御普請中可召仕。給銀右同前之事。

一、最前如被仰出、御分國之もの、或は號金掘、或日用取爲奉公、他國に罷越候事御停止候。若此已前他國に相越もの有之付而は、當年中に急度可召返候。無沙汰においては、當村之肝煎並十村可爲曲言事。

右所被仰出如件。

寛永十二年八月廿六日

横山山城守

本多安房守

三ヶ國宿々高札一枚宛

八月。金澤寶勝寺千岳、如來寺立文と宗義に關して論争す。

〔三壺記〕

加賀藩史料 第二編 寛永十二年



寛永十二年六月上旬之事成に、金澤御馬廻之内飯尾權右衛門妻女卒去す。淨土宗なれば、卯辰山の如來寺にて葬送す。權右衛門は禪宗にて、寶勝寺之檀那也。殊に亡者は前田出雲姪也。千岳殿出雲殿と念頃なり、且那也、旁よしみ有に付千岳諷經に出らる。如來寺玄文和尚は亡者の導師にて、引導の畢に喝を高聲に唱へてたいまつなげかけたり、千岳聞いて、淨土の一喝珍敷事哉と思ひながら歸寺せらる。一七日は如來寺にて法事執行、二七日に飯尾權右衛門宿所千岳和尚を請じ、法事執行し、小齋を施し、茶の上に咄になる。千岳語りて曰、今度如來寺一喝を示す、是に二つの遠慮有。禪家に唱る一喝之事、初祖臨濟惠照禪師より、代々血脈傳受を以我が宗に一喝は行す、尤秘法とす。然るに如來寺他の妙語をかり用ゆるにや、我眼前に有故に拙僧に聞かしめんとて、廣言に言哉らん、兩様共に邪氣のいたす所也。正道に非ず。引導の儀は指置てわが廣言を專にす、沙門の上に嫌ふ所也。我知我見我愛我慢は諸法にいましむる所の根元也。玄文は隨分の談議坊主也。然るに依て與に乗じて我まゝの氣出來す、偏に法の邪魔と言ひつべしと物語いたしければ、權右衛門はさも有べきと挨拶なれども、座中に淨土宗有、亡者の召仕のもの如來寺の且方にて、頓而如來寺へ參り玄文に語りて云、千岳の權右衛門方へ參りて、一喝の謂れ物語りの上に、淨土宗は邪魔外道の法といはれたり。一喝と云事は難有事にて候哉と語りければ、如來寺俄に氣色變りて、千岳の賣僧坊

主めが何を知り申さん、三體詩・江湖集・風月往來杯讀覺えて、兒童に教へて世にもてはやすなり。一切衆生成佛の他力大乘の事は何ぞ知べし、大海と一滴水程の相違也、中々の事を申す小僧めやと、散々に高聲に怒りければ、はや方々に取沙汰す。去れ共指してさたもなかりけるに、頓而八月上旬に、時正の頃に成て、彼岸の初日より結願の畢迄、千岳誹謗之談議止む事なく、聽衆に向て惡口千萬おもひのまゝ也。毎日の聽衆方々にてさんだんす。互に淨土・禪宗へだてに成て、武家町方所々家々にて批判宗論夥敷、木刀を以てたゞき合ふ所も有、男女の間に申分出來し離別する者も有。歴々の參會にも、この如來寺・千岳の咄申出す事喧嘩の基なりとて、遠慮して止みにけり。千岳より度々使僧を以て論談に及ばんと申遣す。宗論を企て是非を究めんと、御老中へも相談有けれ共、江戸の御普請にて兩殿も在江戸なり、宗論之儀は江戸に言上し、御下司に依て判者を呼び下し、其上之沙汰也。去ども大權現様より、天下の宗論御制禁之事也。其上教相の法には、他をそしり我が宗を建立せんと、愚昧の尼入道を濟度利生する所の法なれば、千岳等の輩聞立て宗論せん事幼童の機に似たり、構ふ事有べからずとて、公儀の沙汰は止みけれども、下々には餘事を止めて此沙汰のみにてかまびすし。千岳兩度書札を以、如來寺へ問糺すといへども返簡なし。然るに依て、千岳近日如來寺懸懸入て問答せんと有よし、世間に其沙汰かくれなく、如來寺には、爰はと云談議坊主・口明ども



寄合て、我に任せ人に任せと、聖教闕疑明目等を開き、祖師の言句を書出して待受る。かゝる所に千岳は、普明院に咄のために乗物を催す。すは千岳こそ如來寺に發向すと、金澤中の僧俗如來寺に充滿す。如來寺も誠とおもひ、一宗悉く來集す。千岳は何の心もなく、金首座かたより歸寺致されければ、淨土宗には千岳臆して半途より歸ると沙汰す。七十五日も過ぎけるにや、ひしと其沙汰止みにけり。

九月二十日。前田利常の女滿姫、廣島侯淺野光晟に嫁す。

〔前田家雜錄〕

一、自昌院様松平紀伊守光晟卿へ、大猷院様爲御養女被遣、加州より高島善太夫並吉野三左衛門・入江長兵衛被爲附也。

〔徳川實紀〕

九月二十日。加賀中納言利常卿女子を、松平安藝守光晟に嫁せしめらる。此息女は御姪なるを、御猶子のよしにより本城より發輿あり。酒井樂雅頭忠世與添、高力攝津守忠房貝桶の役をつとめ、大番士扈從す。日記

〔天寛日記〕

九月二十日

自昌院は滿姫  
光晟は此時  
安藝守に  
たて後紀伊守

一、午後刻松平肥前守息女松平安藝守所嫁娶有之。御城より輿出、與添酒井樂頭、貝桶之役高力攝津守、並大御番衆十二人列行之。右之息女雖爲御姪子、御養子准、依被成如此云々。寛永日記

〔新山田畔書〕

一、當年微妙公の姫君萬姫 公方の御養子分に被成て、安藝侍從光晟主後少將 紀伊守へ御入輿、諸事公義より御取持也。首尾能事濟。自御國高島善太夫・栗田三左衛門を被附、入江長兵衛を初數輩又被附。二代の御縁者と云。京兆幸長の室は高徳公の姫君也。

九月廿二日。前田利常・光高登城して滿姫の婚儀の終れるを謝す。

〔徳川實紀〕

九月廿二日。松平安藝守光晟婚姻を謝して、備前正恒の太刀・時服二十・銀百枚献す。御盃賜ひ、二字國俊の御刀・齋村貞宗の御脇差を引出ものしたまふ。加賀中納言利常卿・筑前守光高も拜謝し、淺野因幡守長治並利常卿光晟が家司等も拜謝し奉る。日記

〔天寛日記〕

九月廿二日

一、於御座之間松平安藝守御禮、御服二十、銀百枚並備前正恒御太刀進上之、則御盃頂戴之



上、御腰物二字・御脇差齋村拜領之。御祝濟退座之後、於同席松平肥前守・同子息筑前守御禮。是一昨日祝言之御禮也云々。寛永日記

其後御黒書院出御、淺野因幡御目見、次安藝守家老兩人並肥前守陪臣兩輩御目見仕畢。寛永日記

九月廿九日。青地四郎左衛門元珍歿す。

〔青地氏由緒〕

一、八世之祖父

青地先四郎左衛門元珍

父駿河守於坂本戰死之節、稱千代壽丸と申候。從信長公忠節之旨預御感。元龜元年父遺領無相違被仰付罷在候處、天正十年信長公御生害之節、明智日向守弑逆致徒黨候由浮説有之候得共、無其儀趣明白申分相立、從信孝卿御判物頂戴仕、今以所持仕候。然れ共信孝卿御馳走申上、柴田勝家等へ合躰仕候に付、秀吉公之背御意致浪人、蒲生飛騨守氏郷父方いここに付、一萬石合力にて奥州會津に罷在候處、蒲生家身上致減少、慶長四年瑞龍院様被召出、御知行二千俵拜領仕罷在。微妙院様御代大坂御合戰之節御使番相勤、寛永十二年九月廿九日病死仕候。

十月七日。德川家光武藏板橋に狩し、前田光高之に従ふ。

〔天寛日記〕

十月七日

一、於板橋有鹿狩。東武編年要録

一、已上刻板橋山に爲御狩出御。松平越後守・松平筑前守・細川越中守・御咄之衆・御譜代之衆・御近習之衆面々並年寄中供奉也。大御番衆・御弓・御鐵炮之衆は勢子の爲、昨夕より御先被差遣之。御書院番衆・御小姓組は、大塚より御馬の先へ、一組切に馬上に而一行被遣之。於狩場は御小將組・小十人組之御歩行衆御左に列し、御書院番御右に並居畢。

一、鹿五百餘頭留、此内江戸町中に被下之。右終而於彼地晝之御膳被召上、申下刻還御也。獻

廟日記

一、杉浦武兵衛政清板橋山御狩御番、十文字槍に而猪を突留む。家譜

一、杉浦八太夫勝重板橋山御狩に御供、十文字鎗に而猪を突留む。家譜

一、台駕出板橋獵鹿、細川越中守忠利依命奉從之。大猷公假所持之槍忠利提之、縱殺鹿一頭。細

川家譜

八日

一、昨日御狩之鹿、御供之諸大名並近習之物頭不殘被下之畢。獻廟日記

〔□歲紀聞〕

加賀藩史料 第二編 寛永十二年



寛永十二年亥寛文四年より三十年以前

一、陽廣院様二十一之御歳。

六月二日安宅丸御船御遊覽之刻供奉。

十月七日於板橋鹿狩供奉。

〔竹園雜記〕

大猷院様板橋邊迄御狩の砌光高様供奉

寛永十二年八月家光公、武州板橋近郷鹿狩に出御被成に付、八里四方の鹿を追廻し、三里四方大番頭組並其組子相懸、頭は道具印を付前に立、挾箱に腰懸、裝束おもひくに出立たり。大名小名共に供奉す。裝束おもひく奇麗美麗筆力も難及なり。大竹にて垣結廻し、御三卿御一門がた供奉、其埒の内へかせぎを追入れ、討留突留被成けり。光高様は御秘藏の三胴の御腰物と祐定の御腰物也。中納言様より御拜領也。其時分今枝民部、御腰物は何を御指可被遊と相伺候へば、光高様御意には、兼可然と思へども是は新身なり、晴成場へ用捨也、祐定を御指有べきとて、其日は祐定を御指被遊也。於狩場鹿一つ、光高様の御前をかけ通る所を、祐定の御腰物を抜打に一太刀に御切留被成、光高様御満足被遊也。則公方様と光高様御手を引合、御機嫌能御咄被爲成。然して還御已後、光高様直に利常様へ御越、御狩の御様子

八月は誤なり  
兼本のまゝ

御物語の序に、御前より被下候祐定にて鹿一頭切留申候、公方様にも一入御機嫌能被成御座候旨被仰上候得者、中納言様御悦にて、我等陣刀にせんと思ひ、七度迄ためし候處に、いつも切味よき故、其方へ相贈り候旨被仰也。其時光高様鹿一つ御鍵にて御突通被成候時、御鍵しほくびよりをれ、鹿先へぬけ候へ共、末にて死候とて、御鍵を上げに御小人頭牧野金助御屋鋪へ持參仕申候。細川越中守殿陣刀御指なく、あら身の物切御指候故、鹿御切候へ共切れ不申候。光高様御陣刀大物切、江戸中威申候。御狩場へ諸國の家老共御供に參候處に、公方様御目見有之かこ、はな／＼敷出立、美々敷拵也。殊更小栗五郎左衛門は、すぐれて花々敷有様也。今枝民部は如何存念有之哉覽、目に立たぬ様にくすみたる裝束にて出けるは、猶一入見事也。其外は餘り花やか過て見苦かりしなり。諸人民部を思案ふかしとて譽たりけり。井伊掃部殿は紅梅栗毛の馬に、あかき押懸之絨に、朱鞍・朱鍔・紅の手綱、其身の出立も赤き小袖程々緋の羽織也。是は御親父兵部殿、いまだ萬千代と申時、權現様の仰にて、武田信玄公の内に小幡山城が赤備を、萬千代に被下しと被仰たるを覺て如此なりと、諸人感じ入にけり。立花飛驒守殿は老躰なりけるが、美々敷出立にて、長一尺餘り五寸廻りの竹の筒二本腰にさゝれたり。光高様其竹は何の爲に候哉と御尋被成ければ、老人故息切の時の爲に、水を入持申候よし被仰也。定而酒にても有哉覽と上下申あへり。誠に老功也と諸人感候也。



〔夜話之抄〕

一、或云、大猷公板橋にて御鹿狩之時、筑州公供奉被成、紹鐵御供に候す。御腰物之事御談合の節、御持場之事に候得ば、新身可然旨紹鐵被申上。陽廣院殿、我々軍中にて自身切合義は有間敷也。か様の時古身をさし候はで、いつの用にか立候哉、助真可然とて、御陣刀を被爲帶。紹鐵感興し奉りしなり。助真は備前一文字、御家之什物なり。

〔松雲公夜話〕

一、大猷公板橋邊猪鹿狩之時分、諸大名御馬上の邊に歩にて御供被仰付候。陽廣院様にも御同事也。其時陽廣院様、御腰物にて猪一つ御留被遊候。かなたこなた御歩之内、御わらんじちぎれ申候處、御腰に被附候草鞋被取出、御自身被召替候御様子、大猷公はやく上覽被遊、御若きに御奇特之御心懸、御感じ被思召候。即上意御座候旨、享保二年六月拜聽仕候。

〔松雲公夜話〕

一、大猷院様板橋邊に於て猪鹿御狩の時分、諸大名御歩にて御供也。陽廣院様に茂御歩の御供に御座候。其御時丈木の御腰物御帶被遊候。即猪一頭御手自御留被遊候旨、右同年六月十二日御意也。

〔松雲公夜話〕

拜聽は前田綱紀の言をなり

同年は享保五年なり

同日は享保五年六月十二日

十月十八日。加賀河北郡の出銀・鋏役米に關する手續を令す。

〔加賀古文書〕

定

- 一、當年河北郡中出銀之役、家一間に付參々充可申付事。
  - 一、跡々十村肝煎取來候鋏役米、出申人數之義、無相違様に一組切に帳面に記可指上事。
  - 一、去年被召上候十村肝煎共、手前爲御扶持被下鋏役米之義、公儀に被召上、百姓等入用に可被遊候。併先十村之内無恙十村肝煎被仰付者共之義は、去年之鋏役米之内半分可被下候條、是又帳面に記可指上候事。
- 右當月中に、出銀並鋏役米兩年分帳面可指上者也。

寛永十二年十月十八日

勘 兵 衛 判



加州河北郡 十村肝煎中

十一月四日。是より先加賀藩始て町人に用金を課し、此日稻葉左近命に應じたるものを嘉す。

〔金澤文書〕

今度者其元町衆へ、當家御三代初而御無心被仰進處に、何れも馳走之旨御満足之由候。委曲堀三郎兵衛迄一左右拙者方より御書狀申候。中にも一廉精に入候衆之義も、定而可入御耳候、可心安候。猶田屋土兵衛口上に可被申條、不能細筆候、恐々謹言。

寛永十二年十一月四日

稻 左 近 名判

かねや 宗 二殿

かみや 徳 庵殿

越前や 宗 壽殿

越前や 孫兵衛殿

天秤座 彦四郎殿

天秤座 二郎兵衛殿

十二月五日。能登羽咋郡寶達金山の裁許役を命ず。

稻は稻葉な  
り

〔諸家文書〕

かな山寶達のもの共、是以後其方裁許被仰付候條、諸事在々並に可致候、以上。

亥十二月五日

津田宇右衛門 判

吉田村 次右衛門

〔諸家文書〕

寶達金山くわ役之儀、十五より六十迄男分一人に米一舛充取可申候、以上。

八月朔日

林 甚 介判

吉田村 次右衛門

右吉田村次右衛門十村役之時分御入紙面、河原村長兵衛方に在之、寫置。

十二月六日。走百姓・土木・貸借・衣類等に關する法規を追加す。

〔慶長以來定書〕

新追加

一、走百姓行衛不知内者、最前如御定未進米並田地策配之儀、其村組中として可爲裁許候。自然他組に罷越、隠居候つるては、後日におゐても聞出次第に、右之走百姓未進米以下、隠置候宿人に組中として並可出之事。

加賀藩史料 第二編 寛永十二年

この文書は  
年號不明の  
ものなれど  
すも茲に附載

策配は作配



- 一、走百姓居在所之儀者、組中かゝり米之外、爲過怠屋前一間に付而米一俵宛、公儀にて被召上事。
- 一、走百姓在所於後日も知れ申付而者、隠置候宿人並走百姓共に、最前如御定死罪に被仰付、其村中之義者、爲過怠屋前一間に米一俵宛公儀に可被召上事。
- 一、御分國中在々百姓等、金山に罷越候儀於有之者、年中に可罷歸旨、十村肝煎手前にてしまり仕可遣候。若不念之仕合於有之者、肝煎可爲越度事。
- 一、走百姓御國之金山に罷越隠居候付ては、其村百姓聞出次第十村肝煎に相理、公儀に可申上事。
- 一、往還橋々之儀、道奉行衆吟味にて入用之義、御郡打銀之内を以、御算用場より可相渡候。並往還作之義、是又道奉行村々、當分宿々並近邊在々、年中日用に相極可被申付候。日用代銀之義、打銀之内を以御算用場より可遣事。
- 一、御代官衆並給人衆下代、百姓にたいし非分之儀有之付而者、御公領之義者上代に申理、給人地之義は其主人に可相改候。若承引無之付ては、公儀に可申上候。付、右下代共在々にて賄候儀、最前如御定一汁一菜たるべし。自然御定之外賄仕に付而は、下代百姓共可爲曲言事。

- 一、御代官衆並下代、自分之銀米、手前之御代官所わかし、御納所不相濟已前に於押取者、可爲越度候。假給人たりとも、收納以前に自分之借米押取候事御停止候。納所以後之義は可爲相對事。
  - 一、在々百姓に出合候時分、一汁一菜、酒者にこり酒を可用候。不應分際酒肴求候事、可爲曲言事。
  - 一、在々百姓常衣類之儀者、自今以後布・もめんの外一切御停止候。但、女之儀者袖御赦免之事。
  - 一、十村肝煎並村肝煎、背御置目禮儀禮物を取、小百姓に非分之儀申懸に付ては、糺證據公儀に可申上候。應其品御褒美可被下事。
  - 一、平夫御普請之儀者、人足を以可相勤候。若程遠在所、日用に直申度由達而申理に付而者、其村之奉行人相理、組中十村肝煎共に申聞、其上を以日用人二人無懈怠様可仕候。自然肝煎、私として銀子に直し取込申に付ては、可爲曲言事。
  - 一、十村肝煎、村肝煎、銀米組中借、御納所以前に於押取者、可爲曲言事。
- 右條々不可有相違之旨被仰出候間、可成其意也。

寛永十二年十二月六日

奥村因幡守



津田勘兵衛  
葛巻隼人

十二月十八日。加賀河北郡竹橋村の郡役を免除す。

〔國初遺文〕

御分國中宿役・郡役、兩様相勤候宿無之處、竹橋村迄兩役仕候儀、致迷惑旨理申上に付而、郡役之儀者御赦免被成候之條、可成其意者也。

寛永十二年十二月十八日

因 幡判  
勘 兵 衛 判  
隼 人 判

河北郡竹橋町中

寛永十三年

正月八日。徳川家光江戸城惣郭の造營を前田利常・前田利孝等に課す。

〔徳川實紀〕

正月八日江城惣郭の營造此日より始めらるゝ所、天氣快晴にて、天意人望に應ずること、殊

に御氣色うるはしき旨、此事奉る國持大名に奉書を下さる。此經營といふは、惣郭の石壘西國・四國・中國の諸大名、城構惣堤は關東並に奥羽の大名に課せらる。大目付柳生但馬守宗矩、作事奉行佐久間伊豫守實勝、町奉行加々爪民部少輔忠澄・堀式部少輔直之、普請奉行朝比奈源六泰勝、書院番駒井次郎左衛門昌保これを奉行す。先石壘經營を奉はる輩を六隊に分つ。第一は加賀中納言利常卿一家にてこれを掌る。第二は松平伊豫守忠昌を總督として、松平長門守秀就・松平大和守直基・松平土佐守直良・本多飛騨守成重・九鬼式部少輔隆季これに屬す。(中略)。升形を奉る輩には、虎門鍋島信濃守勝茂、御成橋は細川越中守忠利、喰違は生駒壹岐守高俊、赤阪は松平右衛門佐忠之、外廻町口は松平長門守秀就、市谷は森内記長繼、牛込口は松平阿波守忠英、小石川口は松平新太郎光政、筋違橋は加賀中納言利常卿、淺草口は松平伊豫守忠昌、溜池櫓臺は松平勝五郎之を築く。城濠疏鑿の事奉る輩を七隊に分つ。第一は仙臺中納言政宗卿一家にて他家を交へず。(中略)。第七は酒井宮内大輔忠勝隊首として、丹羽宰相長重・堀丹後守直寄・戸澤右京亮政盛・井伊兵部少輔直好・前田大和守利孝・土方彦三郎雄次・堀淡路守直升・酒井長門守忠重屬す。

〔三壺記〕

寛永十二年には、江戸の曲輪の惣構橋臺は石垣にて、未だ手もあはざれば、天下の諸侯へ御

十二年は十三年なるべし



手木はてこ  
とよむ

頼にて、一つ橋より雉子橋・神田橋・常盤橋・吳服橋・鍛冶橋・數寄屋橋・姫橋・幸橋迄の堀之内、皆石垣に丁場迄割付、國々より奉行人足群集して、つき立出來す。加賀國より、右之外に筋違橋の枡方を石垣つき立被成ければ、利常公・光高公・利次公・利治公、毎日御普請場へ出させられ、手々に手木をもたせ給ひ、手木の柄を猩々緋にて巻きにけり。加州より人持・物頭・小奉行數多罷越す。三ヶ國の役人を伊豆山へ與力共を大勢被遣、石をさらせ船に積廻し、れいがん島・八丁堀・深川近道へ、寸地もなく上げ置て、車にて引も有、しゆらにて引付るもあり、珍しからぬ事なれども、本多房州政重・横山城州長知は、江戸御老中御目付衆に對し、筋違の御ふしん場にて、あいさつごも言語に及ぶ所にあらず。將軍家も出御有之、利常公御父子達へ御念頃之上意なり。政重・長知兩人に、骨折の段酒井雅樂迄被成上意。何も罷出御目見えいたされ、比類なき面目なりと、諸人申あへり。此時淺草橋のます形は、細川肥後守に被仰付、同年に出來す。

〔□歳紀聞〕

寛永十三子 寛文四年より二十九年以前

一、陽廣院様二十二之御歳、

筋違橋升形其外御普請。

正月十一日。金見七兵衛、玉金賣却に對する利分を上納す。

〔國初遺文〕

寛永十年十月より同十一年・十二年十二月迄、兩三ヶ年買立申玉金子、則京都へ爲登、賣口之利分之目録。

寛永十年十月より十二月迄。

一、玉目三貫四百六十九匁二分。

此判金詰七十三枚九兩一匁七りん。

代銀三十二貫九十三兩七分

朱封。

右之利分四貫百七十七匁四分

朱封。

寛永十一年正月より十二月迄。

一、玉目九貫九百三十六匁六分五りん。

此判金詰二百九枚四匁三分七りん。

代銀九十六貫二百目二分七りん

朱封。

右之利分九貫四百五十一匁

朱封。

寛永十二年正月より十二月迄。



一、玉目八貫七百五十三匁三分四りん。

此判金詰百七十八枚三兩三匁二分一りん。

代銀八十二貫九百四匁五分一りん 朱封。

右之利分七貫六百五十四匁三分 朱封。

兩三ヶ年利分之銀子。

合二十一貫二百八十二匁七分 朱封。

此判金詰合四十五枚七兩三匁四りん。

此内

判金三十九枚は 判金に而指上申候。

判金六枚七兩三匁四りん分は銀子にて指上申候。

此代銀三貫百四十七匁七分 朱封。

但兩替四百六十五匁かへ。

右之御算用相濟、則御利足之判金詰四十五枚七兩三匁四りん、只今指上相濟申候、以上。

寛永十三年正月十一日

金見七兵衛 印

稻葉左近殿

正月。神戸清右衛門歿す。

〔神戸氏由緒〕

一、八世之祖父

神戸清右衛門

右近將監は  
前田秀繼

實者前田右馬允二男に御座候處、神戸加助織田信長公に罷在候得共、病身に付御暇申請、勢州浪人仕罷在候處、信長公於京都御生害之後、尾州蟹江城に籠討死仕候に付、右加助娘前田右近將監様御内室叔母に御座候に付、高德院様御意を以、清右衛門儀加助躰養子被仰付、御知行千三百石被下置、右近將監様津幡御在城之刻被遊御附、其後瑞龍院様に被爲召、微妙院様御代迄御奉公申上候。元和二年隠居被仰付、名清庵与相改、右御知行千三百石内五百石爲隠居料被下置。清庵組柄之儀傳承不仕候。寛永十三年正月病死仕候。

〔殘囊拾玉集〕

一、柳ヶ瀬後れの時、利家公府中に被成御座の所、勝家上下三十四五人にて、長柄を九尺計りに切りたるを、四五本爲持通らるゝを御呼込、湯漬を御振舞被遊候而、御跡は是にて守り防ぎ可申候、御心安く北の庄に御越可被成と被仰候へば、勝家被申は、御懇情是迄の儀忝存候、秀吉とは人の知りたる知音の事に候間、入魂可有之とて被出たる跡、道程にしては一里とも違ふまじ、秀吉公早御出候との事也。此説は森如菴權太夫入道の家記に有之と也。又一

此條神戸清  
右衛門の事  
に關するを  
以て附載す

加賀藩史料 第二編 寛永十三年

七七五



政春は關屋氏  
清安は清庵氏  
永貞は有澤氏

説は、勝家右の様子にて被通候所は御使を被出、少御立寄御休息可被成と在之共、返事に、一刻も早く北の庄に参り度存候、是迄の御芳情無所謝申候、秀吉とは無隠御知音の事に候間、御申合可有之とて被罷通。又御使を御出し、左候は御跡の事は私相防可申間、御心静に御越可被成と也。其砌前後御供の衆の咄たる歟。湯尾峠を越えて白水にて少し休みたる所に、峠の上は早秀吉公の馬印の金瓢箪見えたり。其間一里とも有まじと有に付、府中には鐵炮を狭間に配り、籠城の御用意有たる處へ、何者やらん門をたたく。神戸清菴門役たりしに、何者じやと云ひしに、秀吉じや爰を明けと被仰。無是非明ければ、又左へと被仰御入、湯漬を出せと御所望。夫より末の様子は別冊に調たるが如し。此趣は神戸清安物語也。政春も清安は直に見たる事なれば、此説實なるべしと云ひたるに、永貞常々被語候也。

二月七日。前田利常江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。

〔古文書大全〕

遠路預御禮怡悦之至存候。如仰公方様彌御機嫌能御座候條、可御心易候。此地御普請漸出來仕躰候。殊丁場早速致首尾之由珍重候。内々御參府候而被仰付度通、御年寄衆迄被得御内意候處に、最前如上意可有御延引就奉書、被任其意儀尤存候。委曲期後音之時候、恐々謹言。

二月十七日

加賀中納言

越前宰相は  
松平伊豫守  
忠昌

越前宰相様

三月廿四日。横山知清、兄興知の後を繼ぐ爲江戸に召さる。

〔徳川實紀〕

三月四日 横山土佐守興知死して子なし。其弟内記知清加州にある由聞えければ、急ぎ參府すべしと加州の家司に傳へしめらる。この興知は、慶長五年より八歳にて加州の證人に参りしを、台徳院殿大坂兩度の陣に召具せられ、元和二年より采地五千石賜はり、去年十二月廿一日に死せり。日記、家譜

三月廿八日。徳川家光、前田利常に暇を賜ひて國に就かしむ。利常乃ち

翌日を以て辭見す。

〔天寛日記〕

三月廿八日

一、酒井讃岐守爲上使、松平肥前守御暇被下、銀千枚・小袖百拜領之。寛永日記

〔天寛日記〕

三月廿九日

加賀藩史料 第二編 寛永十三年

横山興知、  
知清共に山  
城守長知の  
子なり



一、松平肥前守昨日御暇被下。依之於御座間御目見、御脇差中堂來並御馬拜領之。次筑前守御目見。退去之後御黒書院出御、肥前守家老並今度之普請之奉行之族御禮申上。其後於御白書院、御小袖・銀子等被下之。大炊頭・讃岐守・伊豆守・加賀守被申渡之。寛永日記

〔徳川實紀〕

三月廿九日。加賀黃門就封の辭見して、中堂來の御脇差並に御馬を給ふ。日記

四月六日。富山藩の吏、金澤銀座に鑄銀灰糟の賣却價格を問ふ。

〔國初遺文〕

其地銀座、灰糟銀子百目之吹跡に付而、何程宛に拂被申候哉、富山銀座灰糟可拂旨に付而、其地之値段可承被仰出如斯候。具に可被申越候、し。し。

四月六日

大原次郎右衛門 判

前田 兵左衛門 判

金澤銀座 彦四郎どの

八左衛門どの

五月朔日。横山知清、兄興知の家督相續を命ぜられたるを徳川家光に謝す。

〔徳川實紀〕

五月朔日、加賀の藩士横山山城守長知四男内記知清は、土佐守興知が家つぐべきよし命せられしをもて謝し奉る。日記、貞享書上、明語集

〔天寛日記〕

五月五日

一、横山内記知清土佐守興知子、初而將軍家に謁し奉り、領知五千石賜はる。寛永系圖

五月廿一日。大音主馬厚用歿す。

〔大音氏家系〕

主馬厚用、一作厚甫、生國近江。

大井久兵衛男なり、故有て大音氏を稱す。瑞龍公に仕へ、采地四千石賜ひ、微妙公の時千石加益し、合て五千石領し、越中四郡御預、魚津に居して寛文四年也御馬廻三十人預けさせられ、

此知行高五千石與力知として附せられ、所々御用勤めしむ。寛永十三年五月廿一日死去、享年六十六。法號乾德享安日全居士、後遠成院享安利元居士と改む。越中魚津に葬り、位牌を魚津長教寺に建て、並に金澤寺町妙法寺に建つ。妻姓氏未詳、正保二年五月五日死、法號妙法院隨真日宜大姉、位牌を金澤妙法寺に建つ。

本文の日付は前書と符合せず



〔袂草〕

加賀利常卿の御内大音主馬に若侍ども申は、主馬殿心は猛く候とも、今は走る事叶ふまじければ、鎗之筈にはおくれ給はん、誠麒麟も老ぬればと云事思出らると哢る。主馬曰、五町・十町走り先立ても、只一人にて敵へ欠入事不叶物なれば、能きつまりに止居て、跡の續くを待ち、同勢續いてから鎗を入れるれば、早く走りて益なし。先に行く人同勢を待つ内には、老人も駈け付る故、道の早さも遅きも同事に成也。走り早きとて指してたりならず。鎗合の場は、十間・十二三間の間也。其時は此主馬が様なる老人も、心さへ剛なれば人先を仕る也。常々五町・十町走る事は安し、鎗前十間・十五間を走り出る達者は、覺の者にてなければ不罷成と云へば、若き衆閉口せしと。

〔松雲公夜話〕

一、右大井久兵衛子大井主馬と申者、瑞龍院様御代、於高岡御奉公申上候。主馬は安見隱岐鐵炮一の弟子にて、又二も無之程の上手也。あるとき高岡の御城にて、瑞龍院様御不例之刻、御城の後沼あし原の中に、さんかのこいうめき申音、御頭痛に御ひゞき候而、御難儀被遊候間、右主馬に鐵炮にて打留可申旨被仰付候處、何ともあし原にて可仕様無之故、せこそを大勢たて、其先へ主馬舟に乗り、せこに追立させ、立上り候處を中にて打とめ申候。主馬は

さんかの本の  
のま、  
ごいは五位  
覺

御意は前田  
綱紀

言の外の鐵炮上手にて候旨、右同時に御意被遊候。主馬子孫は大聖寺に罷在、大井市正と申候由。

七月七日。前田利常、光高に、その臣安見隱岐を能登に流すべきことを告ぐ。

〔金澤市中文書〕

一筆申入候。依安見隱岐手前之儀、近年不相届仕合候得共、其方令相談、其上之儀と存令延引候。内々如申談候、家中さはぎ仕出し候義、第一不相届候間、扶持をはなし能州に遣候條、可有御心得候。次其地有之隱岐證人は、前田志摩守妹に候。左候へ者志摩守證人無之候間、右妹志摩守證人指上能候はゞ、其分可被申付候。此由牧野内匠殿・酒井和泉殿迄物語尤候、恐々謹言。

七月七日

松平筑前守殿

〔流刑人一巻〕

安見隱岐守殿。但寛永十三年九月向田村に上下百人餘御付、遠島被仰付。則七尾町奉行不破源六殿・石黒覺左衛門殿御付御越被成候。

加賀藩史料 第二編 寛永十三年

本文は前田  
利常の書簡  
なり

九月とある  
は七月九日  
を誤れるな  
るべし



正保四年三月七日御死去。葬禮者七尾惠眼寺に而、御導師者金澤國泰寺被成候。三日三夜中陰重看經御座候。但御檢使七尾町下代二三人御越之由。金澤より御檢使は知不申候。御死去迄付候御家來、新五郎兵衛殿・同彦兵衛殿・渡邊又右衛門殿。但前田對馬様より爲御名代、松原權兵衛殿・野崎又兵衛殿御越に候。

〔袖裏見聞録〕

一、安見隱岐守大坂に而、一番鍵を仕候と申上候へ共、味方討に而御座候と、肥前様は西尾隼人申上候由、隱岐守に申聞せ候者御座候に付、本多安房守・横山山城守方へ西尾隼人同道、右兩人之前にて遂穿鑿申候。

一、隱岐守申には、大坂にて私働之儀、味方討之様に隼人被申上候と承候間、被遂御穿鑿可被下候。昔より合戦之初に、味方討之御座候例を終に承不及候。敵味方入亂候ての戦、又は夜陰山合物陰之せり合には、味方討も御座候由承及候。私働之場は、平地と申白日と申、惣御人數御歸の中より、一人進出働仕候へば、討可申味方無御座候。扱私一番鍵を不仕候はゞ、別一番鍵可有御座候。其者廿ヶ年に及び、私を一番鍵に仕置申物に御座候哉、私ならで一番鍵仕たるに申御座候はゞ、私一日も申させ置申間敷候。其上松平伯耆守・山崎閑齋、扱は御兩人、四人之衆度々御吟味の上に而相究候儀に候へば、たとへ如何様に申成候共、穿鑿仕義に無御

四人の衆は

本多安房守  
横山山城守  
松平伯耆守  
山崎閑齋

座候へ共、西尾隼人申上候と承候へば、是は又穿鑿も不仕候而不叶儀と存、如此に御座候事。

一、西尾隼人申候は、是は存も不寄儀を承候。隱岐守働之儀全不申上候。只今隱岐守に穿鑿被懸候て、ちんじ申様に可被思召候得共、私も能きせうこを持申候故、有躰に申候。殿様御覺可有御座候。一度申上候而、只今不申上とは被申事に而無御座候。其上安見働被仕候場と、私持申處とは所へだたり候へば、安見働私かつて見不申候。我等持をも安見被見聞鋪候へば、互に不存事に候へば、可申上様無御座候。左様に御心得被成候様にと、西尾隼人被申事。

一、隱岐守申候は、西尾不申上と被申候へば、私申分少も無御座候。西尾不申上候はゞ、定而申上候者餘に可有御座候。其者西尾になんたいをかけ、だまり候ては居申間敷候。定而追付可申出候の間、其者と又吟味可仕候。不申出程之言ひ甲斐なしに候はゞ、私相手に成申事に無御座候と申候事。

一、安房守・山城守申候は、安見働之儀は、四人之者共度々吟味之上に而、一番鍵に撰じく而之事に候へば、たとへ閑齋・伯耆守相果候而も、安房守・山城守存生に而有之内は、如何様之儀を申候共穿鑿に不及候。兩人程之慥成せうこ人有之間敷候。先以相濟目出度と、兩人衆相さつに而御座候事。

隱岐守隼人仕候様子之事



一、寛永十三年七月九日に、人持之組頭共、本多安房守方へ罷出候様に、被仰渡事有之由御觸御座候に付、何茂安房守方へ寄合申候處に、奥村因幡守御使に被成、大橋市右衛門・黒坂吉左衛門・荒木六兵衛三人の出頭人を指添、隠岐守に被申渡候。

一、去々年西尾隼人と穿鑿仕候義、具聞召被届、大坂之儀は最前に相究候へば、只今とかう被爲置候。然るを如何様に申成候共、穿鑿可仕義に無之候。其時西尾不申上通、有躰に申候へばこそ無事に相濟候。若西尾不申上候共、申上たると申候はゞ、於其場打果すより外は有間敷候。左候はゞ、肥前家武道之吟味も不穿鑿成様に、世間に申候へば、肥前天下之面目をうしなひ候事をかへりみず、遂穿鑿候事、是一。

一、隠岐守儀大坂御陣以後度々の御加増被下、一廉御取立被成、人持の組頭に被仰付、殊御一門衆迄組子に御預け被成候程に、御念頃に被思召候へば、たとへ如何様に申成候共、取上可申義に無之候。是非穿鑿仕候はで不叶事に候はゞ、得御内意申候へば、様子聞え申處に、御爲を不存、我いきどほりにまかせ、若げ成穿鑿仕候事、是二。

一、西尾隼人と申者、近年江戸之御用被仰付、御老中も御存に而、諸事之御用被仰付者を、今度隠岐守穿鑿懸申に付、西尾にきす付申と被思召、以來跡之様に被召遣事不成様に仕成し候事、偏に隠岐守不届義と被思召候事。

右三ヶ條を以、中御たがひ被成候間、能州島へ罷越候様にと、因幡被申渡候。

一、隠岐守申候は、御意の趣至極仕候。委細畏候。是は因幡殿迄申候。只今御意を承候迄は、今度の穿鑿私じまんに存罷在候。其子細は閑齋・伯耆・安房・山城四人之衆、數度之御吟味に而相究、其上殿様御直に御聞被成御究被成候義を、ケ様に申成候事、上をかるしめにくき仕合に存候間、急度遂穿鑿、以來迄の侍の見せしめに可仕と存、如此仕候。此上は、以來御家中に、むざと仕たる事を申者御座有間鋪と、随分じまんに存候處に、御意に而行當り申候。私義別而御懇之儀に御座候間、とても御恩に、是に而切腹被仰付候様に被仰上可被下候と申候處、安房守・因幡、兎角任御意可然と被申候。隠岐申候は、身に餘る程難有御意兩度御座候。只今存當候。此上の御奉公には、何方へ成共罷越可申由申、能州へ罷越候旨、本多安房守殿脇田九兵衛を使に被成、拙子共方へ被仰聞候。

一、隠岐守能州へ罷越、九日間御座候而、奥村因幡私共に被申渡候。伊織・三十郎義、隠岐守甥之事に候へば、其まゝ召遣可申儀に候へ共、兩人之内養子に可仕と内々申由被聞召及候間、御暇を被下候と被申渡候事。

一、三ヶ條其外不届義共候間、中御たがひ被成候と被申渡候故、三ヶ條はがてん仕候。其外と御座候義、聊覺無御座と申候處に、安房守被申候は、定而娘の死候時かみを切申義、筑前



様江戸御下向之御供御斷申義に而可有之と被申候由。是は狩野宗印拙子に爲申聞候。此二ヶ條は右之被仰出之内に而は無之と覺申候。

## 〔甲申雜書〕

右の安見右近事、身上の果口等先年も記しけれども、此次に二重になることもと思て又書加へぬ。安見が大坂軍勤けるは、六千石にて足輕大將たり。出頭故度々加増して、一萬石迄立身しける。然る内に、安見大坂にての働、城方との迫合にては無くて、黒田筑州の手の者と出合、互に敵と思ひて打合ける由殿の聞召、味方にもせよ、大坂城攻の如く、日本の人数の出合には、我に立向ふ者は敵と思ふも理り。味方討にもせよ、働の能きは善しと云もの也との御批判と云々。已後、黒田家中の談には、加賀の手には、此方の者に向ひ味方討したるものに褒美有て、能き身上になりたれども、此方には左様の事もなし。味方討の褒美は珍敷事なごの沙汰、いつともなしに弘まりけるが、其内に安見出頭おころへ此の事も子細ありてとなりける頃、味方討の世上沙汰聞召、旁以御目通も悪敷なりけると也。此儀を今の世御耳にいれん者は、當時勝れたる出頭人西尾隼人なれば、多分隼人ならんと思ひ詰て、又何とぞ耳打したる者も有けるにや、西尾と可討果旨状をやる。今の御亭、昔は作事所、中頃は後藤程乗が下向の時に入り居ける所、其頃は大きな松林なりし。それへ獨身にて可出會と云々。仍隼人も云ひ掛

程乗屋敷は  
蓮池園内な  
り

亭は邸なる  
べし

られたれば無了簡、約束の日未明より、自身鎧を持って右の松原へ出居けるに、安見は刻限遅く、辰の頃に成て出けるに、其氣色こそ見えつらめ、家來ども氣遣がりて段々に追付、廿人計供して、其身は馬上にて松原へ到着の体、前廉の状旨とは違ひて首尾不宜みゆる。此事いつとなしに沙汰こそ有つらめ、松原の近所の本多安房政重・横山山城長知亭より、家來どもを出し置けるに因て、此家來ども出向ひて、是は可有義に無之、如此兩人より家來ども出置候うへは、いか様の事もさせ不申候。安房方へ御供申様に申付候、山城も安房宅へ御出候て御待候由を云ひて、理不盡に安房方へ同道しけるなり。尤山城も來會して、兩人の存分をも聞き和解をなす。然るに安見申は、隼人其方覺可有之と云。隼人は、覺とは何ぞ、曾而覺無之と云。重而安見覺の無きとは何事ぞ、我等事を御前へさへ申上たる儀、慥に承届たり。夫を只今何かと申すは沙汰の限なりと、せきたる体にて云。隼人は、先以覺無之。其上唯今安見が御前へ申上たる由を申候、此事は御前に御座有儀也、今御前へ申上たる旨申を、此にて不申上由堅く申断り候へば、安見へ偽り且陳すると申物に候。御前へ申上たる義ならば、其を安見前にて不申上由申候ては、御前へ奉對私の一分立不申候。此所を御開届可被成、とかくを可申子細にては無之儀と、理に當りて返答する故、兩老も得心し、隱岐殿若さに中言を被聞て御せきと見え候間、心を鎮められ候へと有て、種々和解あり。此時も安見首尾不宜、



彌御意に違ひけれども、一萬石已上の衆被仰付は、江戸の老中へ被仰達候はでは不成故、御延引多分被仰達ものならん、追て能州の島へ被遣ける。右の安見が味方討の事を御耳に立たるは實なり。但西尾には非ず、さへたる者は前田對馬家來春田内匠なり。此内匠が申上たると云ふ子細は、對馬孝貞入道源隨が父にて、源峯の孫内記の子なり。若輩故、春田主の家内の事を、心の儘に執行んと思へども、外戚の安見後見し、然も對馬若輩故、大小にも安見が指圖にて、春田が思ふ儘にならず。安見後見善き事も害もあれば、其悪き品計を算へ舉げ、其上味方討の事をも書付け、春田言上、取次は津田玄蕃今より三代前出頭の小姓立。也。此首尾は脇田小平、若輩にて御次に詰居て見聞したると、後々脇田が語りける由なり。此安見鐵炮の上手なり。大坂にて働の時、無名指と小指とを打落されけれども、鳥銃の上手、申りは不替けると云々。

## 〔三壺記〕

## 加州利常公の御内安見隱岐事

寛永十三年には、朝鮮國より公家の上官等、上下百人餘宗の對馬守跡備へにて、長崎より江戸へ參勤有之、日光山へ參詣也。献上物以下、異國之珍物山のごとし。道中以下は色々の御馳走甚し。宗對馬守はかり事にて、罪科人を成敗して朝鮮人に是を見せしむ。恐るゝ事たごへん方なし。頓而御いとまを被遣、歸航を遂しむ。扱加州には、本多安房守政重の屋形へ、

朝鮮信使の  
江戸に來れ  
るは十二月  
に於て安見  
隱岐の配流  
に在り

人持衆寄合として何も集り、安見隱州へ御意之趣被申渡、それより直に人數を付させ給ひて、能州島八ヶの内向田村へ蟄居被仰付、御扶持方三十人扶持被遣、五六ヶ年之内に病死せらるゝ。哀成次第とて、諸人なんだをもよほしけり。安見盛之時分は右近の大夫と申けるを、毛利の右近大夫殿に差合ひて、隱岐と名を替らるゝ。第一武道の覺隱なく、鐵炮の一流を究め、弓馬の道殘所なし、弟に伊織と申て、是に千石扶助せらるゝに、伊織病死の跡、無相違子息名跡に立て、千石被遣置けるを、此時伊織高野山へ引入り出家す。此妹は安彦左馬助に嫁娶にて有けるに、左馬之助伯父何某と申もの、蜂須賀安房守家老なるが、主人と申分出來し、公儀の御沙汰に成る。依之安彦左馬介妻女を安見隱岐へ相返し、左馬之助家内を掃拭し、疊の表替などして、番具足等迄かざり置て、伯父の方へ見次として立退けり。其翌年安見殿進退果たり。此安彦事父安彦左馬は、丹羽五郎左衛門長重小松在城の時、安彦左太夫と申て、淺井繩手にて七本鎗之内也。二代の左馬に四人の兄弟有。惣領は左馬之助、二男五郎兵衛、三男兵部、四男八助、何も御子小姓を相勤るの後、御馬廻御小姓なりけるが、二三年の内に病死にて、左馬一人残り申されけれども、是も右の通に成りにけり。安見隱州は、覺目出度侍なりとて、一萬石の進退にて、與方四千石外に付させ給ひ、利常公の姫君、佐久間半右衛門にて御そだちなされけるを、安見隱岐の養子に被仰付、漸く御成長の頃に、三代目の對馬



前田左兵衛と申時、嫁娶被仰付。此の出生之子を長松丸とぞ申しける。かゝる御事なれば、如何様之儀有之も、さしてわざはひもなかるまじき御事なるに、かやうに進退果給ふ事のふしぎさよとぞ申ける。安見殿家禮のものおちぶれ有之かたりけるは、各御不審は尤、覺の家は隠れもなく、御縁者衆横山家・今枝家・前田黨の御家、何も御念頃なれば、其威に任せて我意も出来いたしけるにや、光高公江戸へ始て入せ給ふ時、安見を執權に御頼の處に達而辭退申され、終に被參ざりし。依て今枝民部を被召連執權せらる。追付上様御成の時、民部殿七千石の上に二千石の御加増にて、九千石に成されけり。又幾程の目出度事のみ可有之。又寛永六年に高岡に於て瑞龍院様の十七回忌に江湖御付御弔被成ける時、安見御奉行被仰付。其時非人に施行百石、御命日に當て是を被下。是の非人の中に肥躰成男有。是をとらへて、ひそかに刀だめしにいたさる。誰も知るものなしといへども、悪事千里の習ひにて、達上聞哉らん。又先年筋違橋の御普請の時、加州より役人どもを伊豆山へ被遣、石を切出す。伊豆普請ども申けり。此時安見、役人数十人伊豆山へ遣さる。伊豆にて下行相渡す役人頭の足輕、金澤へ罷歸飯米の算用申付らる。引負有て籠舎被申付。此足輕の妻女は春光院殿の仕立の女なり。成長の比安見足輕頭の妻女に春光院殿より仕立被遣。それに付春光院殿へ彼女參、御わび事被成可被下旨申に付て、御わび事被仰入といへども、安見承引なかりければ、妻女の儀

春光院は春  
香院なるべ

は構有まじければ、此へ返し申され候へと被仰入。安見聞給ひて、女も取て籠舎させらる。春光院殿より、女の儀籠舎は希代成仕合なり、早々渡し申され候へと再三被仰遣處に、安見返事に不及、夫婦頓而成敗し、剩妻女の死骸を村井出雲殿前なる惣構の堀へすてらる。春光院殿御女儀之事なれば、其御いきどほりふかくして、共に死なんと御なげき有も理なり。其後大坂鐘之御吟味の節、西尾隼人とあらそひ、無首尾成に付、達上聞給ひて流刑被仰付。御尤の仕合哉。近年安藝の福島左衛門大夫殿、越前の一伯様、駿河大納言様、越後の上總様、何も御當家の御一門の棟梁といへども、御政道には私なし、心のゆく所に隨へごものりをこえずと、古人のことはも有となん承る、隠岐殿計にかざるべからずとかたりければ、何も舌をふるひけり。誠に此物がたり申けるもの、遠きを考へたるにや。今枝民部殿は、光高公の御家督御取被成時、二千石の御加増にて一萬千石に成給ひ、天下に名を得て御家を納め、網利公の御代に成り、二千五百石の御加増にて、功なり名とげ隠居被仰付。誠に末代迄の面目なりと皆人うらやみ申けり。

〔菅家見聞集〕

一、今年安見隠岐依科に、能登島八ヶ之内向田村へ蟄居被仰付、本多安房守宅にて御意之趣申渡す。

菅家見聞集  
之を寛永十  
年に係くる  
ものは非な  
り



安藝様は淺  
野光晟  
お満様は利  
常の女にし  
て淺野光晟  
の夫人

自昌院は滿  
姫の法號

〔加陽諸士言行筆記〕

七九二

一、中納言様加陽より御參勤、江戸御務、安藝様に被爲入候。久々御對面もなく故、何茂御安全之御悅也。お満様御尋、御國に替る御事も無御座哉与被仰時、中納言様御意には、替事もなく候、去ごも人持共が何廉申分をして苦勞のみと被仰候。夫を誰に而候哉与御尋候へば、安見右近と西尾隼人・篠原織部・伴八矢杯相手に而申分致候故、年寄共に扱はせ候得共埒明不申、歸りての事というて御越と被仰候。お満様被仰けるは、それは被仰付、埒明たるがよくと被仰候得ば、中納言様、そなたは女儀に而合點參間敷与御意なり。お満様、安見事遠島被仰付可然与思召候。子細は、右近儀は一萬石におよび候かと被思召候、殊外物馴たる者に候、其上組も御預候へば、萬一の時一廉御用も可相勤者に候。八矢・隼人などは、大坂の時自身の働の走廻いたし、鍵合杯しても、一廉の事は無覺束候。近年御旗本ものさわが敷候へば、如何之事出來も不知候。譬不理屈にても、十年計も遠島可被仰付与御意被成候へば、中納言様御意には、扱々男勝りなり、男子にして三ヶ國を守らせ度者哉、扱も尤じや、夫迄は御前も御氣付なくと御意也。扱翌年御歸、七八分安見が不埒に候得共、能州へ流刑被仰付候へば、右御前様の御意故と申候。是自昌院様の御事也。綱紀公にも御若き時御見舞被遊候へば、乗物にて被爲入候哉与御尋候得ば、其通と御意に候へば、御歸之時分馬に而御歸候へ、旗本

のたはけ共、そなたの顔を見知らぬと申由に候間、馬にておかへり候得与被仰候由、氣味よき女郎様也。

〔金澤古蹟志〕

町會所跡

三州志來因概覽附録に云、町會所は寛永十三年安見隱岐流刑の後、其遺宅を以て直に町會所とすと相傳。是より以前は、博勞町竹屋仁兵衛と云町人の居宅にて、町方の諸用を、町役人共集り處置したりと云。竹屋仁兵衛由緒帳に、天正年中御入部之砌より慶長二年まで、當地に町會所無之。其頃元祖仁兵衛博勞町に居住罷在、町役人被仰付、則居宅を役所に相成、其頃は當地尾山と稱し、傳馬役所も相勤むとあり。されば慶長二年以前は、何れの地に町役所を立たりけん。後の町會所は、安見隱岐の舊宅をば其まゝ用ひられ、文化二年まで隱岐が舊宅の建物存在して、寛永以前よりの古建物なりしかと、既に二百許年を経たりしゆゑに、追々大破に及び文化二年に造替ありて、建方も便捷になりたりと云へり。然るに明治廢藩置縣の際、建物を取毀ち、地所も賣却せられ、今は其遺跡に悉く町家を建て、數戸となしたり。残れるものとは土藏のみにて、遺狀聊なしといへり。

七月廿八日。錢貨通用に關する幕府の法令を領内に傳達す。